

東ティモール民主共和国  
国家行政省 国家公共行政府院

東ティモール民主共和国  
人材育成奨学計画 (JDS)  
協力準備調査報告書

平成 30 年 5 月  
(2018 年)

独立行政法人 国際協力機構 (JICA)

一般財団法人 日本国際協力センター (JICE)

資金
JR
18-003



# 要 約

## 1. 調査概要

### (1) 調査背景

人材育成奨学計画（以下、「JDS」）は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度よりウズベキスタン及びラオスの 2 カ国で開始された。その後、対象国を広げ、2017 年度までに計 15 カ国から 3,970 人の留学生を受け入れてきた。

JDS では 2009 年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4 期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に係る公務員に限定する新たな方式に国別に順次移行してきた。

また、JICA が 2014 年度に実施した基礎研究「JDS の成果に関する要因分析」（以下、「JDS 基礎研究」）では、対象 11 カ国の JDS の成果と要因にかかる比較分析がなされ、今後の事業実施方針及び戦略が示された。同基礎研究報告書においては、JDS が過去 15 年間にわたって、対象国における行政官や行政機関の開発課題解決能力の向上、日本と対象国との二国間関係の強化、本邦の受入大学の国際化推進に大いに貢献してきたとしつつ、次の 4 つの取り組むべき課題を示した。すなわち、①基本実施方針の策定、②キーパーソンを取り込む人選と付加価値、③二国間関係強化のためのフォローアップ、④親日人材の育成・ネットワーク構築である。そのための施策として、博士課程枠の追加や民間枠・特別推薦枠の設置、日本ならではのプログラム開発や日本の産業界との連携や省庁の関与促進、現地事業との連携や本邦の大学と現地関係機関との関係強化等が提案された。

我が国と東ティモールは、同国が独立した年である 2002 年に外交関係を樹立して以来、一貫して良好な関係を構築している。我が国と同じ海洋国家であることから、海外安全及び海洋安全保障を含む海洋分野において、両国で協力を進めるとの認識を共有しており、我が国の開発協力重点方針である「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推し進めるにあたり、同国の安定は重要である。

以上の背景の下、今般東ティモール政府より日本政府に対し 2019 年度から 4 期分の留学生受入計画について要請が出された。今般、プロジェクト実施の妥当性の検証と共に、先方政府のニーズを把握した上で、当該国における経済協力方針及び JICA プログラム等を踏まえたプロジェクトの形成を目的として、本協力準備調査が実施された。

### (2) 調査目的

本調査の主な目的は次の通りである。

- 東ティモールの現状とニーズを調査分析の上、2019 年度から 2022 年度までの 4 期分の留学生受入計画を策定する。
- JDS 本体実施準備に向け、同受入計画の下、JDS 重点分野別の詳細実施計画となる

基本計画案を作成し、概略設計を行う。

### (3) 調査手法

本調査は、文献調査、質問票調査、聴き取り調査等により実施した。また、2017年11月から2018年4月まで東ティモールにおいて現地調査を実施した。

#### ➤ 2017年11月～2018年3月：現地調査

- 日本の経済協力方針、東ティモールの開発ニーズに合致するサブプログラム／コンポーネントの設定
- 各サブプログラム／コンポーネントに対する教育プログラムを有する本邦の受入大学の配置案の確定
- 各サブプログラム／コンポーネントに対応する対象機関の選定
- 実施体制の確認

#### ➤ 2018年2月：事業規模の算定

#### ➤ 2018年4月：サブプログラム基本計画案の作成

### (4) 調査結果

#### ① 東ティモール JDS の枠組み

東ティモール政府との現地協議において、次表の通り、東ティモール JDS の新たな援助重点分野、開発課題、受入大学が決定された。

東ティモール JDS の枠組み（2019年度～2022年度）

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	受入上限数
1 行政能力向上及び制度構築	1-1 行財政能力向上及び制度整備	同志社大学	グローバル・スタディーズ研究科	2名
	1-2 サービスデリバリーの向上（保健/教育）	国際大学	国際関係学研究科	2名
2 産業・経済の発展のための政策や制度整備	2-1 産業・経済の発展のための政策や制度整備	立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋研究科	2名
3 交通・運輸網整備、都市環境整備	3-1 交通・運輸網整備、都市環境整備	名古屋大学	環境学研究科	2名

全省から優秀な候補者を募ることを目的に、全機関を対象機関とすることで合意した。また、2018年5月に国民議会総選挙が実施され、新内閣の発足後、省庁再編の可能性が あることから、新内閣の動きを注視しつつ、2018年度の第1回運営委員会において、改めて対象機関の設定について協議・合意することとした。

日本で得た知見を活用し所属省庁で中長期にかけて貢献することを目的に、対象グループは雇用期間が定められている有期雇用の職員は対象から外し、正規雇用の職員のみを対象とすることで合意した。

また、東ティモール国立大学教員は教育文化省所属の公務員であり、これまで大臣・副大臣就任例も多く、開発に資する機関と位置づけられるため、JDSの対象として、東ティモール国立大学の正規雇用の教員を対象に含めることで合意した。

## ② 運営委員会メンバー

運営委員会は、東ティモール側委員（国家行政省 National Institute of Public Administration（以下、INAP）、教育文化省、Civil Service Commission（以下、CSC））及び日本側委員（在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所）にて構成され、JDSの実施・運営方針について協議・決定を行うことで合意に達した。

国	役割	機関名
東ティモール側	共同議長	INAP
	委員	教育文化省
	委員	CSC
日本側	共同議長	JICA 東ティモール事務所
	委員	在東ティモール日本国大使館

## (5) 妥当性の検証

東ティモールの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDSと東ティモールの開発計画との整合性等について分析した。東ティモール JDS の援助重点分野は、東ティモール政府の「戦略開発計画（Strategic Development Plan）（以下、SDP）」<sup>1</sup>に資するものとして位置づけられる。

また、2017年5月に策定された我が国の「対東ティモール国別開発協力方針」では、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」、「産業の多様化の促進」、「社会サービスの普及・拡充」を援助の重点分野としている。本事業は各開発課題への対応のために、それぞれの分野を所管する監督官庁等の中核的人材の育成を行う案件として位置付けられ、我が国及び JICA の協力方針と合致する。

<sup>1</sup> 東ティモール戦略開発計画（SDP）参照  
<http://timor-leste.gov.tl/wp-content/uploads/2011/07/Timor-Leste-Strategic-Plan-2011-20301.pdf>

以上のように、JDS は、対象国の国造りを担う人造りを目的とし、東ティモールの中・長期的開発計画の目標達成に資するプロジェクトである。また、我が国の援助政策・方針との整合性が極めて高く、各協力プログラムにおける技術協力や同国の保健医療サービスの向上を図る「経済社会開発計画」やアクセス効率化や運輸セクター強化による経済活性化を目的とした「コモロ川上流新橋建設計画」等、無償資金協力等を補完し、協力の相乗効果を高めるものである。

## (6) 概略事業費

JDS を実施する場合に必要な事業費総額は、1.58 億円と見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

▶ 日本側負担経費：1.58 億円（2018 年度事業 4 カ年国債）

▶ 東ティモール側負担経費：なし

▶ 積算条件

- 積算時点：2018 年 2 月
- 為替交換レート：1US\$ = 113.31 円
- 業務実施期間：事業実施期間は、実施工程の通り。
- その他：日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

## 2. 提言

### (1) 実施体制について

今般の協力準備調査では、①JDS の事業目的、②運営委員会体制、③受入計画等の重要事項について東ティモール側と合意に達することができた。運営委員会において共同議長となる INAP は東ティモール公務員の全体的な研修を統括する組織であり、運営委員会メンバーの CSC は、各組織の人事担当者の親組織でもある。協力準備調査を通じて INAP、CSC から事業に関する十分な理解を得ることができたことは大きな成果である。INAP や CSC により、運営委員会の意向を各行政組織に直接反映することが可能となり、今後事業の質の向上を図っていく上での体制が整備されると考える。

## (2) 5月の国民議会議員選挙が及ぼす影響について

東ティモールでは2018年5月12日に国民議会議員選挙が実施された。選挙の結果次第では、その後の組閣が遅れる可能性があり、E/N、G/Aの締結時期について先が読めない状況である。このような状況について、JICA 東ティモール事務所からの事前情報の提供により、今回の現地調査において、国家行政省大臣と合意したJDS 協議議事録の冒頭に、E/N、G/A 締結に向けた日本側と東ティモール側双方による早急な手続きの実施に関する内容を盛り込むことができた。しかしながら、新内閣決定の遅れに伴うE/N、G/Aの締結が遅れる可能性については、引き続き留意する必要があると思われる。なお、事業の開始が遅れた場合、募集期間が短縮される等、影響が生じる可能性が高いことから、万が一、遅れが発生した場合は、東ティモール側運営委員会にJDS 正式開始前から各機関に対するJDSの事前通知を依頼し、多くの応募を集められるような対策を講じる必要がある。

## (3) 他 ODA 事業との連携

JDSをODA事業として実施する以上、個人への奨学金プログラムではなく、他の案件と同様、「開発のための投入」という観点から、他のODA事業との一層の連携が重要である。JICA 在外事務所担当者や専門家への本事業の周知、有能な人材のJDSへの応募勧奨、帰国留学生同窓会ネットワークの事業での活用などが求められる。特に実施中の技術協力案件との連携を促進するべく、活動中の専門家との密な情報共有のみならず、専門家がJDS 帰国留学生と直接話し合う機会を設けることも重要である。この点については、実施代理機関もJICAが実施中のプロジェクトや東ティモール政府の関連政策への理解をさらに深め、有益な提案を行うことが期待されている。

社会経済開発の推進に資する若手行政官等の能力強化のためには、JDSのみではなく、他のプログラムとの連携、補完が不可欠である。今回の調査では、計画財務省の専門家、開発・制度改革省の専門家、商工環境省の産業政策アドバイザー、「東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト フェーズII」のチーフアドバイザーら6名のJICA 専門家とも面談し、プロジェクト間の連携について協力していくことで合意できた。これに加え、過去にJICAの課題別研修や国別研修へ参加した若手行政官のリストも、JDS 留学の潜在的候補者としてJICA 事務所から共有されることも提案したい。

## (4) 戦略的な募集活動

JDSの目標を達成するには、優秀な留学生の獲得が前提条件となるが、毎年8名のJDS 留学生を確保することは容易ではないと推定される。今回の現地調査により、高い英語能力、研究能力を有する公務員が少ないことが確認され、またJICA 東ティモール事務所でのヒアリングにおいて、これまでの長期研修員の募集活動による候補者獲得には苦労したとのコメントがあった。また、JICA プロジェクトで日本留学中の東ティモール人行政官からの聞き取りによると、東ティモール人が海外留学を希望する場合、インドネシア、ポルトガル語圏、英語圏の国々を第一候補として検討しており、日本留学が第一候補として検討されないのは、日本留学には日本語能力が必須であると思い込んでいるためと指摘があった。

そのため、主要対象機関から多くの優秀な応募者を集めるために、戦略的な募集活動は重要である。これまでの JDS 新規国の立ち上げ経験から、JDS の知名度がない初年度において、JDS そのものの認知度が低く、多くの候補者獲得に至っていない現状がある。在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所等の現地法人が協力し合い、「オールジャパン体制」で JDS をアピールしていくことが求められる。

まずは対象機関となる各省庁の JDS 担当者との人間関係を構築し、協力を得ることで、省内での情報普及に一定の効果が見込める。応募者の多くは各省庁の JDS 担当部局より情報を得ることが多い。JDS 担当者から候補者層に情報が行き渡るようにするには、実施代理機関が担当者との良好な関係を構築し、協力してもらうことが最も重要である。主要対象機関に足繁く通い、JDS 自体を強く認識してもらうことから始めるなど地道な活動を行うことが肝要である。

日本留学に目を向けてもらうためには、大学の魅力を紹介することに加え、異なるアプローチも必要である。日本の大学が Times Higher Education (THE) や Quacquarelli Symonds (QS) といった世界的な大学ランキングにおいて上位にランクされていないように、他国における日本留学の認識においても、国際的な競争力や知名度は低い状況にある。学問領域においても、一般的に日本の大学は工学系に強みがあると思われている一方で、JDS が主に対象としている社会科学系には強みがあるとは必ずしも思われてはいない。

そのため、主要対象機関の JDS 担当者には、JDS の利点をアピールする必要がある。JDS は行政官を対象とし、同国の開発課題に合致した人材育成のプログラムである。同国の中長期的な発展に資するプログラムであること、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられていることを伝えていく。さらに既存のプログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国に即したカリキュラムが提供されるなどの JDS 独自の付加価値、一貫した指導体制・受入体制が整えられていること、滞日期間中を通して定期モニタリング等の留学生を受けられる手厚いサポート等のアピールを積極的に行う必要がある。現在、JICA が推進している「JICA 開発大学院連携 (JProUD)」において、留学生自身の専門分野の研究だけでなく、日本の開発経験が学べる点も大きなアピール材料になりえる。東ティモールには、国会議員や高級公務員に日本留学経験者がいることも広く周知し、日本留学のブランド力を高めることも有効と思われる。

これらを踏まえ、様々なアクセス・チャンネルを用いて、より多くの潜在的候補者に情報が行き渡るような募集活動を行うことが必要であろう。プレスリリースや SNS などのメディアを活用した広報や JICA 専門家、JICA 帰国研修員同窓会など、幅広い人脈を持つ関係機関と連携し、JDS の魅力を発信していくことも有効である。

## (5) 対象候補者の拡大

各機関への聞き取り調査の結果、今般決定した JDS 援助重点分野及び開発課題において、全ての機関から高いニーズがあることを確認できた。各開発課題のうち、とりわけ「健全な財政運営、公共政策及び法制度整備」は、公共政策分野という観点において、多くの機関から人材育成の重要性が挙げられた。その他の開発課題分野においても、「サービスデリバリーの向上（保健／教育）」は保健省及び教育文化省から、「産業・経済の発展のための政策や制度整備」は観光省、農業水産省から、「交通・運輸網整備、都市環境整備」は開発・制度改革省からの高い関心を確認することができた。

さらには、JDS で修士課程だけでなく、博士課程の実施についても要望を受けた。今回においては第 1 フェーズであり、人数を 8 名、対象を修士に絞った。しかし、東ティモール側からはより多くの人数を望む声があり、また他国では博士課程を導入していることから、東ティモールについても継続的にニーズの把握に努める必要がある。

一方で、より有望な人材を発掘するための対象候補者の拡大を検討する必要があることも確認できた。聞き取り調査の結果では、各開発課題において高いニーズがあったと同時に、高い英語能力、研究能力を有する公務員が少ないことも判明した。そのため、毎年 8 名の JDS 留学生を確保するためには、上述のとおり戦略的な募集活動を実施する他、有望な人材を発掘するために、正規雇用の公務員のみを対象とするのではなく、適当な範囲内の対象者の要件を緩和し、対象候補者の拡大を検討する必要がある。

今回の現地調査において、多くの閣僚就任例があることや教育文化省の公務員という立場であり、SDP の策定や各省庁との科学調査事業等を実施していることから、当初想定されていなかった UNTL 教員を対象として含めることで合意できた。この他に、応募要件緩和の依頼として、各省庁の聞き取り調査の際に、一定の復職期間を設けることで、正規雇用の公務員だけでなく、有期雇用の候補者を対象に含めることについて意見もあった。

東ティモール側から応募要件緩和の意見も出ていることから、今後も応募要件の緩和を検討する必要があると考える。今回、UNTL 教員は対象として含めることとなったが、UNTL 学長からの聞き取りでは、教員の 95%がすでに修士号を取得済みであり、その多くは海外の大学で修士号を取得しているとの回答があった。一般的な JDS の応募要件として、海外支援の奨学金受給で修士号を取得した場合は応募が認められていない。そのため、UNTL 教員を募集対象とする場合、同時に応募要件の緩和も検討することが必要である。これについては、正規雇用の公務員においても、優秀な人材程、海外支援による奨学金受給者が多いことが考えられるため、この応募要件を緩和することにより、優秀な候補者が集まる可能性も期待できる。

但し、応募要件を緩和することで、JDS のそもそもの事業目的を見失わないことが必要である。安易に UNTL の合格者を増やすことは、社会・経済政策の立案を担当する行政官の育成という JDS の事業主旨を歪めることとなり、国費留学や長期研修員との差別化が図れなくなってしまうことから、UNTL の教員からの一定の応募は期待しつつもメインターゲットにしない考え方で事業を運営する必要がある。その他の応募緩和の検討についても、メインターゲットはあくまでも正規雇用の公務員であることを前提としつつ、十分な応募者確保の観点から、東ティモールに最も適した応募要件を、運営委員会メンバーと共に入念に話し合う必要がある。

#### (6) JDS 留学生への手厚い支援の必要性

上述の戦略的な募集活動及び対象候補者の拡大の他に、東ティモール JDS 留学生の高い成業率を達成するための施策も必要である。そのためには、JDS 留学生の能力底上げに向けて、実施代理機関、受入大学による様々な支援が重要となる。受入提案書の厳正な審査の下で決定された受入大学は、東ティモールの公務員の能力が総じて低い点について十分認識していると考えられるが、能力的に受入大学の入学基準に満たない候補者を無理に合格させた場合、成業率に大きく影響する可能性もある。

そのために、実施代理機関による来日後の JDS 留学生に対する支援が求められる。JDS では、JDS 留学生が来日後に一貫したサポートを受けることができることが大きな特徴であり、かつ大きなメリットにもなっている。手厚い JDS 留学生支援のひとつとして、受入大学には特別プログラムを使ったティーチングアシスタントの配置を依頼すると共に、実施代理機関のコーディネーターは、JDS 留学生と指導教官がコミュニケーション不足に陥らないように注意しながら、留学中の様子を見守っていく必要がある。

また、当然ながら、能力的に受入大学の入学基準に満たない候補者を無理に合格させることがないよう取り組むことも重要である。受入大学に入学するための候補者に対する支援として、東ティモールにおいても他国の JDS 同様に、選考中の候補者に対する筆記試験対策や面接試験対策を実施し、支援を行う必要がある。他国の実施例では、ミャンマーやタジキスタンでは、候補者が英語試験の前に英語事前研修を受講し、JDS 選考中の候補者の英語力底上げの役割を果たしている。

合格後の渡日を控えた JDS 留学生に対しても、大学入学後の高い成業率を達成させるため、公務員の研修取りまとめ機関である INAP の支援の下、現地における来日前英語研修の実施や受入大学に対する特別プログラムを活用した来日前指導を依頼することが必要である。これらを実施することができれば、大学入学後の高い成業率の達成が期待できる。

## (7) 付加価値プログラムの必要性

現地調査で訪問した省庁からは、2年間の日本滞在中に、官庁や企業でのインターンシップ等より実践的な研修が有益との提案が出された。留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係構築、また他奨学金との差別化の観点から、このような付加価値が見込める取り組みをより一層進めるべきである。その際、特別プログラムの経費の活用について、受入大学側に依頼するだけでなく、より JICA の意図に沿った活用ができる仕組みの検討が必要である。

## (8) 日本語習得の必要性

運営委員会共同議長の INAP を始め、多くの機関から日本での留学期間中に日本人や日本社会との交流を通じて規律や労働倫理、経済発展と文化保護の調和について学び取ることが期待していることが分かった。

日本人の心や精神性の深いところまで理解し、将来日本と東ティモールの懸け橋となるには、日本語の習得が有効である。英語で学位を取得する JDS 留学生は、2年間の日本滞在中に日本人や日本文化への十分に理解を深めることが難しい。専門学術分野の知識習得のみを目的とするプロジェクトであれば、それでも良いが、二国間の友好関係に寄与する人材の育成も目的とするのであれば、活動のひとつに日本文化理解を促進するプログラムが必要である。言語は文化理解の基礎であり、留学先の人々、つまり日本人とコミュニケーションを図る必須のツールである。日本語習得のために学習を継続させるには、日本語が必要となる機会を提供することが不可欠である。そのため、日本の官公庁や企業等でのインターンシップや地域の日本人と触れあうことができるホームステイ・プログラムも有効である。

## (9) ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用と実施代理機関の役割

### ① 帰国後のフォローアップのための滞日中に取りべき施策

継続的なフォローアップを容易にし、その活動を「我が国と東ティモールのパートナーシップ強化」という事業成果の発現に繋げるためには、滞日中から我が国へのロイヤリティを高め、帰国後も我が国との関係を保つ動機を与える必要がある。帰国後のフォローアップでは、滞日中に高めたロイヤリティを維持・発展させる施策を実施することによって、より高い事業成果の発現が期待できる。

現在、JDS 対象国では実施代理機関が、同窓会の立ち上げやその他イベント開催の支援を行い、帰国留学生の組織化を図っている。しかしながら、一定期間我が国との関係性が途切れた帰国留学生のロイヤリティを再び高めるには、時間とコストが追加的に必要となり、必ずしも効率的とは言えない。

従って、滞日中の留学生に対して提供する施策と帰国後フォローアップ施策は、継ぎ目のない施策として一体的に検討されるべきである。

## ② 帰国後のフォローアップ施策

持続的にフォローアップを行うことを目的に、滞日中に高めたロイヤリティを維持・向上するための施策を実施する必要がある。先行して東ティモールにおいてフォローアップ活動を行う Australia Award のノウハウを吸収し、主に国費留学生や JICA 研修員で構成される東ティモール日本留学同窓会とも連携を図りながら、フォローアップ・コンテンツを充実させることが期待される。活動が軌道に乗るまでの数年間は、日本側による資金援助や活動のファシリテーターとしての支援者的役割が求められる。

## ③ フォローアップのための行政官ネットワーク構築

日本へのロイヤリティ向上という観点から、滞日中の JDS 留学生に対して提供すべき施策としては、日本文化理解講座や、日本の開発経験を伝えるセミナー等が一般的に考えられるが、JDS 留学生が各国の政策立案に携わる行政官であるという JDS 最大の特徴を活かした施策が望ましい。親日・知日家として我が国と東ティモールの架け橋となる事が期待されている JDS 留学生にとって、将来のキャリアパスにおいても有用なネットワークとは、我が国省庁とのネットワークであろう。行政官との交流や、我が国省庁関係者を講師としたセミナーやワークショップ開催等を通じたネットワーク構築支援が望まれる。

こうした施策によって形成されたネットワークは、帰国後の業務においても実用的なものであり、維持することにインセンティブが働くため、継続的な関係構築が期待できる。

## ④ 実施代理機関に求められる役割

### (a) 媒介者としての役割

JDS 留学生は滞日中に様々な日本人とのネットワークを築いている。しかしながら、個人同士の関係性構築では、適切な相手と出会うことは容易ではない上に、点としてのネットワークでしかなく、散発的な効果しか期待できない。そこで、実施代理機関が JDS 留学生と我が国の ODA 関係者や各省庁との媒介として機能することを期待したい。実施代理機関が双方の関心に基づいたマッチングや、組織的ネットワーク構築機能を果たし、より高い事業成果につながる事が期待される。

### (b) 留学生との強固なネットワーク基盤

モニタリング等で定期的にコンタクトを取り、また緊急時にはすぐに手を差し伸べる実施代理機関は、JDS 留学生にとって、強固な信頼関係で結ばれているパートナーのような存在である。このため、実施代理機関は JDS 留学生の資質等を含めた情報を詳細に、かつ一元的に把握することが可能となっている。

また、一般的に、留学生のフォローアップで問題となるのは帰国後の所在情報であるが、他国 JDS の例では、実施代理機関と JDS 留学生との信頼関係基盤があることにより、JDS 留学生が帰国後にも所属先や活躍ぶりを具体的に把握できる関係性と体制とが既に整えられている。

実施代理機関に求められる役割は、互いの信頼関係を基礎とした、滞日中・帰国後の JDS 留学生とのネットワーク基盤としての機能であろう。実施代理機関が果たしている JDS 留学生との関係性構築の機能は、フォローアップの観点から着目されるべき点である。

### (c) 我が国の各府省とのネットワーク基盤

我が国の省庁関係者に対する JDS の事業広報活動も重要である。JICE が独自に行ったアンケート調査によると、我が国省庁関係者の JDS への認知度は極めて低い状況にある。しかしながら、我が国の省庁関係者にとって JDS 留学生とのネットワークの重要性は高い。例えばインフラ輸出の観点からは、人材育成がインフラ輸出のあらゆる取り組みの土台を形成するものとされ、その多面的意義が経協インフラ戦略会議でも指摘されている。

各省庁において JDS を活用するという機運を高めるために、我が国の各省庁が東ティモールで展開する事業においてカウンターパートになり得る関係する東ティモール側の省庁出身者が日本にいる事や、帰国留学生が実際に各国で昇進を果たし、外交・経済面でも重要な役割を担っている事、また、実施代理機関の存在によって適切なネットワークを容易に選択できる利便性を知らしめること等が必要である。従って、実施代理機関は、ODA 関係者のみならず、我が国の各府省とのネットワークと情報発信力を持つことが期待される。

以上のような取り組みをもって、JDS が相手国の開発と我が国の経済成長を同時に達成する人材育成事業となり、我が国と東ティモールが Win-Win の関係を構築する事が可能になる。

### (10) ジェンダー配慮について

本協力準備調査では JICA のジェンダー指針に従い、東ティモールのジェンダーに関する国家政策と公務員の政策、公務員制度におけるジェンダー配慮の取組み等について調査を行った。本調査の結果、当国の JDS にてジェンダー配慮が必要であるとの結果に至った。

については、2018 年 7 月頃から本体事業が開始され、第一回運営委員会で 2018 年度事業の全体方針を固める際には、本協力準備調査の結果をふまえ、女性の JDS への参加促進の方針及び方法を検討し、東ティモール側関係者と協議・合意することが重要である。とくに、女性の候補者の募集方法について、ネパール国のように「女性の応募を歓迎する」旨を募集要項に記載することや、タジキスタン国のように女性のみを対象とした募集説明会を実施する等他 JDS 国のケースを参考にすることに加え、現地のドナーの取組や JDS 関係者の意見を取り入れつつ方策を検討することが重要である。

本調査で訪問した男女平等社会参画庁 (SEGIS) では、女性留学生を積極的に輩出したいとの声があった。東ティモールにおいて女性公務員の本邦の大学への留学経験者は少ないが、彼女たちのこれからの活躍が期待される。本事業の募集勸奨活動においても、女性の帰国生に募集説明会への参加を依頼し、本邦への留学経験を共有してもらうことを検討する必要がある。彼女たちの体験談を聞き、少しでも多くの女性公務員に JDS での本邦の留学へ興味を持ち、留学中や帰国後の具体的イメージを持つことにより応募しやすい環境を整えることが重要であると考えられる。

また、本試みにより同国女性公務員からの応募数を確保し、帰国後のキャリアパスにより女性公務員活躍のロールモデルになる人材輩出を目指したいという狙いがある。加えて、同国対象省庁より安定して女性 JDS 留学生を輩出することができれば将来的に女性のみクリティカル・マス形成できる可能性も大いにある。これは、近隣諸国と比べて留学事業も発展途上である同国だからこそその可能性である。

# 目 次

要 約 .....	i
第 1 章 JDS の背景・経緯 .....	1
1-1. JDS の現状と課題 .....	1
1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯 .....	7
1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況 .....	8
1-4. 我が国の援助動向 .....	16
1-5. 他ドナーの援助動向 .....	24
1-6. 対象機関の人材育成ニーズ及び人材層の状況 .....	28
第 2 章 JDS の内容 .....	36
2-1. JDS の概要 .....	36
2-2. JDS の概要事業費 .....	40
2-3. 相手国側負担事業の概要 .....	42
2-4. JDS のスケジュール .....	42
2-5. 募集・選考方法 .....	43
2-6. 来日前オリエンテーション、来日後研修、付加価値提供活動 .....	45
2-7. モニタリング・厚生補導 .....	47
2-8. フォローアップの計画 .....	47
第 3 章 JDS の妥当性の検証 .....	49
3-1. JDS と開発課題及び国別援助方針との整合性 .....	49
3-2. JDS で期待される効果 .....	53
3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性 .....	54
3-4. プロジェクト評価指標関連データ .....	55
3-5. 課題・提言 .....	56
3-6. 結論 .....	66

## [資 料]

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 協力準備調査フロー図
3. 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の 4 カ年受入人数

## 略 語 表

略語	英語	日本語
AA	Australia Awards	オーストラリア政府奨学金
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
ANATL	Air Navigation Administration Timor-Leste	航空保安局
ASEAN	Association of South - East Asian Nations	東南アジア諸国連合
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CPLP	Comunidade dos Países de Língua Portuguesa	ポルトガル語諸国共同体
CSC	Civil Service Commission	シヴィル・サービス・コミッション
E/N	Exchange of Note	交換公文
G/A	Grant Agreement	贈与契約
GCR	General Career Regime	一般行政職員
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GNI	Gross National Income	国民総所得
GPA	Grade Point Average	グレード・ポイント・アベレージ
HCDF	Human Capital Development Fund	人材育成基金
IBRD	International Bank for Reconstruction and Development	国際復興開発銀行
IDA	International Development Association	国際開発協会
IELTS	International English Language Testing System	アイエルツ
IMF	International Monetary Fund	国際通貨基金
INAP	National Institute of Public Administration	国家公共行政院
JDS	Project for Human Resource Development Scholarship	人材育成奨学計画
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
JICE	Japan International Cooperation Center	一般財団法人日本国際協力センター
KAAL	Korea Alumni Association in Timor-Leste	東ティモール韓国留学同窓会
KOICA	Korea International Cooperation Agency	韓国国際協力団
LELI	Lorosa'e English Language Institute	私立ロロサエ英語学校
NGO	Non Governmental Organization	非政府組織
NPDEW	National Policy for Development and Empowerment of Women	国家ジェンダー政策
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
SEGIS	Secretary state of Gender Equality and Social Inclusion	男女平等社会参画庁
SCR	Special Career Regime	特別行政職員
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SDP	Strategic Development Plan	戦略開発計画
SNS	Social Networking Services	ソーシャル・ネットワーキン

		グ・サービス
THE	Times Higher Education	タイムズ・ハイアー・エデュケーション
TOEFL	Test of English as a Foreign Language	トフルテスト
UNAMET	United Nations Mission in Timor-Leste	国連東ティモール・ミッション
UNMIT	United Nations Mission in Timor-Leste	国連東ティモール統合ミッション
UNTAET	United Nations Transitional Administration in East-Timor	国連東ティモール暫定行政機構
UNTL	National University of Timor-Leste	東ティモール国立大学
QS	Quacquarelli Symonds	クアクアレリ・シモンズ大学ランキング
YLP	Young Leader's Program	ヤング・リーダーズ・プログラム

# 第1章 JDS の背景・経緯

## 1-1. JDS の現状と課題

### 1-1-1. プロジェクトの背景

人材育成奨学計画（Project for Human Resource Development Scholarship：以下、「JDS」）事業は、日本政府の「留学生受入 10 万人計画」のもと、1999 年度に創設された無償資金協力による留学生受入事業である。JDS の目的は、「対象国において社会・経済開発に関わり、将来的に重要な役割を果たすことが期待される若手行政官等が、本邦大学院で学位（修士・博士号）を取得することにより、帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与すること、また人的ネットワーク構築を通して、将来的な両国のパートナーシップの強化に資すること」である。2000 年度の留学生受入開始から 2017 年度までに計 15 カ国から 3,970 人の留学生を受け入れてきた。

JDS はもともとアジアの市場経済移行国を対象としたが、その後、フィリピンを始め広くアジア圏の国へ、2012 年度にはアフリカのガーナ、2016 年度はネパールへと範囲を拡大し、現在は 13 カ国を対象にしている。さらに、2018 年度には東ティモールに加え、パキスタン、ブータンが対象国として加わる事が予定されている。インドネシアは円借款による留学生受入が始まった 2006 年度に、中国は 2012 年度の留学生の受入れを最後に、国際協力機構（以下、「JICA」）による JDS の対象から外れた<sup>2</sup>。

表 1 JDS の受入実績

受入年度	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	合計
1. ウズベキスタン	20	19	19	20	20	20	20	20	19	14	15	15	15	14	15	15	15	15	310
2. ラオス	20	20	20	20	20	20	25	25	25	20	20	20	19	20	20	20	20	20	374
3. カンボジア		20	20	20	20	20	25	25	25	25	24	24	24	24	24	24	24	24	392
4. ベトナム		20	30	30	30	30	33	34	35	35	28	29	30	30	30	30	30	30	514
5. モンゴル			20	20	20	19	20	20	20	18	18	16	17	18	18	18	18	20	300
6. バングラデシュ				29	19	20	20	20	20	20	15	15	15	15	15	25	30	30	328
7. ミャンマー				14	19	20	20	30	30	30	22	22	22	22	44	44	44	44	457
8. 中国				42	43	41	43	47	47	48	45	39	35	-	-	-	-	-	430
9. フィリピン				19	20	20	25	25	25	25	20	20	20	20	20	20	20	20	319
10. インドネシア				30	30	30	30	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	120
11. キルギス								20	20	18	14	14	15	15	15	15	15	15	176
12. タジキスタン										3	5	5	5	5	5	5	5	7	45
13. スリランカ											15	15	15	15	15	15	15	15	120
14. ガーナ													5	5	5	10	10	10	45
15. ネパール																	20	20	40
合計	40	79	152	239	243	240	271	266	266	256	241	234	237	203	226	241	266	270	3,970

単位：人

<sup>2</sup> 中国はその後我が国外務省の予算により「中国若手行政官等長期育成支援事業（JDS 中国）」として継続実施中。

また、当初は学術分野での受入計画を毎年策定し、官民両方から人材を受け入れていたが、2009年度以降、日本政府の援助方針及び対象国の開発課題や人材育成ニーズ等に基づき、4期分の受入枠組みを策定し、対象者を開発課題の政策立案・実施に係る公務員に限定する方式へ国別に順次移行した。この方式では、同じ対象分野、対象機関、受入大学のもとで4期分の留学生の受入れを行うことにより、JDSを通じた日本政府の開発援助の選択と集中を図り、JDS留学生が帰国後に所属組織で留学成果を活用しやすくするよう、各省庁にJDS帰国留学生の集団「クリティカル・マス」（効果発現が期待できる集団）を形成することを狙いとした。また、受入大学を4期分固定することで、対象国の関係機関と日本側受入大学とのネットワークの形成を図り、各国の開発課題や人材育成ニーズにより合致した教育・研究プログラムを提供することとした。

### 1-1-2. プロジェクトの課題

JICAが2014年度に実施した基礎研究「JDSの成果に関する要因分析」（以下、JDS基礎研究）<sup>3</sup>では、対象11カ国<sup>4</sup>のJDSの成果と要因にかかる比較分析がなされ、今後の事業実施方針及び戦略が示された。同基礎研究報告書は、JDSが、過去15年間にわたって、対象国における行政官や行政機関の開発課題解決能力の向上、日本と対象国との二国間関係の強化、本邦の受入大学の国際化推進に大いに貢献してきたとしつつ、次の4つの取り組むべき課題を示した。すなわち、①基本実施方針の策定、②キーパーソンを取り込む人選と付加価値、③二国間関係強化のためのフォローアップ、④親日人材の育成・ネットワーク構築である。そのための施策として、博士課程枠の追加や民間枠・特別推薦枠の設置、日本ならではのプログラム開発や日本の産業界との連携、省庁の関与促進、現地事業との連携や本邦の大学と現地関係機関との関係強化等が提案された。

---

<sup>3</sup> 「人材育成支援無償（JDS）の成果に関する要因分析」基礎研究報告書、2015年6月、株式会社国際開発センター

<sup>4</sup> ガーナは本基礎研究時では第1期生が帰国直後であったため対象外となった。

# JDS事業の戦略性強化と今後の取組み

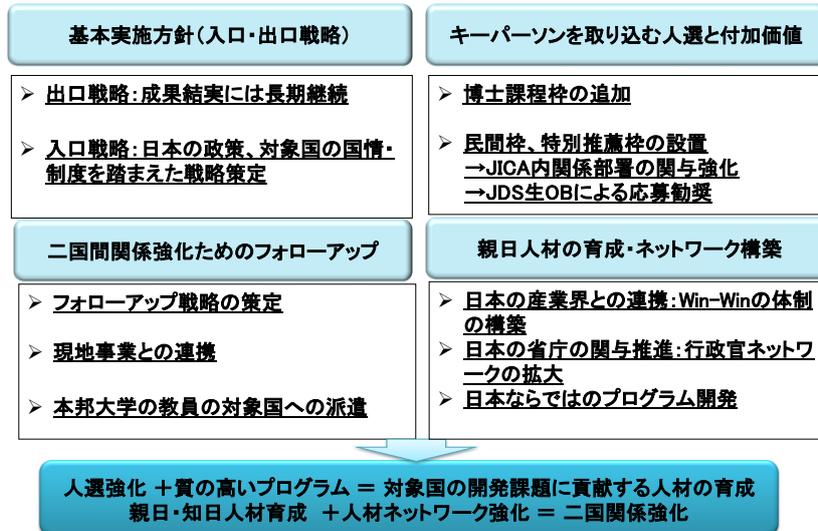


図1 JDS 基礎研究における提言（出所：JICA）

## 1-1-3. 社会経済・高等教育の状況

### (1) 社会経済の状況<sup>5</sup>

東ティモールは、インドネシア東端のティモール島に位置する海洋国家である。ティモール島は横に細長く、島の西部に領土を持つインドネシアと国境を接する。周りは海に囲まれている一方、国土の6割は山岳地帯となっており、同国の最高峰は2,963mのラメラウ山が聳え立っている。国土面積は約1.5万平方キロメートルで首都4都県（東京、千葉、埼玉、神奈川）の合計面積とほぼ同じ大きさである。

人口は約118.3万人であるが、半数は15歳以下の若者で構成される。その人口の大半を占める民族はテトゥン族等メラネシア系で、その他にマレー系、中華系の民族や、過去にはポルトガルの植民地であったことから、ポルトガル系を主体とする欧州人及びその混血等で構成されている。宗教は99.1%がキリスト教で、大半はカトリックが中心である。また、東ティモールの公用語は、テトゥン語及びポルトガル語の2言語である。他に英語及びインドネシア語が実用語として、憲法に定められている。

東ティモールは、16世紀から1975年まで約300年間に亘るポルトガルによる植民地支配の後、1976年にインドネシアに併合され、2002年5月に独立した。独立前には、国連安全保障理事会により国連東ティモール・ミッション（UNAMET）や国連東ティモール暫定行政機構（UNTAET）が設立され、東ティモールの独立に向けた安定的な国家構築を支援した。また、独立後2006年に発生した騒乱には、国連東ティモール統合ミッション（UNMIT）が設立される等、国際社会が東ティモールの独立前後の混乱を収める役割を担った。

<sup>5</sup> 外務省ホームページ参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/pakistan/data.html>（2018年2月27日参照）

外交関係では、ポルトガル語を公用語とする諸国との特別な友好関係の維持、そして隣国及び域内諸国との友好・協力関係を維持することを外交の基本方針としている。インドネシアからの独立後間もなく、ポルトガル語諸国共同体（CPLP: Comunidade dos Países de Língua Portuguesa）に加盟し、2014年から2016年までCPLP議長国を担当した。また、2011年にはASEAN加盟を正式に申請し、早期の加盟に向けて取り組んでいる。

東ティモール経済概況	
GDP :	14 億ドル（資源含まず） 48 億ドル（資源含む）2016 年
一人当たり GDP :	1,783 ドル（資源含まない）2016 年 4,840 ドル（資源含む）2015 年
GDP 経済成長 :	5.6%（2016 年）
主要産業 :	農業（コーヒー）
（出典：外務省ホームページ）	

また、隣国オーストラリアとの関係も深く、二国間関係の強化が予想される。2006年の東ティモール騒乱の際には、オーストラリア軍は、国連の多国籍軍の中心として、東ティモール内の非常事態鎮静化に貢献した。更には、2018年3月、東ティモールとオーストラリアとの間で長年争ってきた海上国境線問題及び両国の海域に位置するガス田の収入配分について、国連海洋法条約の手続きに基づき解決することを両国間で合意した。東ティモールにとって、天然資源収入は、国家歳入の大半を占める重要な国家歳入源であることから、二国間の大きな問題が解決に至ったオーストラリアとは、今後より強固で友好的な関係が構築されるものと思われる。

東ティモールの経済状況は、国家の歳入の約9割を天然資源収入で占める経済構造となっている。そのため、東ティモール政府は、天然資源からの依存を脱し、産業の多角化の実現を喫緊の課題として取り組んでいる。同国の国内総生産（GDP）は資源収入を含まない場合、約14.4億米ドルであるが、資源収入を含めると約48.4億米ドルに達する。この顕著な差異は、同国における資源収入の依存度をそのまま表している。このような状況から脱却すべく資源収入に依存しない経済構築を目指し、同国政府は天然資源で得た収入の中心をインフラ整備に充て、外国投資の誘致や農業及び観光等を中心とする産業振興に取り組んでいる。

## (2) 高等教育の状況<sup>6</sup>

東ティモールの教育制度は、2010年に新制度が導入された。これにより、従来の6年間の初等教育（6~12才）、3年間の前期中等教育（12~15才）と分かれていた義務教育期間が9年間の小中一貫教育に一本化された。高等教育への進学は、9年間の義務教育期間後に、3年間の後期中等教育（16~18才）が必要である。

<sup>6</sup> 外務省ホームページ 諸外国・地域の学校情報参照  
[http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world\\_school/01asia/infoC11200.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/world_school/01asia/infoC11200.html)

同国政府は、国民に対する教育を重視しており、義務教育就学率の向上に取り組んでいる。義務教育及び後期中等教育期間中の学費は教科書代を除き無料とする等、貧富の差に分け隔てなく、国民全員が教育を受けられる機会を提供している。これにより 2017 年には、初等教育の就学率は 111.6%、中等教育への進学率は 76.9%と推計されている。尚、初等教育の就学率が 100%を超えるのは、就学年齢よりも年齢の高い生徒が在籍していることによるものである。

教育言語は、テトゥン語と並ぶ公用語であるポルトガル語の普及を重視している。初等教育入学時は生活一般で使用されているテトゥン語中心の授業であるが、初等教育 4 年次頃から段階的にポルトガル語を使った授業へと移行していく。しかし、実際にはポルトガル語を話せる教師は少なく、特に地方部では稀である。ポルトガル政府により東ティモール人教師に対するポルトガル語の言語支援が行われているものの、十分な普及には至っていない。教科書ではポルトガル語で発行されているが、教師はテトゥン語で教科書の内容を説明する場合が多いといわれている<sup>7</sup>。

東ティモールの高等教育に関しては、2000 年に当時の Universitas Timor Timur と Politeknik Dili を統合して設立された東ティモール国立大学（以下、UNTL）が唯一の国立大学である。同学は、9 学部（農業、経済、薬学・健康科学、社会科学、法律、工学、教育、哲学及び理学部）が設置されている。また、東ティモール教育文化省から認証を受けたディリ工科大学（Dili Institute of Technology）や Institute of Business 等、10 校の私立の高等教育機関が設立されている。更には新しく 3 校の私立大学が設立に向けた教育文化省による認証手続きを行っている。2002 年の独立以前は、学業優秀者がインドネシアへ大学進学する道が開けていたため、インドネシアの大学を卒業した年配者も多い。

国内の高等教育機関に就学する学生数は 11,476 名（2015 年）で、このうち 4 割が UNTL に進学している。教育文化省が実施する統一試験の合格者が UNTL へ入学するが、10%程が障害者、警察軍人関係者等から特別枠として入学している<sup>8</sup>。2010 年の高等教育在籍者数は 2 万人に満たなかったが、2015 年には 3 万 5 千人に達しており、該当年齢人口における在学率は 15%強と、東ティモールでは、大学教育はエリート層のみを対象としたものでなく、早くもより広い層を対象としたものとなっている。

#### 1-1-4. 開発計画<sup>9</sup>

2011 年 7 月、東ティモールは、長期国家計画である戦略開発計画（SDP: Strategic Development Plan）を発表した。SDP は、2002 年の独立から約 10 年を経て、紛争からの復興期を脱したことで、2030 年までに所得水準が 4,126 ドルを超える上位中所得国入りを目指すための新たな国づくりの指針として策定されたものである。

<sup>7</sup> 2017 年 権威語としてのポルトガル語－東ティモールにおける公用語化と言語政策の一考察－ 参照

<sup>8</sup> 東ティモール国立大学工学部長 Mr. Ruben Jeronimo Freitas からの聞き取りによる。

<sup>9</sup> 東ティモール戦略開発計画（SDP）参照

<http://timor-leste.gov.tl/wp-content/uploads/2011/07/Timor-Leste-Strategic-Plan-2011-20301.pdf>

SDP では、「社会資本」、「インフラ開発」、「経済発展」の 3 点を重点分野として設定し、上記 3 点の重点課題を遂行するために必要な「制度の枠組み」を加え、4 点を取り組むべき課題として掲げている。また、各分野には、それぞれ 2015 年までに達成すべき「短期目標（2011-2015）」、「中期目標（2016-2020）」、そして「長期目標（2021-2030）」を具体的に設定している。

「社会資本」では、①教育・訓練、②保健医療、③社会福祉（Social Inclusion）、④環境、⑤文化・遺産に具体的な目標を掲げている。教育及び保健医療の質が向上するとともに、都市、地方に住む国民一人ひとりが平等な生活を受けられる施策を提言している。また、これらの施策により、東ティモール国民による強固な連帯感を持つ社会が構築され、経済発展へと繋がることを目指している。

「インフラ開発」では、①道路と橋梁、②水と衛生、③電気、④港湾、⑤通信に具体的な目標を掲げている。重点的に取り組むべき分野を設定することで、効果的かつ効率的なインフラ開発を目指している。また、インフラ開発により、特に地方における雇用を増やし、民間企業の発展の一助となることが期待されている。

「経済発展」は、①地方開発、②農業、③石油、④観光、⑤民間投資に具体的な目標を掲げている。東ティモールは、2030 年までに低位中所得国から上位中所得国入りを目指し、高度なインフラを整備することで、多様な経済構造への移行を推し進めている。自給自足農業から商業的農業へと発展を進める農業分野、南部で石油精製基地及び LNG プラントの開発を推し進める石油産業分野、そして豊かな資源を有する同国において地方の雇用創出が期待される観光分野を発展の可能性を秘める産業として重点的に取り組むことを宣言している。

「制度の枠組み」は、①公安、②国防、③外交、④司法、⑤公共セクターの運営及びグッドガバナンス、⑥効果的かつ効率的な SDP の実施に具体的な目標を掲げている。2002 年に紛争を乗り越えて独立した東ティモールは、法の下での安定的かつ安全な国家維持の重要性を強く認識している。また、文化交流や経済交流を通じた国際社会との連携を掲げている。

しかし現状は、各開発課題を取り扱う政府機関・関係省庁の職員の能力・体制が総じて不足しており、目標達成状況は芳しくない。東ティモール政府でも、SDP に掲げる課題解決に向けて、将来指導者層になることが期待される行政官の人材育成を重要視し、2011 年に 2,000 万ドル規模の東ティモール人材育成基金（HCDF:Human Capital Development Fund）を立ち上げ、自国財源による行政官向けの海外奨学金プログラムを実施している。

表 2 SDP の重点分野

重点分野①社会資本	重点分野②インフラ開発	重点分野③経済発展
①教育・訓練 ②保健医療 ③社会福祉 ④環境 ⑤文化・遺産	①道路と橋梁 ②水と衛生 ③電気 ④港湾 ⑤通信	①地方開発 ②農業 ③石油 ④観光 ⑤民間投資
重点分野④制度の枠組み		
①公安 ②国防 ③外交 ④司法 ⑤公共セクターの運営及びグッドガバナンス ⑥効果的かつ効率的な SDP の実施		

## 1-2. 無償資金協力要請の背景・経緯

東ティモールは豊富な天然資源を基に自国のインフラ開発を推し進め、2011年には14.7%の経済成長率を記録するなど、高い経済成長率を記録してきた<sup>10</sup>。しかし、天然資源収入に異存する脆弱な経済状況であり、これまでの経済成長は資源価格の高騰に起因するところが多い。加えて、東ティモール政府は、課題解決に向けた専門知識のある人材が政府機関や関係省庁において、不足している。産業構造の多角化、雇用の創出、法制度整備、ガバナンス（地方分権化含む）整備、インフラ整備等、持続可能な経済成長の実現には、各開発課題において計画策定・立案に資する行政官の育成及び能力向上が急務である。

また、東ティモールは、インドネシアとオーストラリアに挟まれ、地政学的に重要な位置を占める。近隣の東南アジア諸国との関係強化を表明し、ASEAN 加盟も目指している。さらには、旧宗主国ポルトガルとの繋がりを維持するため、CPLP の加盟<sup>11</sup>等、極めて多角的な外交関係を築こうとしている。このことから、同国の民主主義国家としての成長は、「自由で開かれたインド太平洋戦略」を推し進める我が国の安全保障及び経済的繁栄と深く関連しているアジア地域の平和と安定に資する。さらに、我が国と東ティモールは、2016年3月に首脳会談が行われ、「成長と発展のための進化したパートナーシップ」が発表され、「紛争後の復興期における協力関係」から「成長と発展の時代の協力関係」を打ち出す等、今後も二国間関係のさらなる強化が期待されている。

以上の背景の下、今般東ティモール政府より日本政府に対し、2019年度から同事業4期分の留学生受入計画について要請が出された。本事業による行政官等の人材育成を通じ、行政組織の強化並びに開発課題の解決に貢献することが期待されている。

<sup>10</sup> 外務省ホームページ参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/easttimor/data.html>

<sup>11</sup> 外務省ホームページ参照 [http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/page22\\_002207.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/erp/we/page22_002207.html)

### 1-3. 行政官のキャリアパスおよび人材育成状況

#### (1) 東ティモールの行政組織

独立後の東ティモールの政治体制は、国家元首を大統領とする共和制を採用している。大統領は国民による選挙で選出されるものの儀礼的な役割を担うことが多く、政治的権限は限定的である。一方で首相は、国会で多数の議席を有する政党又は政党連合による指名を経て選出される。政府の長であり内閣の議長としての役割を持つ首相が政治的実権を担っている。

現在は、第一党の与党フレティリン（東ティモール独立革命戦線）の書記長であるアルカティリ首相による第7次立憲内閣により行政が行なわれている。行政システムは、15の省（Ministry）と7つの庁（Secretary of State）で構成されており、傘下に60以上の独立行政組織が存在する。省と庁の違いは、省の大臣は閣議への出席が可能であるのに対し、首相直轄の組織である庁の長官が閣議に出席する場合は、首相の承認が必要となる。尚、省庁再編により、旧行政システムでは、独自の省庁であった公共事業開発省、住宅計画環境省、運輸通信発展省は、開発・制度改革省の傘下に統合され、各セクションには、大臣はなく副大臣が配置されている。

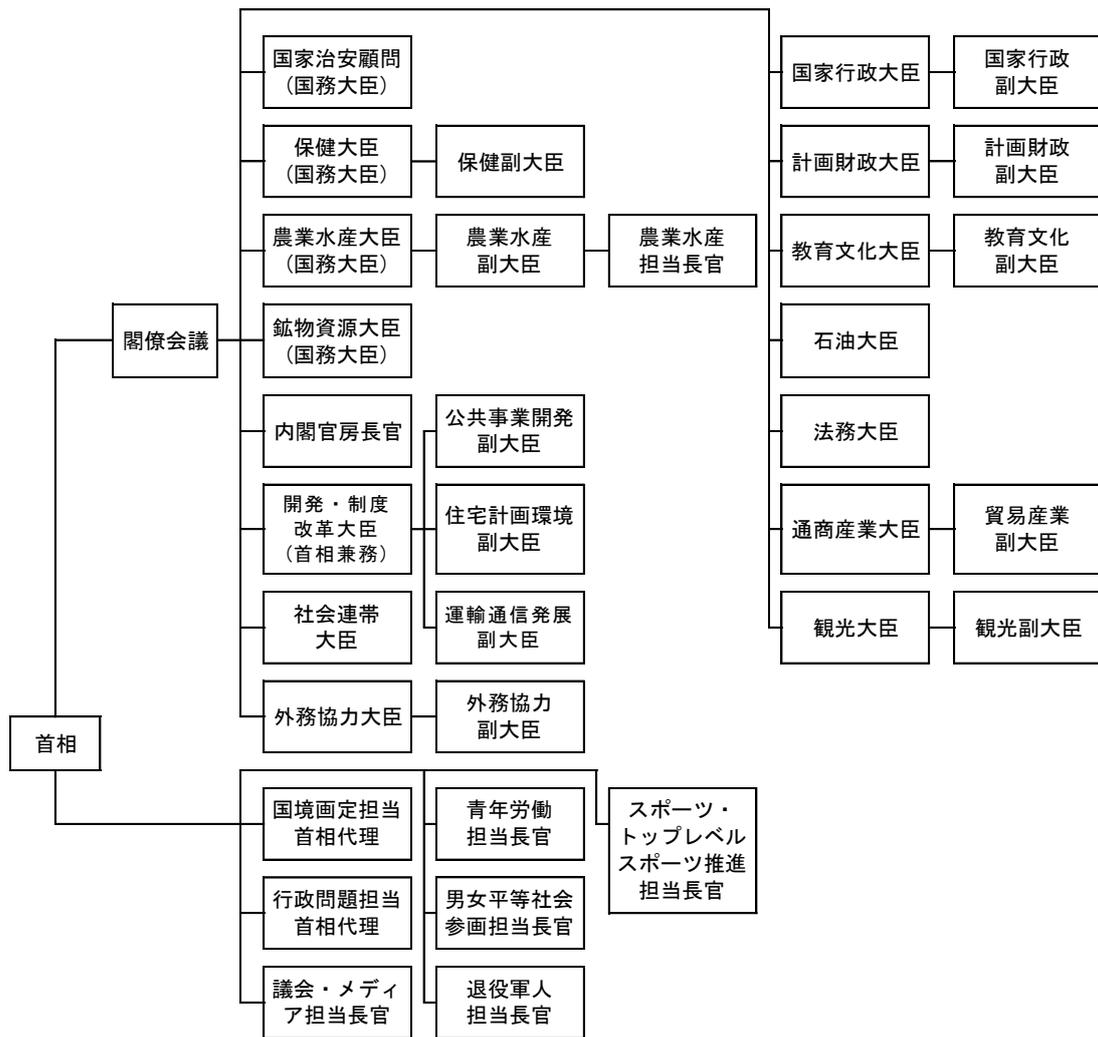


図 2 東ティモール第 7 次立憲内閣の行政機構図

しかし、現状の行政システムは変更される可能性がある。東ティモールは、2002 年の独立以降、政権交代後に度々省庁再編が実施されてきた。現在の第 7 次立憲内閣も国会の議席数が過半数に満たない与党第一党のフレティリンを基盤に持つ内閣であったため、予算案等重大な案件が野党の承認を得られずに行政運営が停滞した。そのため、2018 年 1 月 26 日、ルオロ現大統領が国民議会の解散宣言を行い、同年 5 月 12 日に国民議会議員選挙が実施された。国民議会議員選挙を経て、新たに第 8 次立憲内閣が樹立される予定のため、新内閣による行政システムの再編の可能性がある。一方で、優秀な人材が不足しているからこそ、優秀な人材は、年齢に関係なく、指導的立場の役職に抜擢される可能性もある。実際に、現地調査で各機関を訪問した際には、比較的年齢の若い National Director もいた。

地方行政は、全 13 県（Municipality）で構成されている。ティモール島西側のインドネシアの領土に囲まれた飛び地に存在するオエクシ県を除いた 12 県で、各省庁から 3,875 名の公務員が派遣されている。そのうち 1,200 名は国家行政省の職員であり、その他に保健省及び教育文化省など 8 省庁から行政官が派遣されている<sup>12</sup>。行政官以外にも教育文化省から教員、保健省から医師や看護師が派遣されている。また、12 県のうち比較的人口の多いディリ県、エルメラ県、パウカウ県、ボボナロ県の 4 県では、知事の下に公務員のシニアマネジメント職である District Director の職位が設けられている等、他県と異なる特別な行政運営が行われている。

## (2) 東ティモールの公務員制度

### ① 公務員の分類

東ティモールの公務員制度は、公務員（Civil Servant）と行政職員（Public Administration Agent）の 2 種類に区別されている<sup>13</sup>。公務員は、終身雇用の職員で、年金が支給される等、退職後の福利厚生も充実している正規雇用の公務員の他、有期雇用の公務員がいる。行政職員は、有期雇用で、主に省庁傘下の行政組織で勤務している。正規雇用の公務員の給与体系は、全ての行政機関で統一された規定がある一方で、有期雇用の公務員と行政職員は、募集時の職務内容等で異なる。行政職員の方が、公務員よりも高い給与を得る場合もある。

また、公務員は、General Career Regime（GCR）と Special Career Regime（SCR）の 2 種類のキャリアに分かれている。GCR は、一般的に省庁に勤務して行政に携わる公務員を指す。他方で、SCR は国立大学教員、看護師及び医師等、技術職に就く者に適用される。

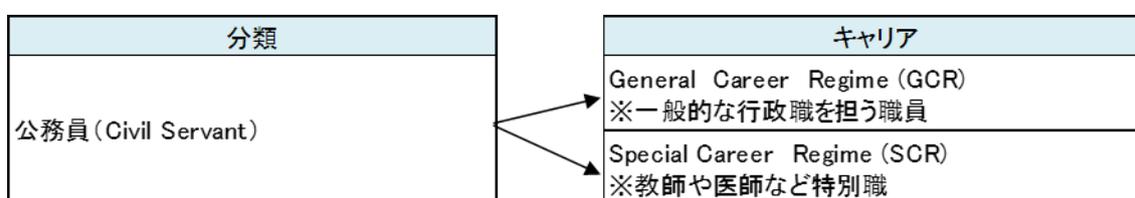


図 3 公務員のキャリアの分類

GCR と SCR では、適用される法律も異なる場合がある。公務員の給与体系は「Regime for the Careers and the Senior and Middle Management Positions in Public Administration No.27/2008」法に定められている。しかし、SCR の公務員の場合は、同法律に基づく給与体系以外に、医師、小中学校教員や大学教員等、職種別により給与体系が別枠で規定されることもある。例えば、東ティモール国立大学教員は、教育文化省傘下の職員であるものの「Decree Law No.16/2010 Status of National University of Timor-Leste (UNTIL)」法の 46 条により GCR とは別の給与体系が設定されている。

<sup>12</sup> 国家行政省の聞き取り調査による。

<sup>13</sup> The Statute of the Civil Service No.8/2004 (First Amendment No.5/2009) 参照

GCRでは、7つの階級(A~G)が設定されている。最高位であるAとBはSenior Technician、CとDはProfessional Technician、EはAdministrative Technician、そしてFとGの階級はAssistantと階級から4種類のカテゴリーに区別される。最高位の階級であるAカテゴリーでは、修士号取得が必須要件として設定されている。また、B及びCカテゴリーでは学士号取得が求められる。従って、修士号取得を目的としたJDSで対象となる公務員は、学士号以上を持つことが要件のCカテゴリー以上であることが想定される。

役職は、局長 (Director General)、National Director、District Director、Head of Department 及び Head of Section の5種類が全省庁共通の役職として存在する。なお、東ティモールの行政制度には、日本での官僚最高職である事務次官 (Permanent Secretary) のような職位はなく、各部局のトップである局長が官僚の最高職である。各省庁には複数の最高職である局長が存在し、その上が副大臣又は大臣の地位となる。しかし、局長クラスの人事は大臣や副大臣同様に、政治任用のケースが一般的である。また、役職に就くためには Grade A 又は B のカテゴリーの公務員である必要はなく、下位のカテゴリーに位置する公務員でも政治任用で役職に就く例も存在する。局長 や National Director 等の役職から退いた後も、引き続き同じ組織で一般の公務員として勤務を続ける例も多い。

表3 公務員の役職

グループ	役職	機能
Senior Management	Director-General	各部局長の長 (官僚の最高位) * 政治任用のケースも多い
	National Director	各課の長
	District Director	地方公務員の長
Middle Management	Head of Department	20名以上の部下を管轄
	Head of Section	10名以上の部下を管轄

東ティモールの行政機関の課題として、正規職員の人材育成が追い付いておらず、外部から有期雇用の公務員として優秀な人材を採用せざるを得ない現状が挙げられる。有期雇用の公務員の中には、Junior Professional、Appointed Coordinator という職務を任せられ、より指導的な立場で政策実務に携わることもある。計画財務省では、準局長クラスである各ユニットの責任者として14名の Appointed Coordinator が外部採用され、局長 (Director General) の補佐を行なっている。各行政機関では、ポルトガル人リーガルアドバイザーやその他の国からも外国人アドバイザーが雇用されており、各機関における政策実務の助言や行政運営の指導が行われている。組織の指導者層の中には、有期雇用の公務員や外国人アドバイザーに依存している組織構造に危機感を抱いている職員もおり、正規雇用の公務員の人材育成が急務であることを指摘している。

## ② 採用

公務員の採用は、CSC の管轄で実施される。2009 年に「Establishing the Civil Service Commission No.7/2009」法に基づき設立された CSC は、公務員及び行政職員のガイドラインの制定、採用、昇給、倫理規定、業務執行の改善、研修等を管轄する独立行政組織である。各省庁は CSC の承認を得ることにより公務員の採用及び昇級が可能となる。

公務員の採用方法については、「Regime for Competitions, Recruitment, Selection and Promotion of Public Administration Personnel No.34/2008」に規定されている。2003 年に制定された従来の法律から、新たに同法律が制定されたことにより、これまで各省庁で独自に実施されていた公務員の採用が、全省統一されて実施されることとなった。

現行の公務員の選考は、「外部採用選考」と「内部採用選考」に分かれている。採用試験は、両選考とも①筆記試験、②面接、③履歴書の提出が求められる。加えて、「外部採用選考」では健康診断が実施される。「内部採用選考」では、毎年実施される所属先の人事評価も審査対象として含まれる。公務員の採用は、職位の階級（A～E）毎に募集しており、各階級で定められている学歴要件及びその他個別の募集要件を満たしていれば、下位のカテゴリーではなく、上位のカテゴリーへの応募も可能である。

表 4 公務員受験資格<sup>14</sup>

カテゴリー	階級	共通受験資格	学歴要件
Senior Technician	A	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東ティモール籍</li> <li>・ 17 歳以上 50 歳以下</li> <li>・ 犯罪歴がないこと</li> <li>・ 各募集要件を満たしている</li> <li>・ 地方、海外での勤務が可能</li> <li>・ 心身ともに健康</li> </ul>	修士号以上
	B		学士号（5 年相当）
Professional Technician	C		学士号（3 又は 4 年相当）
	D		ディプロマ
Administrative Technician	E		後期中等教育（12 年間）
Assistant	F		前期中等教育（9 年間）
	G		初等教育（6 年間）

但し、2015 年以降正規雇用の公務員の採用は基本的には停止しており、有期雇用の公務員及び行政職員（Public Administration Agent）の採用のみ行われている。2018 年 5 月の国民議会議員総選挙後に第 8 次内閣立憲政府が樹立される予定であることから、新政権の政策を判断してから、各省庁とも正規雇用の公務員の新規採用再開に踏み切るのではないかとされている<sup>15</sup>。一方、保健省の National Director からは、2015 年以降も同省では例外的に新規採用を行なっているとの回答があった。外務省でも同様に、2017 年には CSC による試験を受験して合格した 10～15 名の有期雇用の職員が正規雇用の職員へと採用されたとのことである。聞き取り調査の結果では、正規雇用の公務員採用を例外的に継続している組織もあることが確認された。

<sup>14</sup> Timor-Leste Law No.8 2004 APPROVES THE STATUTE OF THE CIVIL SERVICE

<sup>15</sup> INAP での聞き取り調査による。

### ③ 異動と昇進（キャリアパス）

東ティモールの公務員制度では、年1回の人事評価で各階級の俸給が上がり、昇給する。公務員に採用されると、基本的には採用された職務内容で勤務する必要があるが、本人が希望すれば部署異動は可能である。但し、「内部採用選考」により承認される必要がある。また、上位職の階級への就任を希望する公務員によっては、上位階級ポストの公示があれば一度公務員を退職し、「外部採用選考」を受験する例もあるという。その他、現地調査の聞き取りの結果によると、外務省では本人の希望に関わらず3年間で部署を異動するローテーション制度を実施しているとのことである<sup>16</sup>。

東ティモールの公務員の評価制度は、「Regime for Evaluating the Performance of Civil Servants No. 14/2008」法にて制定されている。同制度に基づく人事評価が、毎年1回1月～2月にかけて実施される。評価項目は9つに分かれており、①責任感、②向上心、③組織の関係性、④時間厳守、⑤創造性及び柔軟性、⑥自立性、⑦チームワーク、⑧リーダーシップ及びチームマネジメント、⑨協調性を「Very Good」、「Good」、「Satisfactory」、「Unsatisfactory」の4段階で評価される。これら評価項目に基づき各公務員が自己評価を行い、評価結果を直属の上司へ提出する。上司は、提出された部下自身による自己評価を参考に、部下に対する評価を行う。通常、3年毎に俸給が上がり、昇給することとなるが、2年連続で最高点である「Very Good」と評価された公務員は昇給が1年早まり、2年間で俸給が一段階上がる。

このような東ティモールの評価制度が定められていることから、JDSは単なる日本で修士号を取得するためのプログラムではないことを理解してもらうことは重要である。JDSは、大学の学業以外にも、責任感、時間厳守の道德観やリーダーシップを学ぶことができる追加プログラムを用意していることを、各省庁に向けて入念に説明することで、多くの公務員からの関心を引き出せることが期待できる。

### ④ ジェンダー配慮

東ティモールは、世界男女格差指数（2017年）では、144か国中128位に位置している。東ティモール政府は、女子差別撤廃条約（CEDAW）を2003年4月に加入しており、東ティモール憲法の第17条には男女平等が明記されているものの、東ティモールは文化的に家父長制が根強く残っており、特に地方部では女性の社会進出を妨げる要因となっている。

こうした概況の中、2008年より全省庁にジェンダー・フォーカル・ポイントが設置されている。また、2012年には、地方13県においてもフォーカル・ポイントが設置された。現政権では、首相直轄の組織として、男女平等社会参画庁（Secretary State of Gender Equality and Social Inclusion : SEGIS）が設立されており、女性の権利擁護、社会進出を支援するためのセミナーや研修を実施している。また、同組織は、各省庁の女性の雇用や職場環境を監督する権限を持っており、国連機関と連携しながら活動を進めている。SDPの重点分野である「社会資本」においても、2030年までに男女平等社会の実現を目標として掲げている。

<sup>16</sup> 外務省での聞き取り調査による。

このような東ティモール政府によるジェンダー配慮の政策もあり、2012年における女性国会議員の割合は全体の38%に達し、女性の社会進出の成果がみえる。しかしながら、地方における女性の長は全体の2.5%に留まっており、中央と地方での格差が存在している。2017年11月～12月の現地調査で面談した国家行政省大臣からは、ジェンダーバランスを考慮したJDSの選考を行うことにつき言及があり、JDSにおいても男女平等社会の実現に向けた取り組みが期待されている。

### (3) 公務員の人材育成制度

東ティモールでは、国民の人材育成を目的に、2011年に人材育成基金であるHCDFが設立され、①国民への職業訓練、②国民及び公務員への技術研修、③公務員を中心とした奨学金の提供等を実施している。これまで国民議会が各省庁に対して割当てていた公務員の人材育成に関する予算をHCDFが一括管理することで、効果的かつ透明性の高い事業運営を目指している現在、HCDFは、アルカティリ現首相が大臣を兼任する開発・制度改革省傘下の独立行政機関に位置付けられている。HCDFの設立年である2011年には2,500万ドル、2012年には3,000万ドル、2013年には4,245万ドル、2014年には4,000万ドルと毎年、人材育成に関する予算が国民議会から承認されており、特に公務員に対する奨学金支給の割合が大きい。

表5 HCDFの年別予算割て金額<sup>17</sup>

プログラム	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018
職業訓練	4.8	10.0	4.8	10.0	10.6	7.8	7.4	8.2
技術研修	3.4	1.0	3.1	4.5	4.2	5.1	2.5	2.8
奨学金	12.9	11.9	23.3	22.6	16.0	17.2	15.0	16.5
その他	3.9	7.1	11.2	2.9	10.3	3.8	2.3	2.6
計(百万ドル)	25.0	30.0	42.4	40.0	41.1	34.0	27.2	29.9

HCDFは、人材育成予算の管理機関であるが、JDS運営委員会のメンバーである国家行政省傘下のINAPは、全公務員の人材育成に携わっている。各機関では、所属する公務員に対して個別に必要とされる分野の研修を実施しているが、INAPは就業前研修や管理職に対するマネジメント・リーダーシップ研修等、全公務員の能力向上を対象とする一般的な研修を実施している。2011年から2015年にかけて、約1,100万ドル規模の公務員向けの研修を実施した。

<sup>17</sup> State Budget 2017 東ティモール財務省発行、Five Year Report of FDCH [2011-2015] FDCH

表 6 INAP による主な公務員研修内容

研修コース名	内容
Induction Course for new employees	新人向け職業倫理、職場環境、行政、愛国教育
Leadership course for directors and chief	管理職向け職業倫理に基づく組織のマネジメント
Management course for local government	地方公務員向け研修
English Language Course	公務員の英語力向上に向けた研修
Computer course	e-government に向けた研修

さらには、CSC が公務員の人材育成、採用及び昇進等も統括している。このことから、東ティモールでは HCDF・INAP・CSC の 3 機関が連携しながら、計画的に公務員の人材育成が実施される構造となっている。

#### (4) 東ティモール国立大学 (UNTL) の位置付け

2018 年 11 月～12 月の現地調査で、Francisco Miguel Martins, M.Mum UNTL 学長との面会の際、UNTL 教員も JDS の対象に含めてほしいとの要望を受けた。また、同時に今後の JDS での博士課程プログラムの実施についても依頼があった。

UNTL は、東ティモールにおける唯一の国立大学である。同大学の教員は、教育文化省の SCR の枠組みに置かれている公務員である。教員のキャリアパスは、UNTL 内の人事制度に基づき、教員から副学科長、学科長、副学部長、学部長へと昇進する。

2014 年には、東ティモールの南部開発を目的としたタシマネ・プロジェクトが着工されており、同プロジェクトの一環として南部ベタノ市で第 2 の国立大学である Institute of Polytechnic が新設された。同校では土木工学と農業の 2 分野で指導が行われている。現時点では UNTL から正規雇用の教員が数名派遣され、校長など要職に任じられた他、有期雇用の教員を新規に採用し、学生への指導が行われている。

UNTL には教員が 423 名在籍しており、うち 95%がすでに修士号を取得済みである。修士号取得者のうち、約 100 名から 200 名は海外の大学で修士号を取得している。最も多い教員の留学先は、ポルトガル語圏のポルトガル、ブラジル、モザンビーク等であるが、日本留学の経験を持つ教員もいる。

UNTL の教員から、大臣及び副大臣などの閣僚へ就任する例は多い。東ティモールの閣僚人事は政治任用が一般的であるが、UNTL の教員から閣僚へ就任する例が多いのは、UNTL 教員の海外留学の経験を通して得た知識が東ティモールの発展に活かされることを見越しての選出であることが大きいと言われている。同国の法律で公職に就く者は、兼職が不可のため、大学教員と行政官を兼ねることは不可能である一方、同大学は様々な分野の学部を有しており、これまで SDP の策定に携わった他、保健省、教育文化省、農業水産省、観光省等の政府機関と協力し、科学調査事業等も実施している。

表 7 UNTL 教員の第 7 次内閣（現内閣）の閣僚就任例<sup>18</sup>

氏名	役職	前職
Aurelio Guterres	外務協力大臣	前 UNTL 学長
Valentine Ximenes	国家行政大臣	元 UNTL 学部長
Inacio Freitas Moreira	運輸通信発展副大臣	元 UNTL 学部長
Da Cruz Mariano Renato Monteiro	公共事業副大臣	元 UNTL 工学部長
Maria Angela G.V. Carrascalao	法務大臣	元 UNTL 教員

さらに JICA は、UNTL に対して無償資金協力と技術協力を実施している。UNTL は、9 学部（農業、経済、薬学・健康科学、社会科学、法律、工学、教育、哲学、理学）から成り立つ。これらの学部のうち、とりわけ工学部に重きを置いた支援を行っている。2003 年から工学部への専門家派遣を展開し、2006 年からは工学部支援プロジェクト及び工学部能力向上プロジェクト（フェーズ 1 及びフェーズ 2）を実施している。

このような JICA 技術協力により、本邦の大学へ留学し修士課程及び博士課程を取得した教員は多い。特に UNTL 工学部内で博士号を持つ教員 3 名のうち 2 名は、本邦の大学での博士号取得者である。また、UNTL における修士号所持教員 58 名のうち 14 名は、本邦の大学での修士号取得者である。2017 年に工学部部長選挙が実施されたが、部内選挙の結果により日本留学経験者の Dr. Ruben Jeronimo Freitas 氏が選出され、工学部長に就任した。このことから、UNTL 工学部における日本留学経験者が一大勢力を築いていることがわかる。

JDS の応募対象者は、政府の行政官が一般的である。しかしながら、UNTL より多くの大臣・副大臣が輩出されていることから、同学教員を募集対象とすることは「対象国における指導者層の育成」という JDS の目的には合致しており、検討に値する。但し、同学教員を JDS の対象とする場合、「UNTL 工学部能力向上プロジェクト」のような技術者の育成や大学の機能強化目的とするプロジェクトと異なり、帰国した同学教員（JDS 帰国生）が将来的に国の行政に関わることが可能なキャリアパス形成について同学側へ理解を得る必要があると考えられる。

#### 1-4. 我が国の援助動向

##### 1-4-1. 我が国の援助動向

###### (1) 概要

我が国は、1999 年 12 月に東京で開催された第 1 回東ティモール支援国会合において、東ティモールへ 3 年間で 1 億 3 千万ドルの支援する旨を表明したことから始まり、社会・経済インフラの構築・人材育成等を通じて、東ティモール国家の安定的な構築に向けた支援

<sup>18</sup> 2018 年 5 月 12 日に実施された国民議会議員選挙により、第 8 次内閣に変更となる可能性があるため、第 7 次内閣（現内閣）の閣僚人事も変更となる可能性は高い。

を行ってきた。東ティモールへの最大援助供与国は、地理的に近く両国にまたがるガス田の収入配分等で関係の深いオーストラリアであるが、我が国は米国・ポルトガルと共に4大援助国の一つである。また、東ティモール長期国家計画（SDP）において、我が国は「道路・橋梁及び灌漑インフラ開発に貢献する優れた継続的な協力を実施している国」として名指しで挙げられている。

近年、我が国と東ティモールとの要人往来が益々活発に行われている。国交樹立10周年であった2012年3月の首相訪日の際、東ティモール初の対外借入である「国道1号線整備計画」に関する交換公文の署名が行われた。更に、2016年3月の東ティモール大統領訪日の際、安倍首相と共同プレスリリース「成長と発展のための進化したパートナーシップ」を発出すると共に「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」及び「経済社会開発計画」に関する交換公文の署名が行われた。

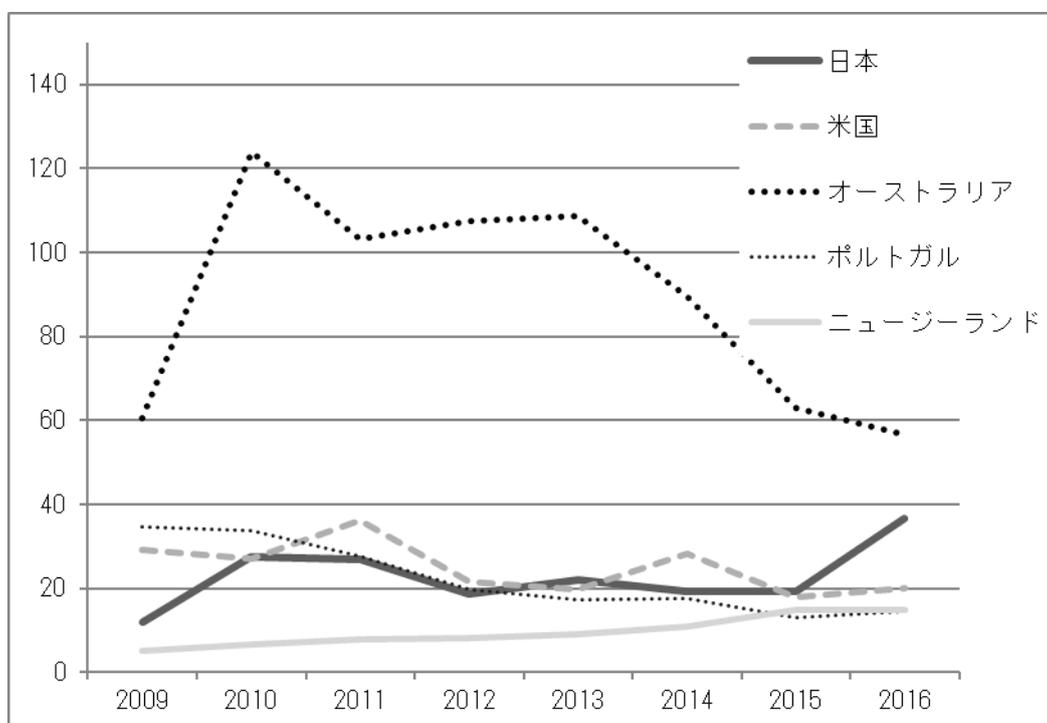


図4 主要ドナーによる対東ティモール援助実績推移

（単位：百万米ドル、支出総額ベース）

我が国は、復興期から脱し着実な経済成長を推し進めている東ティモールの変化に応じ、2017年5月に「対東ティモール国別開発協力方針」の見直しを行なった。2012年4月に策定された旧国別開発協力方針では、「復興から経済成長への基盤づくり支援」を大目標に掲げ、「経済活動活性化のための基盤づくり」「農業・農村開発」「政府・公共セクターの能力向上」を重点分野に設定したのに対し、新国別開発協力方針では、大目標を「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」とし、「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」「産業の多様化の促進」及び「社会サービスの普及・拡充」を重点分野に設定した（表8参照）。新た

な国別開発協力量針の策定により、東ティモール政府が策定した SDP との整合性を図りつつ、これまで続いてきた紛争からの復興及び平和定着を目的とした支援から、持続可能な成長及び発展に向けた支援までを実施することが狙いである。

表 8 我が国の対東ティモール援助方針

援助基本方針（大目標）	重点分野（中目標）	開発課題（小目標）
持続可能な国家開発の基盤づくり支援	経済社会基盤（インフラ）の整備・改善	社会・運輸交通インフラの整備・維持管理
	産業の多様化の促進	産業多様化開発
	社会サービスの普及・拡充	政府・民間セクターから提供されるサービスの向上

(2) JICA による事業<sup>19</sup>

JICA は、我が国の対東ティモール援助方針を軸に有償資金協力・無償資金協力・技術協力等様々な事業を実施し、SDP の実現を支援している。有償資金協力では、2012 年に東ティモール政府との間で 52 億 7,800 万円を限度とする同国にとって海外から初めて受け入れる借款となった「国道 1 号線整備事業」を実施している。無償資金協力では、2013 年に「ブルト灌漑施設改修計画」、2015 年に「コモロ川上流新橋建設計画」、2016 年には「東ティモール国立大学工学部新校舎建設計画」「ディリ港フェリーターミナル緊急移設計画」が実施されている。技術協力では、2016 年に「東ティモール国立大学能力向上プロジェクトフェーズⅡ」「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」「道路維持管理水準向上プロジェクト」「持続可能な天然資源管理能力向上プロジェクトフェーズⅡ」が実施されている。その他の調査案件として、2013 年に「東ティモールにおける公共支出の雇用創出効果に係る情報収集」2014 年には「産業振興に係る情報収集・確認調査」等が実施されている。

1-4-2. 我が国の留学制度

(1) 概要

2017 年 5 月 1 日時点、国費・私費いずれを含む本邦への全世界からの留学生総数は 267,042 人<sup>20</sup>である。出身地域別留学生の割合については、アジア地域からの留学生が 93.3%となっている。出身国別留学生数では、東ティモールからの留学生は 19 人（2016 年）である。年度により留学生数に増減はあるものの、2008 年は、国費留学生数は 2 名、私費留学者数は 1 名であったが、2016 年は、国費 7 名、私費 12 名となっており、全体的には増加傾向にある。

<sup>19</sup> JICA 案件配置図（東ティモール）、2017 年 4 月 1 日基準を参照

<sup>20</sup> 「平成 29 年度外国人留学生在籍状況調査結果」、2017 年、独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

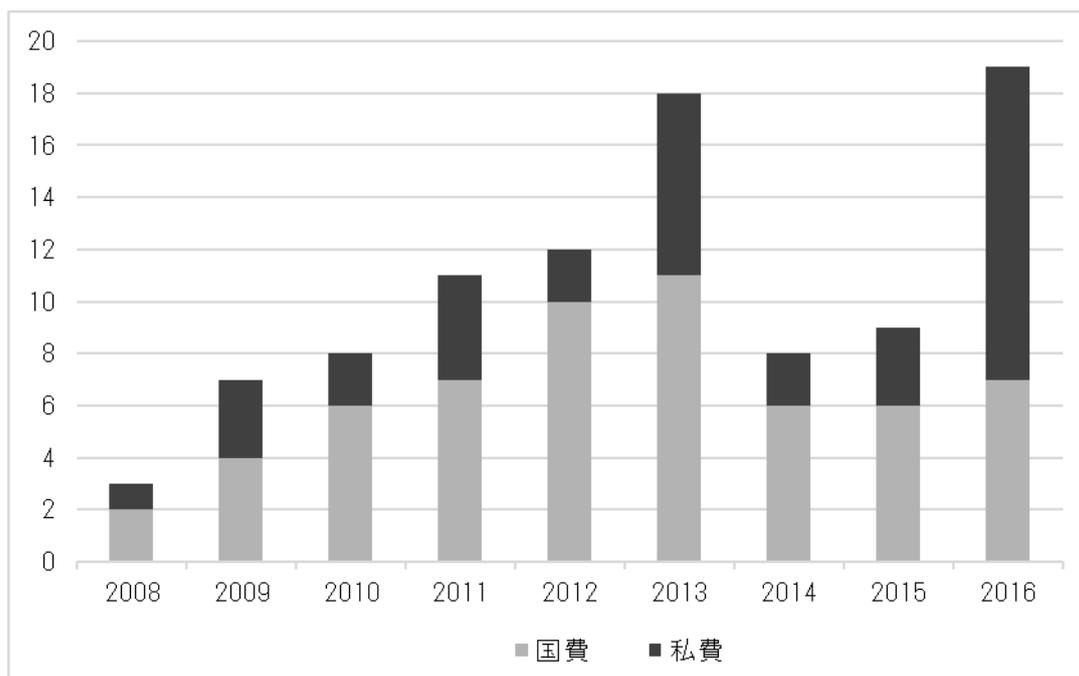


図5 東ティモールから本邦への留学生数

我が国政府による東ティモールに対する留学生事業は、主に5つの機関によって実施されている。下表は、これらの概要を整理したものである。

表 9 我が国の留学制度

実施機関	事業名	趣旨等
文部科学省	国費外国人留学制度	日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資する。
日本学術振興会 (JSPS)	外国人研究者 招へい事業	個々の外国人特別研究員の研究の進展を支援するとともに外国人研究者との研究協力関係を通じた本邦の学術研究の推進及び国際化の進展を図る。
	論文博士号取得希望者 に対する支援事業	アジア・アフリカ諸国の優れた研究者が本邦の大学において大学院の課程によらず論文提出によって博士の学位を取得できるように支援する。対象国の学術研究水準の向上と日本と対象国の学術交流関係の発展を目的とする。
外務省	日本／世界銀行共同大 学院奨学金制度 (JJ/WBGSP)	欧米、日本等の開発関連分野の修士課程において学ぶ機会を途上国の中間管理職の人々に対して提供する。25年以上前より日本政府の拠出金により運営されている。これまで5,000人以上が受給、2億ドル以上が日本政府から執行されている。開発途上国の官民両方が対象。
	日本 IMF アジア奨学金 プログラム (JISPA)	日本政府の支援を受けて東京にある IMF アジア太平洋地域事務所が運営する奨学金制度で、マクロ経済・金融政策立案・実施面での政府の能力強化に寄与するために、アジア・太平洋地域の若手行政官の育成を目的として奨学金を供与する。提携する、一橋大学、国際大学、政策研究大学院大学、及び東京大学の4大学のいずれかの修士課程で学ぶ学生約35人に毎年奨学金が支給される。本邦の大学（特に指定はない）の博士課程出願者にも少数だが奨学金が支給される。
	アジア開発銀行・日本 奨学金プログラム (ADB-JSP)	ADBに加盟する開発途上国を対象に、アジア太平洋地域10カ国にある27の指定の大学院で、開発関連分野で学位を取得する機会を提供する。1988年4月に設立され、日本政府の拠出額は1億ドルを超える。35の加盟国の合計2,700人以上に奨学金を提供してきた。毎年約300人に提供。
JICA	長期研修員	開発途上国の JICA 事業のカウンターパートや相手国政府関係機関の優秀な若手人材を1年以上受け入れ、総合的かつ高度な知識・技術を習得させる技術協力事業。
国際交流基金	日本研究 フェローシップ	海外における日本研究を振興するために、日本について研究する学者・研究者・博士論文執筆者等に、日本での研究・調査活動を行う機会を提供する。自然科学・医学・工学分野は対象外。期間は最長14カ月まで。
防衛省	東ティモール軍士官等 の防衛大学校受入れ	1958年のタイを皮切りに、シンガポール、マレーシア、フィリピン、インドネシア、モンゴル、ベトナム、韓国、ルーマニア、カンボジア、インド、ラオス、東ティモールの13ヶ国の士官候補生等を留学生として受入れ。東ティモールは、2010年から受入れ開始。

## (2) 国費外国人留学生制度（文部科学省）

我が国が東ティモールに対して実施している留学生制度として、1954 年度に創設された「国費外国人留学生制度」がある。YLP 及び「研究留学生」は本事業と同じ大学院レベルの留学制度である。但し、現在のところ東ティモールでは YLP による派遣実績はない。

国費留学生の内訳では、修士留学生の数は 2008 年度から 2017 年までに計 27 名を受け入れている。博士留学生の数は、2008 年度から 2017 年までに計 8 名を受け入れている。

表 10 国費外国人留学制度における大学院課程を対象とするプログラム

プログラム名	研究留学生	ヤング・リーダーズ・プログラム
目的	日本と諸外国との国際文化交流を図り、相互の友好親善を促進するとともに、諸外国の人材養成に資する。本邦の大学にまず研究生として 1 年半～2 年間学び、当該期間に大学院（修士・博士）の入学試験に合格すれば、奨学金給付期間が延長される。日本語能力のない者はそのうち半年間が予備教育機関となる。	日本の外交戦略の一環として、アジア諸国等の指導者として活躍が期待される若手行政官等を、本邦の特定の大学で教育し、知日派、親日派エリートを育成する。対象は 1 年間の修士課程。
設立年	1954 年	2001 年
募集分野	本邦の大学院で受け入れ可能な全ての分野	行政・地方行政（政策研究大学院大学）、医療行政（名古屋大学）、ビジネス（一橋大学）、法律（九州大学）
教授言語	日本語または英語 （積極的に日本語を学習しようと意欲のある者）	英語
定員	なし	なし
主な資格要件	年齢：35 歳未満 職務経験：不問（学部生も対象）	年齢：40 歳未満もしくは 35 歳未満（分野による） 職務経験：関連分野で 3～5 年の実務経験
選考方法	在外公館による選考・推薦、本邦の大学による推薦	推薦機関での選考、受入大学による書類選考、文部科学省 YLP 委員会による最終選考

## (3) 現地における同窓会活動

東ティモール帰国留学生同窓会は、在東ティモール日本国大使館の支援の下、2016 年に設立されている。2018 年から本格的な活動が行われており、同年 3 月 16 日には、日本国大使館にて同窓会懇親会が開催され、我が国の防衛大学校へ留学した国軍士官留学生や JICA 長期研修員等、約 50 名が参加した。3 月 23 日に開催された会合では、同窓会組織準備委員会の委員 7 名が選出され、今後の方針、定款、組織のロゴに関する議題と共に、今後の国費留学生の選考や渡航前説明会に対する支援についても話し合われた。

2018 年 2 月～3 月の現地調査において、同窓会懇親会に参加し、帰国留学生から聞き取りを行う機会を得られたが、帰国留学生同士の結束感は強く、東ティモールの発展のために一緒に取り組んでいきたいとの意気込みが垣間見えた。

#### (4) 活躍している日本留学経験者

東ティモール帰国留学生同窓会に加入している帰国留学生のうち、とりわけ目覚ましい活躍している行政官は下表のとおりである。この他にも、UNTL 工学部には、日本留学経験のある教員が多数在籍している。

表 11 活躍する日本留学経験者

留学年	大学	氏名	現職（2018年3月現在）
2002－2005	広島大学	Mr. DA CRUZ Mariano Renato Monteiro	公共事業開発副大臣 （制度・開発改革省傘下）
不明	南山大学 （学士）	Mr. Isilio F.Coelho da Silva	外務省 Bilateral Issue 局長
2005－2007	埼玉大学	Mr. Leonel da Silva Gregorio MADEIRA	UNTL 副学長
2003－2005	愛媛大学	Mr. Jorge Rui de Carvalho MARTINS	Institute of Petroleum and Geology 副社長 （鉱物資源省傘下の行政組織）
2015－2017	岐阜大学 （博士）	Mr. Ruben Jerónimo Freitas	UNTL 工学部長
2015－2017	早稲田大学	Mr. Francisco Soares	国家行政省モニタリング評価部チーフ
2014－2016	上智大学	Mr. SOARES Gregorio	計画財務省シニア職

このうち2018年2月～3月の現地調査では、Isilio F. Coelho da Silva 外務省 Bilateral Issue 局長と面会することができた。東ティモールでは、2018年5月12日に国民議会総選挙が実施されることから、JDS 開始のために必要な E/N、G/A の締結が遅れることが懸念される。同局長は、各国の対外関係の担当局長であったことから、今後 JDS が開始されるために必要な二国間の手続きに関する早急な対応を依頼し、協力を得ることができた。

また、Ruben Jerónimo Freitas UNTL 工学部長とも面会した。UNTL 教員が JDS の応募対象となった際の協力を依頼した他、UNTL から閣僚に就任した例や JICA プロジェクトにより留学した教員の帰国後の様子等、UNTL に関する情報を入手することができた。

我が国の留学制度で来日した帰国生は、他の公務員へも日本留学を薦めており、JDS を開始するために必要な手続きや情報入手においても積極的な協力や助言を得ることができた。加えて、帰国留学生は、留学で得た知見を活用して行政官としての業績をあげて要職に就くというキャリアパスが実現されている実例が確認できた。

東ティモールにおいて JDS はまだ事業の認知度が低いことから、広報活動等を通して如何に各機関の潜在候補者へ JDS の情報を伝えることが重要である。そのため、帰国留学生からの支援が JDS 成功に向けて重要な鍵となることが考えられ、帰国留学生から協力を得ながら、JDS の募集・選考活動を実施していくことが求められる。

### 1-4-3. 民間の協力・交流状況

#### (1) 概要

我が国と東ティモールの貿易は、日本の輸出超過となっている。両国の貿易輸出入総額（2017 年）は、約 8 億円である。東ティモールから日本の輸入が約 1.3 億円、日本から東ティモールへの輸出が約 6.9 億円と両国間には大きな開きがある<sup>21</sup>。主要品目は、東ティモールからの輸出は、主に農産物のコーヒーが占めている。我が国からの輸出は、鉱物性燃料、自動車及び部品、電気機器、穀物及び機械類である。我が国に限らず、他国に対する東ティモールの主な輸出品目は、天然資源を除いた場合、コーヒーが約 9 割を占めている。

しかし、東ティモールは、我が国へ石油・天然ガスを間接的に輸出しており、我が国にとって重要なエネルギーの安定供給先でもある。パイプラインを通して、我が国へオーストラリアから輸出されるため、統計上は東ティモールの輸出として計上されないが、我が国の石油・天然ガスの全輸入量の約 3%は、東ティモール産である。東ティモールのガス田開発には、大阪ガス、東京ガス、東京電力、国際石油開発帝石が投資している<sup>22</sup>。

近年、我が国は天然資源開発分野以外にも日本企業の進出を後押ししている。2016 年 3 月、タウル・マタン・ルアク東ティモール大統領（当時）が来日した際に、両国首脳会談後に発出された共同プレスリリース「成長と発展のための進化したパートナーシップ」<sup>23</sup>において、両国間の貿易及び投資を緊密化させるため、日本企業と東ティモールの中小企業との結び付けにより、日本の消費者を魅了する東ティモールの伝統工芸品やその他の商業製品を促進する重要性を打ち出している。

東ティモールの人口規模は決して大きくないが、今後消費拡大が期待される国である。人口の半数が 15 歳以下で、豊富な天然資源収入によるインフラ整備等が進められており、外資系企業も着実に進出している。2013 年には、アメリカの大手ハンバーガーチェーンが開業し、2016 年にはオランダのビール大手が現地生産を開始している。現時点において、日本企業の進出例は決して大規模なものではないが、今後の消費拡大を期待しての投資や NGO と連携した投資の可能性がある。

<sup>21</sup> 財務省貿易統計 2017 年

<sup>22</sup> 「東ティモールの産業展望と日系企業のビジネスチャンス」2015 年 5 月在東ティモール日本国大使館

<sup>23</sup> 「両国首脳共同プレスリリース「成長と発展のための進化したパートナーシップ」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000139856.pdf>

## (2) 民間の協力・交流事例

### ① 大阪ガス国際交流財団<sup>24</sup>

大阪ガス国際交流財団は、JICA と連携し、2012 年度より東ティモールに対して産業人材育成事業を実施している。2017 年から 4 年間、毎年 UNTL 工学部生 30 名を対象に、奨学金を支給予定である。大阪ガスは、東ティモールのグレーター・サンライズ油田の開発に投資しており、このような奨学金支援を通して東ティモールとの相互理解が深まることを期待している。

### ② 株式会社ゼンショーホールディングス<sup>25</sup>

株式会社ゼンショーホールディングスは、2007 年から NGO 団体のピースウィンズ・ジャパンやパルシックと提携し、東ティモールの生産者組合とコーヒーの取引を行なっている。さらには、社会開発資金を使い、古くなり収穫量の落ちたコーヒーの木の植え替えや、水道の建設などフェアトレード事業を行っている。同社は、東ティモールで質の高いコーヒーが算出されることから、社会貢献事業としてではなく、収益事業として展開する方針を打ち出している。

また、東ティモールの長期開発計画である SDP で掲げられている産業重点分野に農業が含まれているが、その中でもコーヒー産業の期待は大きい。さらには、日本の NGO 団体は、東ティモール産のコーヒーの輸出だけでなく、コーヒー生産者を訪ねるツアーを展開している。コーヒー産業は、アグリツーリズムとして観光分野での期待もかけられている。

### ③ 一般社団法人日本東ティモール協会<sup>26</sup>

日本東ティモール協会は、我が国と東ティモールの国民の相互理解、友好親善の増進、文化交流、通商、経済協力などの促進に寄与するために 2013 年に設立された。会長は、元在東ティモール日本国大使の北原巖男氏である。同協会では、東ティモールに関する定期的なニュースレターの配信や東ティモールへのスタディツアーを計画し、両国民のネットワーク作りにも貢献している。

## 1-5. 他ドナーの援助動向

東ティモールでは、アメリカ、オーストラリア等の他、ポルトガル、ブラジルなどポルトガル語圏の国々からも奨学金事業が実施されており、優秀な留学生獲得におけるドナー間の競争が激化している。また、JDS と同様、行政官の育成を主な目的とする留学事業として、韓国国際協力団（KOICA）の奨学金事業が展開されている。中でも、オーストラリア政府奨学金が JDS の最大の競合相手となっており、公務員も対象として積極的に留学生の獲得を行っている。

<sup>24</sup> 公益財団法人大阪ガス国際交流財団 [http://www.osakagas.co.jp/company/press/pr\\_2018/1269517\\_37838.html](http://www.osakagas.co.jp/company/press/pr_2018/1269517_37838.html)

<sup>25</sup> ゼンショーホールディングス <http://www.zensho.co.jp/jp/>

<sup>26</sup> 一般財団法人日本東ティモール協会 <http://www.lorosae.org/>

表 12 東ティモールにおける他ドナーの留学事業

ドナー（事業名）	対象	学位	分野	英語資格要件
オーストラリア政府 (Australia Awards)	公務員 一般	修士 博士	教育・訓練、保健、農業・地方開発、民間企業振興、インフラ、観光・ホスピタリティ、コミュニティ・社会開発	修士 IELTS 6.0 以上 博士 IELTS 6.5 以上
ニュージーランド政府 (New Zealand Development Scholarship)	公務員 一般	学士 修士 博士	サイバーセキュリティ、物流・サプライチェーン、経済、会計、教育、生物学	修士・博士 IELTS 6.5 以上
韓国政府 (KOICA Master's Degree Scholarship Program)	公務員	修士	リーダーシップ、ビジネスマネジメント、医療、経済、統計、工学、天然資源、IT マネジメント	英語のスコアは必須ではない
ブラジル政府 (Graduate and Post-graduate studente Program)	公務員 一般	修士 博士	特になし	なし
インドネシア政府 (Indonesian Government Scholarship)	公務員 一般	修士 博士	企業経営、土木工学、法律、情報、建築	TOEFL500 以上
中国政府 (Youth of Excellence Scheme of China Master Program Chinese Government Scholarship)	公務員 一般	修士	法律、衛生、経済	IELTS 6.0 以上

① Australia Awards<sup>27</sup>

オーストラリア政府が東ティモール国民を対象に奨学金事業を開始したのは独立前の 2000 年である。実績と歴史あるプログラムとして東ティモール内での知名度が最も高い。これまで約 260 名以上が同奨学金事業によりオーストラリアの大学を卒業している。開始当初は、学士課程のみ対象としていたが、現在は修士課程及び博士課程を対象としている。

募集対象は、公務員だけでなく一般にも開放している。2018 年派遣の応募者数 148 名のうち、59 名（女性 21 名・男性 38 名）が公務員であった。受入人数は、オーストラリア政府の予算により毎年変動するが、2018 年派遣は 18 名の受入を予定している。また、各学位の合格者の内訳は定めておらず、優秀な応募者が優先的に選出される。

受入分野は、オーストラリアと東ティモールの両政府の協議により決定される。2019 年派遣の募集では、教育・訓練、保健、農業・地方開発、民間企業振興、インフラ、観光・ホスピタリティ、コミュニティ・社会開発の 7 分野が設定されている。同奨学金事業では、東ティモール側から HCDF、CSC、教育文化省の 3 機関からの協力を得ている。

<sup>27</sup> Australia Awards 運営機関の Palladium 社からの聞き取りによる。

修士課程の場合、応募時に必要な英語スコアは IELTS6.0 に設定している。但し、大学またはコースによっては、さらに高いレベルの英語力を要求するところもある。候補者は入学を希望する大学の受入要件に満たしたスコアを取得しなければ入学が許可されない。選考で英語試験が実施されるが、応募者は、試験前に同奨学金事業が実施する 7 日間の英語研修に参加することが可能である。その他の資格要件として、すでに東ティモール政府を含む他ドナーの奨学金受給経験者は、2 年以上の就労経験が求められている。

2018 年派遣の募集期間は、2018 年 2 月 1 日～4 月 30 日までの 3 ヶ月間であった。募集期間中は、①市内の大型掲示板に案内を掲載、②ラジオやテレビ CM 等のメディア放送、③女性の権利向上に取り組む団体や東ティモール国立大学等への訪問、④同窓会員による広報、⑤週 2 回（木・土）の定期的な応募説明会等を実施した。また、地方からの応募者を募るため、これまで地方説明会を実施してきたが、予算削減のため、地方関連機関へ案内状を送り、応募希望者には電話対応を行うことに変更した。但し、これまで応募書類は、ハードコピーでの提出を必須としていたが、地方からの応募者増につなげるため、オンラインによるソフトコピーの提出も可能とする等、より多くの応募者を集めるための募集方法の改善を行なっている。

選考活動は、①書類選考、②英語試験、③面接を実施している。面接は予算削減の観点から、スカイプや電話を通して実施している。面接官は、東ティモール側は HCDF、オーストラリア側は、大使館、受入大学関係者が担当する他、同奨学金事業の帰国生が面接官として加わることもある。

同省奨学金事業の同窓会ネットワークの環境も充実している。同奨学金の実施機関は、事務所敷地内に同窓会用の集会施設を設置しており、同窓会員は自由に使用できるようにし、帰国生の人脈形成や交流を促している。また、積極的に広報活動に協力する同窓会員が 70 名おり、SNS を通して同奨学金事業を宣伝している。

## ② ニュージーランド奨学金

ニュージーランド奨学金事業は、①長期奨学金プログラム、②職業訓練支援、③英語短期研修の 3 種類に分かれている。

一つ目の長期奨学金プログラムは、1999 年に開始した事業である。東ティモールにおける当初の受入枠は、2 名であったが、2002 年に 5 名、2010 年には 10 名、2012 年には 15 名へ増枠した。同奨学金事業では、ディプロマ、学士、修士、博士への応募が可能であるが、必ずしも 15 名が合格しているわけではない。また例年、Australia Awards に同時に受験することが多く、Australia Awards に合格した場合は、同奨学金を辞退することが多いとのことである<sup>28</sup>。

<sup>28</sup> ニュージーランド奨学金事業担当者からの聞き取り調査による。

募集対象は、公務員だけでなく一般にも開放しているが、公務員の応募は毎年2～3名に留まっている。同奨学金担当者によれば、公務員からの応募者数が少ないのは、高い英語能力を持つ人材が公務員には少ない点を挙げている。英語力が大学の入学要件に満たない場合、東ティモール・ミャンマー・パプアニューギニアの3ヶ国に対して、特例として入学前に12ヶ月の英語研修を提供しているとのことである。

2018年派遣の募集期間は、2018年2月1日～3月14日までの約3ヶ月間であった。事業開始当初は、Australia Awardsと共同で応募説明会を実施してきたが、3～4年前から単独での説明会を開催している。応募書類は、ハードコピーだけでなく、ソフトコピーでの提出も受付けている。

募集選考活動は、SNS、ラジオ、テレビ等のメディアを使った広報の他、週2回の応募説明会を開催し、毎回約40名の応募希望者が出席している。選考では、①書類選考、②心理テスト、③英語試験、④面接を実施している。面接試験の際には、奨学金開始当初は、HCDFと教育文化省から面接官が派遣されていたが、現在は東ティモール政府側から面接官は派遣されていないとのことである。

二つ目の奨学金プログラムである職業訓練支援は、主に観光、教育、インフラ分野で12名程の人材をニュージーランドに派遣している。これは、ニュージーランド政府の対東ティモール協力方針である①民間企業支援、②教育支援、③平和安全保障支援に基づき実施している。

三つ目の英語短期研修は、長期奨学金プログラムと異なり、一般には開放されておらず、公務員対象のプログラムとなっている。毎年最大12名に対して、5ヶ月間を最長としたニュージーランドでの英語研修を行っている。

### ③ KOICA 奨学金

2002年に開始されたKOICA奨学金は、オーストラリア政府、ニュージーランド政府の奨学金事業と異なり、一般に開放しておらず公務員のみを対象としている。但し、2017年派遣までは公務員のみを対象としていたが、2018年派遣から現地NGOや国際機関に勤務する東ティモール人も対象に含めている。2018年派遣からの受入対象拡大に伴い、受入枠も10名から18名へ増枠した。この18名の受入枠は最大受入枠という考えで、優秀な候補者の有無により受け人数を調整している。実際に2017年派遣の合格者は、10名受入枠のところ8名のみの合格となった。

募集方法は、各省庁の人事担当者の統括組織であるCSCから協力を得て、KOICAより各省庁へ依頼状を発出し、各省庁から最大4名の候補者が選出してもらっている。また、省庁から選出されなかった公務員も所属先から許可を得られれば、同奨学金事業に自発的に応募することは可能である。そのため、広報活動として、各省庁への依頼状の発出の他、市内の大型広告掲示板を使った募集告知も行っている。毎年平均で応募者数は約60名であるが、資格要件に満たない応募者も多く、有効応募者数は約25名に絞られるとのことである。

同奨学金事業では、選考で英語試験を実施していない。受入大学は、合格者が入学する前に KOICA による 6 ヶ月間の英語研修を受けることを理由に、英語スコアの提出を免除しており、受入大学は応募書類と面接により候補者の英語能力を審査しているとのことである。選考方法は、①KOICA 現地事務所による第一次書類選考、②KOICA 事務所員又は大使館員による第一次面接、③KOICA 本部による書類選考、④各受入大学教員とのスカイプ又は電話による第二次面接で構成される。

同窓会組織は、2014 年から Korea Alumni Association in Timor-Leste (KAATL) が設立されている。現在、KOICA 短期研修員を含めて約 400 名の帰国生が在籍しており、KOICA から一定の予算も拠出し、ボランティア活動、ワークショップなどを実施している。帰国生の中からボードメンバーを選出しており、2 年毎に改選される。

#### ④ 自国政府奨学金 (Human Capital Development Fund)

東ティモールでは、2011 年に設立された HCDF により、自国政府による公務員を対象とした奨学金事業を実施している。2011 年から 2015 年の 5 年間で約 4,319 名の公務員が奨学金を受給した。取得学位は、学士が 2,098 名と約半数を占め、ディプロマも多いが、修士課程で 559 名、博士課程でも 94 名が同奨学金を受給している。

最も奨学金受給者の多い省庁は、保健省である。保健省の公務員で 2,479 名と全体の約 60%を占める。就学分野として、「一般医療」、「看護」、「助産」、「薬学」が上位を占めており、同分野での奨学金受給者は、約 2,000 名に達する。一方で JDS の開発課題と重なる「公共政策」、「法律」、「観光」、「地域開発」分野での奨学金受給者もいる。

主な就学先は、東ティモール内の 1,512 名、インドネシアの 1,409 名と上位 2 ヶ国の就学者数で全体の約 70%を占めている。その他、ポルトガル 356 名、キューバ 278 名と続くが、東ティモール、インドネシア以外にも 17 ヶ国 226 校を留学提携先として、留学生を送り出した経験がある。HCDF の担当者によれば、日本の大学とはこれまで接点がなかったため、日本の大学への就学実績はないが、日本の大学からオファーがあれば、積極的に検討していきたいとの回答があった。

### 1-6. 対象機関の人材育成ニーズ及び人材層の状況

JDS の成果発現の前提条件となる、適格な人材の選出に向け、対象機関の人材育成ニーズや人材層の状況を把握するため、アンケートと聞き取り調査を実施した。

#### (1) アンケート調査の概要

2017 年 12 月に行政機関に対してアンケートを実施した。アンケート用紙は英語及びポルトガル語で作成し、回答を日本語に翻訳した。

- アンケート送付日：2017 年 12 月 1 日
- 締め切り：2017 年 12 月 15 日 未回答の組織には回答依頼を行なった

- 送付先：22 組織（JICA から対象機関として推薦があった省庁及び主要機関）
- 回収率：95%（22 組織中、21 組織が回答）

## (2) 聞き取り調査の概要

国内における既存資料分析結果及びアンケート調査の結果を踏まえて、2017 年 11 月～12 月と 2018 年 2 月～3 月に東ティモールで現地調査を行い、29 の主要対象機関、各部署及び大学を訪問して、人材育成ニーズや開発課題を聞き取った。併せて、我が国への留学経験をもつ帰国留学生からも JDS に期待する付加価値プログラム等についての助言を得た。

## (3) 本調査のファインディング

### ① 潜在的候補者の配置状況

アンケート調査によると、回答のあった機関のうち 14 の主要機関では、正規雇用の公務員が組織全体の 8 割を占めており、平均人数は 665 人であった。但し、保健省は 1,236 人、教育文化省は 1,407 人、開発・制度改革省は 1,688 人と多くの正規雇用の公務員が勤務しているのに対し、観光省は 95 人、通商産業省は 243 人、外務省は 251 人であり、省庁により公務員数に差があることが確認できた。

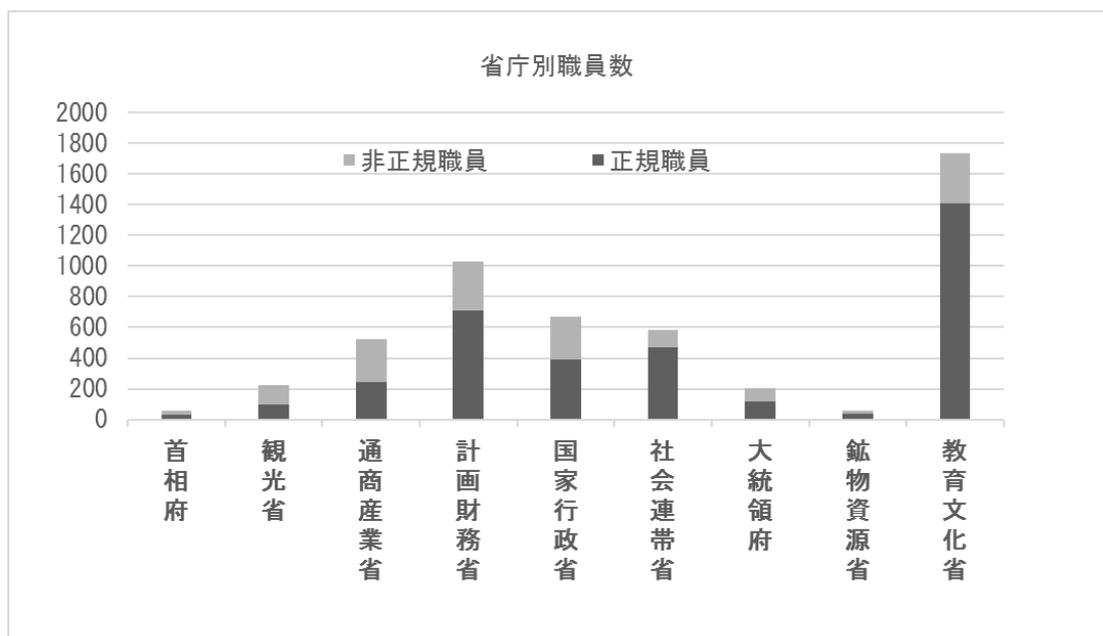


図 6 対象機関の雇用職員の比較

年齢構成では、JDS の対象となる 22 歳から 39 歳の職員が全体の 50%を占めている。また、全体の男女比は、男性 70%、女性 30%であった。国家行政省からは、行政実務に携わる行政官は圧倒的に 40 歳以上が多く JDS が対象とする若手行政官はデータよりも少ない印象であるとの指摘があった。例外はあるが、2015 年から正規雇用の公務員の採用を中止していることから、若手公務員の占める割合は減少傾向にある。

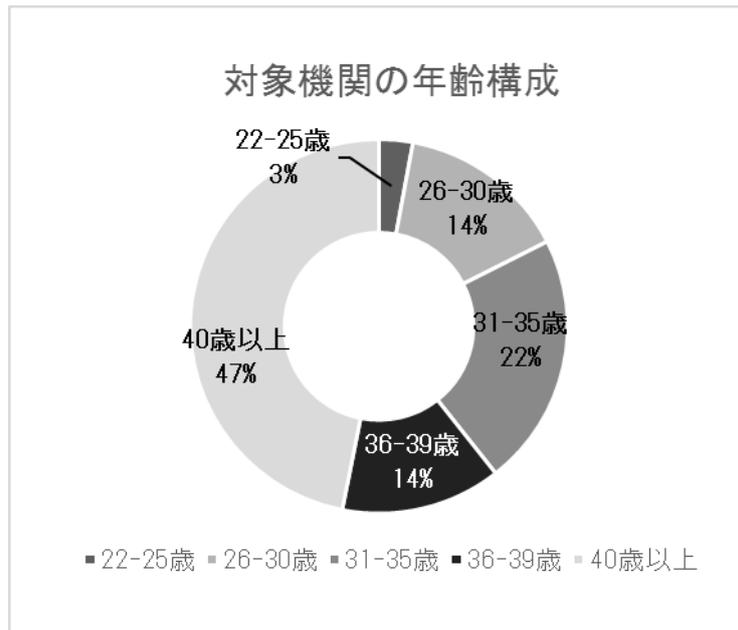


図 7 対象機関の年齢構成

GCR で設定されている公務員の 7 つの階級 (A~G) において、上位の A、B、C の 3 階級へは、学士号以上の取得が必要となっているが、アンケートの回答があった組織に所属する A ランクの公務員は 42 名 (全体の 0.6%)、B ランクは 298 名 (全体の 5%)、C ランクは、821 名 (全体の 13%) であった。また、正規雇用の公務員のうち 27% が学士号取得者で、修士号取得者は 4% であった。アンケート結果では、学士号取得が必須である A、B、C ランクと、修士号、博士号取得者の割合が一致しないため、D ランク以下でも学士号を取得している公務員がいることが考えられる。なお、国家行政省への聞き取り調査によると、上位ランクの階級以外からも局長、National Director 等の公務員の指導層となる役職に就く例もあることから、階級により JDS の対象者を絞る必要はないと考えられる。

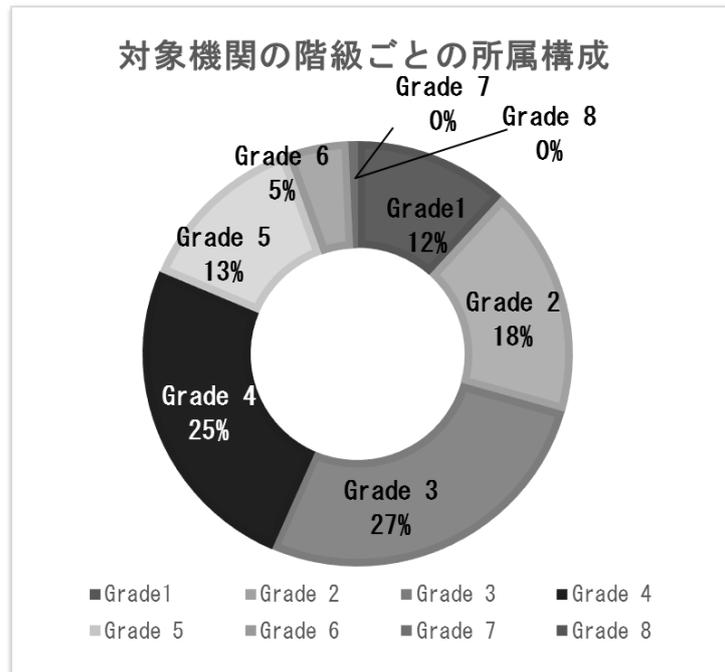


図 8 対象機関の階級ごとの所属構成

## ② 職員の英語能力

アンケート調査及び聞き取り調査の結果、全ての機関において職員の英語スコアを把握しておらず、職員の英語能力について明確な回答を得られなかった。但し、聞き取り調査を行った限りでは、外務省を除く全ての機関の担当者から職員の英語力について懸念が表明された。

1,236名の正規雇用の公務員数を有する保健省局長からの聞き取り調査では、英語でのコミュニケーションが可能な公務員は、1%程度であるとの回答があった。また、1,407名の正規雇用の公務員が在籍する教育文化省からも、英語力のある公務員は、10%程度であると回答があった。

その他の省庁での聞き取り調査においても、若手公務員を日本へ留学させたい意向はあるものの、英語力に関して懸念する意見が多かった。このことから、十分な英語力を有する公務員は非常に少ない状況にあることが分かる。

これらの聞き取りからも、上記の潜在的候補者内から我が国の大学院で修士号を取得するに足る英語力を有する公務員はかなり限定的であることが想像できる。東ティモールでの JDS 運営あたり、優秀な候補者を安定的に獲得するという観点からは、障害となる英語力の問題を取り除く取り組み、例えば英語事前研修等を行うことが必要と判断される。

表 13 英語力に関する現地関係者からのコメント

省庁名	公務員の英語能力に関するコメント
CSC	英語の資格については IELTS が主流で、TOEFL をもっている人はほとんどいない。政府職員の英語力については高くない。
開発・制度改革省	職員の英語圏への留学は稀。以前、NZ 奨学金のオファーがあったが、英語力の問題で派遣できなかった。
農業水産省	英語を話すことが可能な正規雇用の公務員は 20 名程しかいない。
国家行政省	オーストラリア及びニュージーランドの奨学金は応募をするものの、高い英語力が求められており、公務員は合格できない。
ディリ市 (国家行政省所管)	英語を話せるスタッフは 10 名程。特に高い英語能力を持つ者は 6 名程である。
通商産業省	正規雇用職員で英語を話せる人材は、20~40 名程である。
計画財務省	英語が可能な職員は少ない。応募にあたって英語研修を実施してほしい。
大統領府	毎年、オーストラリアやニュージーランドの奨学金に挑戦する職員がいるが、英語力の問題で不合格となってしまう。

③ 開発課題及び人材育成ニーズ

アンケート調査で優先分野と開発課題について回答のあった機関は 5 機関のみであったが、下表にまとめた。また、聞き取り調査により、東ティモールの JDS で想定される開発課題について確認を行った

表 14 主要対象機関の優先分野及び開発課題

組織名	優先分野及び開発課題
観光省	観光分野の奨学金、観光専門分野の能力構築とトレーニング
国家行政省	人材育成分野、日本との比較研究、各分野での短期研修
鉱物資源省	行政とマネジメント、財政と会計、リーダーシップ
首相府	市民サービス向上、財政とプランニング、財政と資源の管理
外務省	国際関係、法整備、経済

行政能力向上及び制度整備について、聞き取り調査を行った全ての機関から公共政策分野の人材育成の重要性が挙げられた。JDS 運営委員会のメンバーである CSC から、各機関の人事担当者の多くは修士号を取得しておらず、公共政策分野の修士号を取得してもらいたいとの指摘があった。また、防衛省からは、現在の防衛省は、前政権の旧防衛省と旧内務省が統合した組織であるため、軍と警察を統括しているが、職員は文民と軍籍者に分かれていることから、文民の職員に対する公共政策分野の修士号取得のために JDS を活用したいとの回答があった。

サービスデリバリーの向上（保健/教育）については、主に保健省、教育文化省が主要対象機関となることが想定される。保健省からは、Special Career Regime（SCR）である医師、看護師を対象とする公衆衛生の学位取得も重要であるが、同省は全体で5,000名以上の公務員が在籍しており、効果的な人事管理のノウハウ取得を目的とした行政職員向けの公共政策分野の学位取得にも関心があると説明があった。教育文化省も教員の育成と同様に行政職の公務員育成を重視しており、行政職を対象とした公共政策分野の必要性を強調した。

産業・経済の発展のための政策や制度整備については、観光省からは、SDPでは石油産業に依存しない多様性のある産業として観光業を重点分野に設定している。観光産業政策には、観光省以外にも外務協力省、農業水産省等が携わっていることから、JDSでは観光に特化したプログラムを実施してもらいたいと依頼があった。また、農業水産省からも農業分野での学位取得が第一の優先分野であるが、同省は観光省と提携してアグロツーリズムの促進を展開していることから、観光分野にも関心があるとの回答があった。一方で通商産業省からは、農業分野、観光分野等に特化するのではなく、よりマクロな産業政策の分野を設定してほしいと要望があった。

交通・運輸網整備、都市環境整備については、開発・制度改革省からは、同省は「水」、「電気」、「道路」、「輸送」、「空港」、及び「港湾」とほぼ全てのインフラ関係を担当しており、これら分野に関係する工学修士を取得できる大学へ職員を送りたいとの意見があった。

その他、保健省からの意見として、各省庁は傘下に行政組織を有しており、公務員が向しているため、中央省庁の公務員だけでなく、傘下の組織の職員もJDSの対象としてほしいと要望があった。また、観光省からは、有期雇用の公務員を一定の復職期間を設けることでJDSの対象としてもらいたいとの意見があった。さらには、UNTL学長からは、同大学の教員の多くは、すでに修士課程取得していることから、JDSにおいて博士課程を実施してもらいたいとの要望があった。

#### ④ JDSに対する要望

##### (a) JDSの周知

農業水産省からは、JDSを実施するうえで、CSCから依頼状を送ってもらいたいと要望があった。CSCに相談したところ、定期的に省庁全体で人事会議を行っているので、同会議でJDSに関する説明を行う等、最大限協力するとの回答があった。

## (b) マインドセット

運営委員会の共同議長である INAP 局長からは、JDS に期待することとして、公務員のマインドセットの改善を挙げ、JDS における道徳や日本のシステム、リーダーシップに関する研修の実施を要望した。JICA 短期研修を受けた経験のある観光省局長からは、日本の観光業に感銘を受けると共に、日本人は規律を守る生活が徹底しており、東ティモール人が見習うべき点であることが強調された。保健省局長からは、他国ドナーの奨学金事業では、リーダーシップ研修は導入されておらず、JDS で実施するのであれば、大変魅力的であり、JDS の強みになるとの意見があった。また、国家行政省大臣からは、シニア職向けのリーダーシップ研修の実施について要望があった。このように公務員のマインドセットについては、各機関の指導者層から高いニーズがあることが確認できた。

## ⑤ ドナーの奨学金プログラム

ドナーの奨学金プログラムについて、アンケート調査で回答のあった対象機関は下表のとおり 11 機関のみであったが、海外ドナーよりも東ティモールの人材育成基金である HCDF の奨学金プログラムで修士課程を取得する公務員が多いことが確認できた。

海外ドナーの奨学金プログラムにより派遣された人数が想定よりも少ないように見受けられるが、各機関での聞き取り調査によれば、公務員は総じて英語能力が低いため、海外ドナーの奨学金プログラムに合格することは難しいとの意見が多かったことから、東ティモール側の高いニーズに反して、海外ドナー奨学金プログラムの派遣実績人数は、想定よりも少ない結果となったと考えられる。

JDS では、公務員に対する大学入学前の事前英語研修の検討や、受入大学によるアカデミックライティングの授業を導入してもらう等、他国の奨学金事業で実施していない公務員の英語能力を補完するプログラムを提供することで、JDS の比較優位をアピールし、公務員からの候補者を集めていくことが必要と考えられる。

表 15 対象機関職員が派遣されているドナーの奨学金プログラム

機関名	ドナー及び派遣人数
観光省	東ティモール 7 名
保健省	オーストラリア 8 名、ニュージーランド 2 名、 ポルトガル 1 名、東ティモール 2,781 名
通商産業省	東ティモール 10 名
東ティモール国立大学	95 名（内訳不明）
青年労働担当庁	ポルトガル 1 名、東ティモール 10 名
計画財務省	東ティモール 15 名
Water Section（開発・制度改革省の部署）	ポルトガル 1 名
Building Section （開発・制度改革省の部署）	JICA2 名、東ティモール 1 名
ANATL（開発・制度改革省傘下の行政組織）	東ティモール 4 名
SEGIS（開発・制度改革省傘下の行政組織）	東ティモール 4 名

## 第2章 JDS の内容

### 2-1. JDS の概要

前述の通り、JDS は、我が国政府の「留学生受入 10 万人計画」の一環で、開発途上国の社会・経済開発政策の立案や実施において、中核的役割を果たす人材の育成を目的として 1999 年度に新設された無償資金協力による留学生受入事業である。

JDS の開始当初、留学生個人の能力向上が主な目的であったが、2009 年度事業より段階的に新たな方式に移行し、目的を各国の行政能力の向上とし、将来、各国の課題解決のための政策立案ができる人材を対象としてきた。この方式の特徴は、個人の留学支援を目的とした従来の留学制度とは異なり、対象国が JDS の日本側関係機関と協議の上決定する援助重点分野（サブプログラム）に携わる人材の育成に主眼が置かれている点にある。

本協力準備調査では、上述した JDS の趣旨や特徴を念頭に置きつつ、対象国の国家開発計画や我が国の対東ティモール国別援助方針に基づき設定されたサブプログラムにおける人材育成ニーズ及び想定される対象機関における候補者の有無等の調査を行い、その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージとした JDS の事業規模と、各サブプログラムの事業計画（サブプログラム基本計画）の策定を行うものである。

#### 2-1-1. プロジェクトの基本設計

2017 年 12 月に実施された現地調査において下表の通り東ティモール JDS の援助重点分野、開発課題が決定された。

表 16 東ティモール JDS の枠組み（2019 年度～2022 年度）

JDS 援助重点分野 (サブプログラム)	JDS 開発課題 (コンポーネント)
1 行政能力向上及び制度構築	1-1 健全な財政運営、公共政策及び法制度整備
	1-2 サービスデリバリーの向上（保健/教育）
2 産業・経済の発展のための政策や制度整備	2-1 産業・経済の発展のための政策や制度整備
3 交通・運輸網整備、都市環境整備	3-1 交通・運輸網整備、都市環境整備

#### (1) コンポーネント、研究テーマ

2017 年 12 月の現地調査において、日本側の枠組み案を提示したところ、東ティモール政府側より合意を得た。また、応募者の研究テーマのミスマッチを防ぐために、応募開始の際には、各開発課題の想定される研究テーマを参考として付け加えることとした。

## (2) 対象機関・対象グループ

多くの優秀な公務員に応募してもらうことを目的に、全機関を対象機関とすることで合意した。また、2018年5月に国民議会総選挙が実施され、新内閣の発足後、省庁再編の可能性があることから、新内閣の動きを注視しつつ、2018年度の第1回運営委員会において、改めて対象機関の設定について協議・合意することとした。

日本で得た知見を所属省庁で貢献すること目的に、対象グループは雇用期間が定められている有期雇用の職員は対象から外し、正規雇用の職員のみを対象とすることで合意した。

また、東ティモール国立大学教員は、教育文化省所属の公務員であり、これまで大臣、副大臣就任例が多いことから、JDSの主旨に鑑み、東ティモール国立大学の正規雇用の教員を対象に含めることで合意した。

## (3) 受入大学

本準備調査に先立ち、JICAはこれまでJDS留学生の受入実績のある大学及び新たに受け入れを希望する大学に対して、東ティモールJDSにおける想定対象分野／開発課題を提示し、各大学より受け入れを希望する国・課題に関して受入提案書の提出を募った。その結果、13大学15研究科から計25件の提案書が提出された。

各大学から提出された受入提案書の内容やこれまでのJDS留学生を含む留学生の受入実績等の項目について、JICA資金協力業務部及び東ティモール事務所は評価要領に基づき受入提案書进行评估した。

その後、本準備調査の現地協議において、各コンポーネントに対して提案のあった本邦の大学の中から日本側の評価による上位大学を東ティモール政府側に提示し、各大学の特徴等について説明した。協議の結果、下表の通り、日本側の評価による受入大学及び受入人数枠で合意した。

表 17 東ティモール JDS の受入大学

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	受入上限数
1 行政能力向上及び制度構築	1-1 行政能力向上及び制度整備	同志社大学	グローバル・スタディーズ研究科	2名
	1-2 サービスデリバリーの向上（保健/教育）	国際大学	国際関係学研究科	2名
2 産業・経済の発展のための政策や制度整備	2-1 産業・経済の発展のための政策や制度整備	立命館アジア太平洋大学	アジア太平洋研究科	2名
3 交通・運輸網整備、都市環境整備	3-1 交通・運輸網整備、都市環境整備	名古屋大学	環境学研究科	2名

## 2-1-2. JDS の実施体制

### (1) 運営委員会メンバーの構成

運営委員会は、東ティモール側委員（INAP、教育文化省、CSC）及び日本側委員（在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所）にて構成され、JDS の実施・運営方針について協議・決定を行うことで合意した。

INAP は、国家行政省傘下の組織で、全公務員を対象とするリーダーシップ研修や英語研修等を実施する人材育成機関である。教育文化省は、傘下に東ティモール国立大学を有しており、東ティモール国民全体の人材育成を統括している。CSC は、公務員の採用、昇進を掌握する機関である。これら東ティモール政府における人材育成を担当する 3 機関により、JDS 留学生の卒業後の省庁内での環境整備が期待される。

2018 年度の事業開始から、当該運営委員会メンバーで JDS を実施することとなる。共同議長は、INAP の局長、日本側の共同議長は、JICA 東ティモール事務所の次長となった。

表 18 東ティモール JDS 運営委員会メンバー

国	役割	機関名
東ティモール側	共同議長	INAP
	委員	教育文化省
	委員	CSC
日本側	共同議長	JICA 東ティモール事務所
	委員	在東ティモール日本国大使館

### (2) 運営委員会の役割

運営委員会メンバーには、JDS 運営ガイドラインに基づく運営委員会の機能・役割を説明した。新規 JDS 国である東ティモールは、応募勧奨において既存の JDS 国以上に運営委員会による各省庁に対する事業広報の働きかけが期待される。

表 19 運営委員会の役割

役割	詳細
募集選考方針の決定	東ティモールの国家開発計画と日本の援助方針に基づき、各年度の募集活動の基本方針（優先開発課題、主要対象機関、応募勧奨方法等）を決定する。 JDS 運営ガイドラインに基づき、東ティモール JDS の選考方針を決定する。
候補者の面接	第三次選考（総合面接）において面接官として候補者を評価する。運営委員会における最終候補者の決定を行う。
最終候補者の承認	選考プロセスを経て選ばれた最終候補者を運営委員会で承認する。
帰国留学生の有効活用の促進およびフォローアップ	留学生の帰国時に所属組織への復職を側面支援する。 プロジェクト効果発現を目指して帰国留学生の活用策を検討し、フォローアップを行う。
その他、JDS の監督	留学生の突発時に対処方針を決定し、必要な措置を講ずる。 壮行会や帰国報告会等の各種イベントに出席し、事業成果の発言に向けた助言を行う。 その他、JDS 運営上必要な事項について対応し、意志決定を行う。

### 2-1-3. サブプログラム基本計画

2018 年 12 月の現地調査で合意した枠組みの下、JDS 重点分野（サブプログラム）別に基本計画案を作成し、今後 JDS 本体事業（プロジェクト）の開始時点の第 1 回運営委員会で決定することで合意した。

同基本計画は、案件目標や評価指標だけでなく、それぞれの JDS 重点分野で、東ティモールの開発政策における JDS の位置づけ、日本の援助方針と実績、本邦の受入大学の活動等をまとめた指針である。4 期分の留学生の受け入れを 1 つのパッケージ（フェーズ）として策定する。同計画に基づいて 6 年にわたり同一のサブプログラム／コンポーネント、対象機関及び受入大学の下で留学生を派遣することにより、中核的人材の政策立案・事業管理等の能力が向上し、ひいては対象機関の政策立案等の能力を向上させることを目的としている。

応募資格要件は、第 1 回運営委員会で協議して決定するが、想定される資格要件は、下表の通りである。年齢要件は、東ティモールにおける政策実務に携わる若年層の公務員数が少なく、年齢要件を引き上げてほしいとの要望が、対象機関から多く寄せられたことから、一般的な JDS の資格要件である 39 歳以下よりも年齢を引き上げることが望ましいと考えられる。

英語スコアについては、多くの省庁から正規雇用の公務員の英語能力を懸念する声が寄せられており、英語能力は総じて低いことが想定される。英語スコアは、受入大学が入学時に求めるスコアの兼ね合いもあるため、一般的に JDS で採用される基準としているが、今回決定した受入大学とも意見を聞きつつ、詳細は第一回運営委員会で協議して決定する。

表 20 東ティモール JDS の応募資格要件（案）

項目	要件
国籍	東ティモール籍
年齢	40 歳未満（来日年度 4 月 1 日現在）
学歴	学士号を有すること
職業	東ティモール政府によって雇用されている正職員（契約職員、国営企業の社員は除く）
職務経験	募集締め切り時点で、 <u>2 年以上</u> の実務経験を有すること
語学力	本邦の大学院で修士号を取得するために十分な英語力を有する者（TOEFL iBT 61（ITP 500） / IELTS 5.5 以上が望ましい。）
その他	既に海外支援による奨学金を受給し、留学の結果、「修士号」を取得していない者、また、現在他の海外支援による奨学金を受給していない者あるいは受給予定でない者
	本事業の目的を正しく理解し、学業の修了後、母国の発展と日本との友好関係の構築に貢献する明確な意思を有する者
	軍に現に奉職していない者
	心身ともに健康である者

## 2-2. JDS の概要事業費

JDS を実施する場合に必要な事業費総額は、1.58 億円となり、日本と東ティモールとの負担区分に基づく双方の経費内訳は、下記に示す積算条件によれば、次の通りと見積もられる。ただし、この額は交換公文上の供与限度額を示すものではない。

## (1) 日本側負担経費

2018年度 東ティモール国 人材育成奨学計画(JDS) (4ヵ年国債)  
概略総事業費 約158.5百万円

(単位:千円)

年度	費目		概略事業費
2018年度 Term-1	実施経費	大学直接経費(入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費(航空運賃、支度料、奨学金、他) 留学生国内経費(来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費)	70
	役務経費	現地活動経費(旅費、現地備人費、事務所借上費、他) 募集選考支援経費 留学生保険加入費 来日後フリーフィンギン/オリエンテーション経費 大学会議経費	21,991
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	10,658
	2018年度 事業費 計		32,719
2019年度 Term-2	実施経費	大学直接経費(入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費(航空運賃、支度料、奨学金、他) 留学生国内経費(来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費) 特別プログラム経費	29,001
	役務経費	現地活動経費(旅費、現地備人費、事務所借上費、他) 事前研修経費 留学生用資材費 留学生保険加入費 来日後フリーフィンギン/オリエンテーション経費 モニタリング経費 受入付帯経費(突発対応)	10,899
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	11,249
	2019年度 事業費 計		51,149
2020年度 Term-3	実施経費	大学直接経費(入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費(航空運賃、支度料、奨学金、他) 特別プログラム経費	31,068
	役務経費	運営委員訪日ミッション経費 モニタリング経費 受入付帯経費(突発対応)	4,089
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	11,234
	2020年度 事業費 計		46,391
2021年度 Term-4	実施経費	大学直接経費(入学金、授業料、他) 留学生受入直接経費(航空運賃、支度料、奨学金、他) 留学生国内経費(来日時・帰国時にかかる移動経費、宿泊経費) 特別プログラム経費	18,385
	役務経費	現地活動経費(旅費、現地備人費、事務所借上費、他) モニタリング経費 受入付帯経費(突発対応) 帰国プログラム(本邦)経費 帰国プログラム(現地)経費	2,067
	実施代理機関人件費	直接人件費 管理費	7,835
	2021年度 事業費 計		28,287
事業費 総額	合計		158,546

(注)上記の概算事業費は、E/N上の供与限度額を示すものではない。

## (2) 東ティモール側負担経費

なし

### (3) 積算条件

- 積算時点 : 2018年2月
- 為替交換レート : 1US\$ = 113.31円
- 業務実施期間 : 事業実施期間は、実施工程に示した通り。
- その他 : 日本国政府の無償資金協力の制度に沿って積算を行った。

## 2-3. 相手国側負担事業の概要

JDS 留学生の募集・選考期間は、国家行政省傘下の INAP が運営委員会共同議長として、JDS の計画・実施・管理・監督を行う主導的役割を担い、募集要項の配布促進等を通じて応募勧奨に協力し、サブプログラム毎に設定された主要対象機関に対して、JDS への協力の働きかけを行う。

JDS 留学生の留学期間中は、東ティモール政府は実施代理機関を通じて留学生に対し定期的にモニタリングを実施し、JICA に報告を行う。また、実施代理機関から提出される定期報告書により、JDS の事業進捗や懸案事項等について確認し、必要に応じて他の運営委員会メンバーと協力して適切な措置を講じるほか、JDS 留学生が修士論文を作成する上で必要なデータの収集支援等を行う。

JDS 留学生の帰国後は、帰国留学生が母国の開発課題の解決に向けた取り組みに貢献すること及び人的ネットワーク構築が JDS の主目的のひとつであることに鑑み、東ティモール政府は留学生の帰国後に帰国報告会を開催して留学成果を把握するとともに、その後の動向調査や我が国との学術、文化交流・協力の促進等について必要な措置を行うこととする。また、運営委員会は、留学生の帰国にあたり、留学前と同じ職務もしくは JDS 留学経験を活かして政府組織の中核で活躍できるような職務が与えられるよう関係省庁へ働きかけ、事業効果発現を促す。

## 2-4. JDS のスケジュール

本協力準備調査の結果、我が国外務省及び JICA が 2019 年度以降の JDS 実施を正式に決定した場合、向こう 4 期の事業については図 9 に示されたスケジュールに基づく実施が想定される。具体的には、年度毎に E/N (交換公文) 及び G/A (贈与契約) の締結後、JICA が、協力準備調査を受託したコンサルタントを実施代理機関として東ティモール政府に推薦し、当該コンサルタントが JDS における東ティモール政府との契約を締結した上で、東ティモール政府に代わり事業の実施を担うこととなる。

なお、東ティモールにおける JDS は、4 年方式となる。正式には毎年外務省が日本政府内の承認 (閣議) を経て受入れ上限人数を決定し、その後 E/N において、年間上限人数が確定・合意される。

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
協力準備調査									
第1期（修士）		募集選考	来日		帰国				
第2期（修士）			募集選考	来日	帰国				
第3期（修士）				募集選考	来日	帰国			
第4期（修士）					募集選考	来日		帰国	

図9 実施工程

## 2-5. 募集・選考方法

### 2-5-1. 募集方法

#### (1) 募集ツール

募集ツールとして、募集ウェブサイト、JDS 募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを作成する。なお、部数やデザイン等は運営委員会で別途決定する。

広報活動において、他ドナーでの聞き取り調査により、市内の大型掲示板の利用・SNS・ラジオ・テレビ等のメディアを使った発信が効果的であったことから、東ティモール側運営委員会メンバーからの意見を聞きつつ、JDS でも取り入れることを検討する。

#### (2) 募集方法

運営委員会を通じて、各対象機関に募集パンフレット、ポスター及びリーフレットを配布し、各地にて募集説明会を実施する。なお、開催場所及び回数は案であり、運営委員会で別途決定する。地方に配属された公務員の英語能力は中央省庁の公務員よりも総じて低いことから、応募勧奨はディリ市内での実施を重視しつつ、地方機関への JDS の案内方法について、実施代理機関より地方行政を管轄する国家行政省と相談する。さらには、CSC においては、各省の人事担当者向けの定期会議が実施されていることから、実施代理機関が同会議に参加し、JDS を周知することも重要である。

表 21 募集説明会開催案

開催時期	会場
2018年8月下旬～9月下旬	ディリ市内（主要対象機関、CSC での合同説明会等）
2018年8月下旬～9月中旬	地方主要都市（バウカウ等）

KOICA 奨学金事業では、公務員を対象とした公募制を採用しているが、同時に確実に一定の応募者を集めるため、CSC から各機関へ依頼状を发出してもらい、各機関から優秀な候補者を推薦してもらっている。JDS においても同様の募集方法について別途検討する。

本調査で訪問した JICA 専門家や JICA 事務所所員からの JDS への関心は高く、関係省庁内の優秀な候補者への宣伝・募集への協力を得られることが確認できた。これら日本関係者の協力を得られるよう、JICA 専門家等を集めた会議に参加し、JDS を説明する機会を得ることで JICA 専門家等からの協力を促すことも一案である。

### (3) 候補者の応募準備のサポート

JDS の選考において応募者には TOEFL、IELTS の受験が必要とされる。上述のとおり英語力の懸念があり、特に会話能力よりも読解力、文章作成能力がアカデミックなレベルに達していないとの声がある。また、マークシート式の試験を受験したことがない職員も多いとのことである<sup>29</sup>。

このことから、英語試験対策のための事前英語研修の実施を検討する。首都ディリには、INAP による公務員向け英語研修や他ドナーによる応募者向け英語研修の実施に豊富な実績を持つ私立英語学校 *Lorosa'e English Language Institute*（以下、LELI）がある。事前英語研修を実施することで候補者全体の英語能力の底上げが期待できると共に、募集勧奨時には英語を不安視する候補者に対して、こういった支援があることを積極的に周知することで、応募者拡大にもつながることが期待される。

### (4) 女性への応募勧奨

JICA のジェンダー指針に沿って、男性だけでなく女性の JDS への参加を促すため、女性の候補者の募集方法について、「女性の応募を歓迎する」旨募集要項に記載したり、女性のみを対象とした募集説明会を実施する等の取組を検討したりする等、女性へのアプローチ方法を検討し工夫することを提案する。東ティモールにおいて、女性の本邦留学経験者は極めて少ない。海外留学、特に本邦の留学に関する情報量の少なさは、女性が留学することへの不安要素になりえる。募集説明会では、女性の本邦留学経験者に協力を依頼し、体験を共有してもらい、少しでも不安要素を減らすことで応募しやすい環境を作ることが重要と考える。

## 2-5-2. 選考方法

選考は、受入大学による書類選考、受入大学による専門面接及び運営員会による総合面接の 3 段階で実施する。選考にあたっては、ガイドラインを策定し、本事業の趣旨に沿った候補者を選定するものとする。

<sup>29</sup> 多くの省庁機関からの聞き取り調査による。

## 2-6. 来日前オリエンテーション、来日後研修、付加価値提供活動

### 2-6-1. 来日前オリエンテーション及び来日後研修

JDS を通じた知日家・親日家の育成のためには、背景知識として、我が国の社会や開発経験につき理解することが求められる。また、JDS 帰国留学生に対して行った、来日前・来日後のオリエンテーションに関するアンケートにおいて、日本語研修、日本の社会や文化についての講義について有用であったと回答した帰国留学生は半数以上を占めた。ついては、①我が国の社会や開発経験、東ティモールに対する援助方針等の基礎知識、②JDS 留学生としての自覚を持つためのプログラム、③日本で円滑に留学生生活を開始することを目的とするオリエンテーション、④日本文化・日本語に関するプログラムの4点を念頭に実施する。

来日前の現地事前オリエンテーションでは、他国同様に、在東ティモール日本国大使館による我が国の開発経験及び東ティモールに対する援助方針のブリーフ、及び JICA 東ティモール事務所による東ティモールで実施中のプロジェクトについての説明を依頼する。

来日後には、本事業の趣旨・目的、JDS 留学生に期待される役割、他案件との連携の可能性等を伝え、JDS 留学生の参加意識・モチベーションの向上を図る。また、リーダーシップ研修を取り入れ、アクティブなグループワークを通じて、リーダーとしての自覚を促し、自身にリーダーとして必要な素養について学ぶ機会を持つ。

日本の政治・経済や社会・文化についての基礎知識については、従来通り大学教員に依頼して講義形式で実施する。

加えて、滞日中の規則や手続き、生活情報の提供を行う。特に、滞日中の安全管理に関しては、地震・津波・台風・大雪などの自然災害、さらに犯罪や交通ルールについて説明し、安心安全に日本での生活を送るための心得や備えを伝える。防災訓練施設を用いた体験型訓練も実施する。

日本語研修は 35 時間程度実施し、日本での必要な会話能力の習得のみならず、体験型学習を通じて、日本の文化や生活習慣、社会マナーの理解を促進し、実生活で役立つコミュニケーションのノウハウを教授する。

その他、慣れない生活環境の中でカルチャーショックを克服し、異文化理解を進めるためのワークショップ、先輩留学生の経験談を聞く場を設け、JDS 留学生が円滑に日本に適応できるよう機会提供を行う。

### 2-6-2. 付加価値提供活動内容

JDS の事業目的にあるように、JDS 留学生は帰国後に中核人材として同国の開発課題の解決に寄与し、また日本のよき理解者として両国友好関係の拡大と強化に貢献することが求められている。大学院での教育による学位の取得のみならず、JDS として付加価値を高めるプログラムを提供することにより、事業目的の達成に貢献するとともに、JDS 各国において他ドナーから類似事業が提供される中、JDS の魅力や他事業に対する比較優位性も向上させることが可能となる。

このため、各受入大学での質の高い教育・研究を根幹として、来日前後のオリエンテーション、大学から提供される特別プログラム、中間研修など既存プログラムの質の向上のほか、滞日中のネットワーキングや JICA 等でのインターンシップなど、留学生にとって有用な機会がより多く提供されることが望ましい。

他国 JDS の帰国留学生へのアンケート結果によれば、回答した JDS 帰国留学生のうち半数以上について、滞日中のプログラムとして、日本の省庁でのインターン、日本人行政官とのネットワーキング等の要望が高かった。2016 年度からは実施代理機関が行う行政官とのネットワーキングイベント、外務省や JICA での個別インターンシップ等、既に実施されつつあるが、これらの試みが事業として継続され、一層促進され発展していくことが望ましい。

このほか、地域社会との交流イベントも留学生にとって関心が高い。実施代理機関が JDS 留学生の帰国前に行うアンケートにおいて、日本語とともに、日本人と交流する機会をより多く持ちたかったとの声が挙げられることも多い。地域の国際交流団体との連携によるイベントの実施やホームステイ等、地域社会・日本人との交流する機会の提供により、日本社会をより深く経験することに繋がり、親日家・知日家の育成にも貢献できる。

### 2-6-3. 特別プログラム内容

受入大学が JDS 留学生に対して、既存の大学プログラムに加えて、受入国、開発課題等のニーズ及び他国 JDS 留学生の状況に応じて追加的な活動を行う。

特別プログラムの内容は以下の目的に沿うものとする。

- (a) JDS 留学生が当該国の開発課題解決のために、より実践的・具体的な事例紹介等を通じて実践的な知識・経験を習得すること
- (b) 特別プログラムの活動を通じ、JDS 留学生あるいは対象国関連機関が、本邦及び海外の研究者・機関と将来の活動に貢献するネットワークを構築すること
- (c) 限られた期間内に、JDS 留学生が必要に応じたサポートを得て、学業研究及び関係者とのコミュニケーションを円滑に行い、目的を達成すること

JDS の受入れ実績のある多くの大学で、特別プログラムを活用し、フィールドトリップや国内外のセミナーを実施している。その中でも、特にフィールドトリップは他国の JDS 帰国留学生へのアンケートでは評価が高かった。各受入大学には、特別プログラムの活用を奨励すると共に、大学が上記の目的に資する有益なプログラムを提供できるよう、実施代理機関により適切なコンサルテーションが行われることが望ましい。

## 2-7. モニタリング・厚生補導

### 2-7-1. 実施体制

大学関係者との良好な関係構築及び非常時の迅速な対応を念頭に、受入大学毎に担当者を配置する。受入大学が地方都市に位置する場合、最寄りの支所に担当者を配置する。

### 2-7-2. 厚生補導

担当者は留学生来日後から帰国直前まで留学生からの学生生活、日常生活に関する相談をうける。その他、住宅手配、転入の届出や国民健康保険への加入補助、保険金請求の補助、住宅退去等の諸手続きを支援する。

### 2-7-3. モニタリング

事業の円滑な実施を確認するうえで、JDS 留学生の学業研究及び日常生活における状況を把握することが必要である。適切なモニタリングを行うため、大学関係者との間で良好な関係を築き、日常的に留学生の情報が入ってくるよう体制を整える。また、定期的に留学生との面談機会を持ち、大学での研究・生活状況を把握し、必要な支援を的確なタイミングで提供できるように備える。

特に面談形式で行う定期モニタリングは、日常的には分からない留学生の抱える問題を早期に発見することができ、不成果や体調の悪化等のトラブルを未然に防ぐ予防的な措置となる。さらには、学業研究で顕著な成果を挙げる等の好事例も定期モニタリングの機会を通じて把握し、定期報告書や事業広報等で事業成果として報告する。

定期モニタリングはモニタリングシートを活用して実施する。モニタリングシートには、留学生、モニタリング担当者及び指導教員からのコメントを記載し、1枚のシートで各留学生の状況が把握できるようにする。

### 2-7-4. 緊急時対応

健康・生活上のトラブル等について夜間や週末、祝祭日、年末年始等にも対応できるよう、民間のコールセンターと連携した体制をとる。

また、大規模災害時など電話回線が使えない場合でも全留学生の安否状況、居場所等の情報を迅速かつ正確に集約することが可能な、メール配信・安否確認システムを整備する。

## 2-8. フォローアップの計画

JDS の上位目標を達成するには、JDS 留学生が、帰国後、東ティモールの開発に寄与するような役職への就任や昇進につながるよう支援していくことが必要である。東ティモール側の運営委員会より各行政機関に対して、過去の JDS の成果や帰国留学生の活躍状況を共有し、JDS 留学生が東ティモールの開発に貢献できる人材であり、復職や重要ポストへの割り当てについて配慮するよう協力を依頼する。

また、実施代理機関が同窓会活動を支援し、JDS 帰国留学生のネットワークを強化することにより、帰国生同士が協力し合う関係を構築し、東ティモールの開発に貢献できる集団を組織する。更に、同窓会組織を通じて、2年間日本に留学した貴重なリソースである JDS 帰国留学生を両国間のパートナーシップ構築に有効活用する。

東ティモールにおいては、在東ティモール日本国大使館の主導の下、国費外国人留学制度、JICA 留学事業等の帰国生による日本留学同窓会が設立されている。この同窓会員に対して、JDS の来日前研修で日本留学の体験談の説明や JDS 壮行会に招待することで、JDS 留学生にとってロールモデルとなる人物から様々な経験を聞くことができる機会に繋がると考えられる。また、JDS 留学生の帰国後はこの同窓会への加入が想定されるが、JDS 帰国留学生にフォーカスしたフォローアップの一環として、既存の日本留学同窓会の傘下として、JDS の帰国留学生に特化した同窓会も設立し、互いの研究成果や所属先での留学成果の活用状況を共有し合うことや、他国 JDS 留学生との繋がり会うためのグループとして、徐々に大きくなる同窓会を育てていくのも一案であろう。

他国で JDS 帰国留学生のフォローアップに関するアンケートを実施したところ、期待するネットワーク方法として JDS 留学生同士で連絡できる SNS の活用、定期同窓会パーティー、JICA 専門家等による専門的なセミナーへの参加を挙げる者が多く確認された。こういったアンケート結果等も参考にしつつ、東ティモール留学生のニーズに合ったフォローアップ方法を検討することが重要である。

### 第3章 JDS の妥当性の検証

#### 3-1. JDS と開発課題及び国別援助方針との整合性

東ティモールの開発計画や当該セクターの現状と課題等を踏まえ、JDS と東ティモールの開発計画との整合性等について以下の通り分析した。

##### 3-1-1. 東ティモールの開発計画との整合性

2011年7月、東ティモールは、「戦略開発計画（Strategic Development Plan: SDP）」を発表し、「社会資本」、「インフラ開発」、「経済発展」の3点を重点分野として設定し、上記3点の重点課題を遂行するために必要な「制度の枠組み」を加え、4点を目標達成のための取り組むべき課題として掲げている。

東ティモール JDS では、上記の重点課題に関連する広範囲に亘る分野を網羅しているため、これらの目標達成のために必要不可欠な人材育成の支援の一環として位置づけることができる。SDP における東ティモール JDS の援助重点分野との関連は以下の通り。

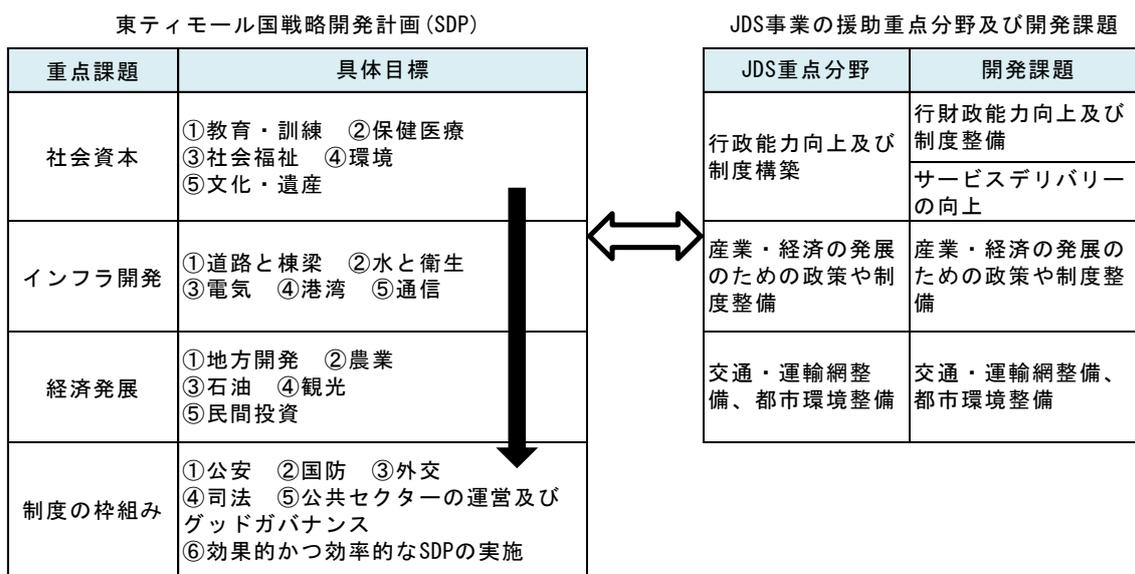


図 10 JDS 援助重点分野と SDP の対応

##### (1) 行政能力向上及び制度整備

東ティモール政府は SDP において、3つの重点分野である「社会資本」、「インフラ開発」、「経済発展」を効果的かつ効率的に実施するための課題として、「制度の枠組み」を挙げている。この課題において、各開発課題を取り扱う行政官の行財政能力と制度構築の不足が指摘されている。また、ASEAN 加盟を国是として進めており、近隣諸国との外交協議に対応できる能力を持った人材も求められている。同戦略の推進のため、JDS はこれらの課題解決のための支援として位置づけられる。

## (2) サービスデリバリーの向上（教育／保健）

教育と保健は、SDP の重点課題分野である「社会資本」の中でも筆頭に挙げられている。東ティモールでは首都の急速な経済成長に伴い、方との貧富の格差が拡大している。国民一人ひとりに裨益する教育、保健を中心とした社会サービスの普及・拡充が求められている。

## (3) 産業・経済の発展のための政策や制度整備

東ティモールは、石油・ガス等の豊富な資源があるものの、就労人口の増加が著しく、天然資源に代わる産業を発展させ、雇用創出に繋げることが喫緊の課題となっている。SDP では、「農業」、「観光」、「石油関連産業」を成長産業として定め、多角的なアプローチでの産業の発展を目指している。

## (4) 交通・運輸網整備、都市環境整備

東ティモールは、石油・天然ガスなどの資源収入により得た財源をインフラ整備に充ててきたが、依然として都市部と地方をつなぐインフラが整備されておらず、受けられる公共サービスに格差が生じている。他方、南部では石油関連施設の建設による地域の工業化を目的としたタシマネ・プロジェクトが進められており、南部ベタノ市には、第 2 の国立大学 Institute of Polytechnic が設立されるなど、地方開発も進められている。また、成長産業として観光業に重点に置いていることから、都市の環境整備も欠かせない重要な課題となっている。

### 3-1-2. 我が国の対東ティモール 国別援助方針との整合性

2017 年 5 月に策定された我が国の「対東ティモール国別援助方針」では、基本方針を「持続可能な国家開発の基盤づくり支援」とし、援助重点分野として「経済社会基盤（インフラ）の整備・改善」、「産業の多様化の促進」、「社会サービスの普及・拡充」を設定している。JICA 事業でも同方針に準じて協力方向性を分析している。本事業は、以下の各開発課題への対応のとおり、各分野の中核的人材の育成を行う案件として位置づけられ、我が国及び JICA の協力量針と合致する。

JDS の重点分野と開発課題は、日本国政府の援助方針と合致する形で設定されており、整合性は極めて高い。

日本国政府の対東ティモール援助方針

重点分野（中目標）	開発課題（小目標）	協力プログラム名
経済社会基盤（インフラ）の整備・改善	社会・運輸交通インフラの整備・維持管理	経済・社会基盤整備プログラム
産業の多様化の促進	農産業多様化開発	産業多様化プログラム
社会サービスの普及・拡充	政府・民間セクターから提供されるサービスの向上	政府・民間から享受するサービスの向上プログラム

JDS事業の援助重点分野及び開発課題

JDS重点分野（サブプログラム）	開発課題（コンポーネント）
行政能力向上及び制度構築	行財政能力向上及び制度整備
	サービスデリバリーの向上
産業・経済の発展のための政策や制度整備	産業・経済の発展のための政策や制度整備
交通・運輸網整備、都市環境整備	交通・運輸網整備、都市環境整備

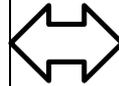


図 11 日本国政府の対東ティモール開発協力方針と JDS の整合性

### 3-1-3. 我が国無償資金協力による実施の妥当性

無償資金協力の対象国は、世銀グループの国際開発協会（IDA）の無利子融資適格国の基準（1人当たり GNI,215 ドル（2016 年度））を参照して決定される。対象案件は、開発途上国の国造りや貧困の緩和に必要な基本的分野でありながらも、相手国政府の自己資金や借入資金などでの実施が困難な事業であることなどを基準に決定される。無償資金協力では、日本をはじめとするドナーの実施する技術協力や有利子融資事業とも広く連携をはかりながら、被援助国の自立に向けた国造りに貢献している。

東ティモールは、一人当たり国民総取得 GNI が 1,920 ドルを超え<sup>30</sup>、世界銀行の分類では低位中所得国である。JICA の 2017 年度円借款主要国所得階層別分類では、貧困国に位置付けられている。東ティモールは、経済規模が小さく、天然資源に依存した経済は、国際的な資源価格変動の影響を受けやすい。インフラや保健医療・福祉等の基礎サービス、さらには開発に伴う環境へのインパクトの面でも課題は多い。こうした背景を踏まえ、世界銀行では、IDA による無利子融資と国際復興開発銀行（IBRD）による低利子融資の両方を提供している。

以上を踏まえ、JDS の無償資金協力による実施の妥当性について、外務省の通知文書<sup>31</sup>にある検討すべき観点参照し、「案件の性質」「我が国の対外政策」「供与先となる途上国が置かれている状況」の 3 点から複合的に精査した。その中でも以下の点について、意義が高い。

<sup>30</sup> 世界銀行 date of 2015 : <http://www.worldbank.org/>

<sup>31</sup> 外務省「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」2014 年 4 月

(1) 案件の性質に係る観点

① 人道上のニーズ

東ティモールでは、サービスデリバリーの向上（保健／教育）のコンポーネントを含んでいる。ASEAN 諸国と比較すると東ティモールは栄養、保健、衛生の各指標で大幅に平均を下回っており、特に地方部で顕著である。人道的な観点からも東ティモール全域における保健医療サービスの提供の実現に向けた支援は意義が高い。

(2) 我が国の対外政策に係る観点

① 外交的観点

JDS は、東ティモールの社会経済開発の政策立案・実施を担う若手行政官等を対象としたものであり、JDS 留学生は、東ティモールの将来の知日派リーダーになることが期待されている。JDS 留学生は、日本のよき理解者として、二国間関係の強化に向けた、貴重なアセットになり得る。

2016 年 3 月、日・東ティモール首脳会談が開催され、両首脳は共同声明において、我が国は、引き続き東ティモールの ASEAN 加盟を支持し、人材育成を通じた支援を行うことを表明した。加えて、法の支配の下、開かれ安定した海洋の実現に向けて連携し、引き続き地域及び国際場裏において両国で緊密に協力していくことで一致した。このことから、外交的観点から JDS を実施する妥当性は高い。

② 重要政策との関係

東ティモールはインドネシアとオーストラリアに挟まれ、地政学的に重要な位置を占める。同国の民主主義国家としての成長は、我が国の安全保障及び経済的繁栄と深く関連しており、我が国の開発協力重点方針である「自由で開かれたインド太平洋戦略」に資する。また、我が国の石油・天然ガスの全輸入量の約 3%は、東ティモール産であることから、我が国のエネルギー安全保障上、重要な国である。

(3) 供与先となる途上国が置かれている状況に係る観点

① 経済的脆弱性

東ティモールの 1 人当たり GNI は 1,920 ドルを超えるが、経済成長の大部分は天然資源に依存しており、他の産業が十分に育っていない。天然資源は、国際市場価格の影響を受けやすいため、単一産業に依存する東ティモールは経済的に脆弱である。東ティモール政府は、産業構造の多角化と民間セクターの競争力強化のため、日本からの支援、投資・技術移転に期待している。行政官の育成を通じた行政組織の能力強化を目的とする JDS は、これらの経済的脆弱性を克服し、産業の多角化を図るものであり、妥当性は高い。

## ② 環境的脆弱性

東ティモールは、国連事務局が公表している地球温暖化による海面上昇の被害を受けやすく、島固有の問題（少人口、遠隔性、自然災害等）による脆弱性のために、持続可能な開発は困難だとされる小島嶼開発途上国（SIDS: Small Island Developing States）の一つである<sup>32</sup>。また、国土の面積は小さい一方で、国土の6割は山岳地帯であり、同国の土壌は浸食に対し脆い。また、森林伐採による土壌の保水能力の低下により、低い農業生産性の原因となっている。そのため、SDPでも農業を重点分野とした経済発展を推し進めているが、環境的要因による障壁は大きい。このことにより、環境的脆弱性の観点から意義が高い。

### 3-2. JDSで期待される効果

人材育成に関するプロジェクトにおいては、長期的な視点でその効果が発現されると想定されるため、プロジェクト終了時の達成目標であるプロジェクト目標は、「当該開発課題に携わる人材の能力が向上する」こととしている。また、留学生が習得した知識や経験が帰国後、各対象機関にて効果的に活用されることを通じて、「当該開発課題に関する関係行政機関の能力が向上する」ことを上位目標としている。これらを通して、究極的には「母国の開発課題解決に貢献すること」に帰結することが期待されている。

東ティモール JDS は、本調査結果に基づく妥当性の検証を経て、最終的には日本政府により実施是非が検討される。JDS 留学生を派遣する側である東ティモール政府には、修学中及び帰国後のサポート、受入大学には当該国の開発課題の解決に資する研究・教育プログラムの提供がそれぞれ求められることから、両者により、プロジェクト目標の達成が促進されることが期待される。

プロジェクト目標の達成度を測る尺度としての評価指標は、上記の視点に鑑み、以下の通り全てのコンポーネントにおいて共通する指標が設定されている。

- 帰国留学生の修士号取得
- 帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上
- 帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施

指標「帰国留学生の修士号取得」及び「帰国留学生の分析能力・政策立案能力・事業運営管理能力の向上」については、①募集時における各サブプログラム及びコンポーネントの主要対象機関の人事担当や事業趣旨に合致した人材をターゲットにした応募勧奨、②学問的基礎知識・関連する職務経験・基本的な素養・帰国後の貢献可能性等を踏まえた選考が挙げられる。また、来日後の留学生への各種サポートや定期的なモニタリング（面談形式による学業・生活・健康面での状況管理とアドバイス）を確実に実施することにより、高い成業率の達成及び能力の向上が期待される。

<sup>32</sup> 外務省ホームページ参照 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/kankyo/sids/sids.html>

指標「帰国留学生の留学成果を活用した政策立案・実施」については、東ティモールでは定められた勤務年数が昇進の条件となる所謂「年功序列」制度によって昇進する制度であるが、留学生が帰国した際に留学前の所属先もしくは留学で得た知識を活かせるポストに復職することは重要であり、日本で取得した知識・能力を活用できるよう各所属先に働きかけることが望ましい。東ティモールの公務員制度では、CSC が公務員の採用、昇進、異動を統括していることから、留学で得た知識をより効果的に活かせるキャリアを積むことが出来るよう CSC がイニシアチブをとることが期待される。

また、JDS の有効性を評価するためには、日本での留学経験が帰国後の専門キャリアにおいてどのように活用されていくか中長期的に追跡することが不可欠である。こうしたモニタリング等を通じて、留学成果の発現に必要なフォローアップ施策を実施し、JDS 帰国留学生のプロフェッショナル・スキルの向上とネットワーク形成を支援していくことが求められている。適切なフォローアップは、事業成果を明らかにするだけでなく、JDS 帰国留学生とのネットワークを維持継続し、また将来の知日派リーダーという貴重な人材の活用や連携の促進の面において日本側にも便益を生むことができる。

### 3-3. 他ドナーの奨学金事業との比較優位性

JDS 基礎研究では、成果に影響する要素・要因を分析し、他ドナーの奨学金事業との比較として次の通り示した。

表 22 JDS 基礎研究で示された JDS の成果に影響する要因

項目	プラス要因	マイナス要因
前提条件:「事業趣旨に合致した人材が推薦される」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相手国政府・日本双方参加の運営委員会</li> <li>・選考の透明性が高い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象機関・分野が限定</li> <li>・博士課程がカバーされていない</li> <li>・日本の文化や言語を学べる研修がない</li> </ul>
プロジェクト目標:「開発に資する人材育成」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本で質の高い教育機会を提供</li> <li>・公務員を対象に、一定量の公務員を確実に継続的に受け入れ</li> <li>・受入分野が開発ニーズに合致</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・博士課程がカバーされていない</li> <li>・民間枠がないことによる官民連携へのつなげにくさ</li> </ul>
副次的効果:「二国間関係強化への貢献」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本での勉学・研究環境の良さ</li> <li>・帰国留学生と受入大学間のネットワーク構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本政府や企業等が帰国留学生を活用するための仕組みが未整備</li> <li>・帰国後の日本からの情報入手や他国帰国留学生との情報交換手段がない</li> </ul>

これらに加えて、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられており、候補者の選考から大学が深く事業に関わるだけでなく、既存の大学プログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国及び留学生個人に即したカリキュラムが提供されるなど一貫した選考・指導・受入れ・フォローアップ体制が整えられていることも利点である。

さらに、年毎のプロジェクト方針の設定に実施代理機関が積極的に関わるだけでなく、候補者の募集・選考と日本への送り出し、及び留学期間を通しての実施代理機関による定期モニタリング等の留学生が享受する手厚いサポート、さらに帰国後の復職サポートや同窓会活動の企画等があることも他ドナーの奨学金と JDS を比較した場合の比較優位点として挙げられる。

東ティモール人の日本留学経験者からは、日本へ留学したことにより時間厳守を是とする日本人の精神に触れることで、帰国後、仕事上のマネジメントに役立つとの意見があった。また、同留学生は、JDS では日本の行政官、他国の JDS 留学生とのネットワークングイベントを開催していることを知ると、これらイベントは東ティモールの公務員にとって、ASEAN加盟に向けた人脈作りに重要であるとの意見があった。一方で、東ティモール人は、日本へ留学するためには、日本語能力が必須であり、英語では学位が取得できないと認識していることから、JDS をより周知していくことが重要と指摘した。

### 3-4. プロジェクト評価指標関連データ

#### 3-4-1. JDS の成果・インパクトに係る指標

東ティモールにおける JDS の事業成果・インパクトに係る指標案は下表の通りである。事業の実施を通じてこれらの定量的情報を蓄積し、成果・インパクトを評価していく。

表 23 東ティモールのデータシート（案）

開始年		○年
年間受入上限人数		○名
受入実績	合計	○名
	性別	男性○名、女性○名（女性の割合○%）
	平均年齢	○歳（来日時）
帰国留学生	合計	○名
	学位取得者	○名
	不成業者数	○名
	学位取得率	○%
所属機関タイプ別	来日時	中央省庁○名（○%）、その他の中央行政組織○名（○%）、地方行政組織○名（○%）
	帰国後	中央省庁○名（○%）、その他の中央行政組織○名（○%）、地方行政組織○名（○%）、その他○名（○%）
管理職率 （課長以上）	来日時	○名（○%）
	帰国後	○名（○%）

### 3-4-2. JDS 留学生の能力向上調査

より多面的な評価を目指して、JDS 終了時の評価指標を設定する。プロジェクト効果の測定については、プロジェクト管理や進捗のほか、関係機関の主体性や帰国留学生の活躍状況等、幅広い基準を基にする取り組みが考えられるが、JDS の特徴でもある JDS 留学生モニタリングという留学生情報管理機能に着目し、同機能を主に活用して「JDS 留学生の能力向上の度合い（政策の立案及び実施に求められる能力）」と「大学カリキュラムの適切度」について評価するための指標を設定し、アンケート調査を実施する。主な調査対象者は JDS 留学生本人である。

#### (1) 調査内容

「留学生の能力向上の度合い」については、「若手行政官の育成」が JDS の目的であることに鑑み、JDS を通じて、開発途上国において政策の立案及び実施に求められる能力の変遷を調査することを目的とする。具体的には「科学的な調査・分析能力」「論理的な思考能力」「問題解決能力」「リーダーシップ」といった技能・思考能力の向上や、「倫理性」「規律性」「責任感」「積極性」といった態度の変遷を測るための調査を行う。

また、大学カリキュラムと開発課題の合致度・妥当性については、調査開始前のカリキュラムの審査をもって確認されているため、実際に提示されたカリキュラムが実行されているか、また提供されるカリキュラムが実際の成果として開発課題に資するものであるかどうかを確認できるよう、調査項目を設定する。

#### (2) 調査方法

留学による能力向上度合いを図るため、留学生の来日時、修了時の 2 段階にてアンケート調査を実施する。来日時及び就学中の時点では定期モニタリングの事前レポート取り付けを行う一方、修了時の時点では帰国直前に大学・研究科毎に留学生を招集して実施する帰国前評価会の事前レポートに代わるアンケートを配布し、原則として全ての対象留学生より回答を得る。

### 3-5. 課題・提言

本調査を通じて得られた東ティモール JDS の課題・提言は、以下の通りである。

#### (1) 実施体制について

今般の協力準備調査では、①JDS の事業目的、②運営委員会体制、③受入計画等の重要事項について東ティモール側と合意に達することができた。運営委員会において共同議長となる INAP は東ティモール公務員の全体的な研修を統括する組織であり、運営委員会メンバーの CSC は、各組織の人事担当者の親組織でもある。協力準備調査を通じて INAP、CSC から事業に関する十分な理解を得ることができたことは大きな成果である。INAP や CSC により、運営委員会の意向を各行政組織に直接反映することが可能となり、今後事業の質の向上を図っていく上での体制が整備されると考える。

## (2) 5月の国民議会議員選挙が及ぼす影響について

東ティモールでは2018年5月12日に国民議会議員選挙が実施された。選挙の結果次第では、その後の組閣が遅れる可能性があり、E/N、G/Aの締結時期について先が読めない状況である。このような状況について、JICA 東ティモール事務所からの事前情報の提供により、今回の現地調査において、国家行政省大臣と合意したJDS 協議議事録の冒頭に、E/N、G/A 締結に向けた日本側と東ティモール側双方による早急な手続きの実施に関する内容を盛り込むことができた。しかしながら、新内閣決定の遅れに伴うE/N、G/Aの締結が遅れる可能性については、引き続き留意する必要があると思われる。なお、事業の開始が遅れた場合、募集期間が短縮される等、影響が生じる可能性が高いことから、万が一、遅れが発生した場合は、東ティモール側運営委員会にJDS 正式開始前から各機関に対するJDSの事前通知を依頼し、多くの応募を集められるような対策を講じる必要がある。

また、同国の各機関のトップは、政治任用で就任する例が多いことから、選挙結果によっては運営委員会メンバーの変更も懸念される。このような状況を踏まえ、運営委員会メンバーへの事業内容を再度説明する必要がある可能性を想定しておく必要がある。さらには、関係者に対して、日本人スタッフに代わって現地スタッフが説明を担うことも想定され、現地スタッフの育成は重要である。

## (3) 他 ODA 事業との連携

JDSをODA事業として実施する以上、個人への奨学金プログラムではなく、他の案件と同様、「開発のための投入」という観点から、他のODA事業との一層の連携が重要である。JICA 在外事務所担当者や専門家への本事業の周知、有能な人材のJDSへの応募勧奨、帰国留学生同窓会ネットワークの事業での活用などが求められる。特に実施中の技術協力案件との連携を促進するべく、活動中の専門家との密な情報共有のみならず、専門家がJDS 帰国留学生と直接話し合う機会を設けることも重要である。この点については、実施代理機関もJICAが実施中のプロジェクトや東ティモール政府の関連政策への理解をさらに深め、有益な提案を行うことが期待されている。

社会経済開発の推進に資する若手行政官等の能力強化のためには、JDSのみではなく、他のプログラムとの連携、補完が不可欠である。今回の調査では、計画財務省の専門家、開発・制度改革省の専門家、商工環境省の産業政策アドバイザー、「東ティモール国立大学工学部能力向上プロジェクト フェーズII」のチーフアドバイザーら6名のJICA 専門家とも面談し、プロジェクト間の連携について協力していくことで合意できた。これに加え、過去にJICAの課題別研修や国別研修へ参加した若手行政官のリストも、JDS 留学の潜在的候補者としてJICA 事務所から共有されることも提案したい。

#### (4) 戦略的な募集活動

JDS の目標を達成するには、優秀な留学生の獲得が前提条件となるが、毎年 8 名の JDS 留学生を確保することは容易ではないと推定される。今回の現地調査により、高い英語能力、研究能力を有する公務員が少ないことが確認され、また JICA 東ティモール事務所でのヒアリングにおいて、これまでの長期研修員の募集活動による候補者獲得には苦労したとのコメントがあった。また、JICA プロジェクトで日本留学中の東ティモール人行政官からの聞き取りによると、東ティモール人が海外留学を希望する場合、インドネシア、ポルトガル語圏、英語圏の国々を第一候補として検討しており、日本留学が第一候補として検討されないのは、日本留学には日本語能力が必須であると思い込んでいるためと指摘があった。

そのため、主要対象機関から多くの優秀な応募者を集めるために、戦略的な募集活動は重要である。これまでの JDS 新規国の立ち上げ経験から、JDS の知名度がない初年度において、JDS そのものの認知度が低く、多くの候補者獲得に至っていない現状がある。在東ティモール日本国大使館、JICA 東ティモール事務所等の現地法人が協力し合い、「オールジャパン体制」で JDS をアピールしていくことが求められる。

まずは対象機関となる各省庁の JDS 担当者との人間関係を構築し、協力を得ることで、省庁内での情報普及に一定の効果が見込める。応募者の多くは各省庁の JDS 担当部局より情報を得ることが多い。JDS 担当者から候補者層に情報が行き渡るようにするには、実施代理機関が担当者と良好な関係を構築し、協力してもらうことが最も重要である。主要対象機関に足繁く通い、JDS 自体を強く認識してもらうことから始めるなど地道な活動を行うことが肝要である。

日本留学に目を向けてもらうためには、大学の魅力を紹介することに加え、異なるアプローチも必要である。日本の大学が Times Higher Education (THE) や Quacquarelli Symonds (QS) といった世界的な大学ランキングにおいて上位にランクされていないように、他国における日本留学の認識においても、国際的な競争力や知名度は低い状況にある。学問領域においても、一般的に日本の大学は工学系に強みがあると思われている一方で、JDS が主に対象としている社会科学系には強みがあるとは必ずしも思われてはいない。

そのため、主要対象機関の JDS 担当者には、JDS の利点をアピールする必要がある。JDS は行政官を対象とし、同国の開発課題に合致した人材育成のプログラムである。同国の中長期的な発展に資するプログラムであること、受入大学がプロジェクトパートナーとして位置づけられていることを伝えていく。さらに既存のプログラムに加え、特別プログラムを通じてより当該国に即したカリキュラムが提供されるなどの JDS 独自の付加価値、一貫した指導体制・受入体制が整えられていること、滞日期间中を通して定期モニタリング等の留学生が受けられる手厚いサポート等のアピールを積極的に行う必要がある。現在、JICA が推進している「JICA 開発大学院連携 (JProUD)」において、留学生自身の専門分野の研究だけでなく、日本の開発経験が学べる点も大きなアピール材料になりえる。東ティモールには、国会議員や高級公務員に日本留学経験者がいることも広く周知し、日本留学のブランド力を高めることも有効と思われる。

これらを踏まえ、様々なアクセス・チャンネルを用いて、より多くの潜在的候補者に情報が行き渡るような募集活動を行うことが必要であろう。プレスリリースや SNS などのメディアを活用した広報や JICA 専門家、JICA 帰国研修員同窓会など、幅広い人脈を持つ関係機関と連携し、JDS の魅力を発信していくことも有効である。

#### (5) 対象候補者の拡大

各機関への聞き取り調査の結果、今般決定した JDS 援助重点分野及び開発課題において、全ての機関から高いニーズがあることを確認できた。各開発課題のうち、とりわけ「健全な財政運営、公共政策及び法制度整備」は、公共政策分野という観点において、多くの機関から人材育成の重要性が挙げられた。その他の開発課題分野においても、「サービスデリバリーの向上 (保健／教育)」は保健省及び教育文化省から、「産業・経済の発展のための政策や制度整備」は観光省、農業水産省から、「交通・運輸網整備、都市環境整備」は開発・制度改革省からの高い関心を確認することができた。

さらには、JDS で修士課程だけでなく、博士課程の実施についても要望を受けた。今回においては第 1 フェーズであり、人数を 8 名、対象を修士に絞った。しかし、東ティモール側からはより多くの人数を望む声があり、また他国では博士課程を導入していることから、東ティモールについても継続的にニーズの把握に努める必要がある。

一方で、より有望な人材を発掘するための対象候補者の拡大を検討する必要があることも確認できた。聞き取り調査の結果では、各開発課題において高いニーズがあったと同時に、高い英語能力、研究能力を有する公務員が少ないことも判明した。そのため、毎年 8 名の JDS 留学生を確保するためには、上述のとおり戦略的な募集活動を実施する他、有望な人材を発掘するために、正規雇用の公務員のみを対象とするのではなく、適当な範囲内での対象者の要件を緩和し、対象候補者の拡大を検討する必要がある。

今回の現地調査において、多くの閣僚就任例があることや教育文化省の公務員という立場であり、SDP の策定や各省庁との科学調査事業等を実施していることから、当初想定されていなかった UNTL 教員を対象として含めることで合意できた。この他に、応募要件緩和の依頼として、各省庁の聞き取り調査の際に、一定の復職期間を設けることで、正規雇用の公務員だけでなく、有期雇用の候補者を対象に含めることについて意見もあった。

東ティモール側から応募要件緩和の意見も出ていることから、今後も応募要件の緩和を検討する必要があると考える。今回、UNTL 教員は対象として含めることとなったが、UNTL 学長からの聞き取りでは、教員の 95%がすでに修士号を取得済みであり、その多くは海外の大学で修士号を取得しているとの回答があった。一般的な JDS の応募要件として、海外支援の奨学金受給で修士号を取得した場合は応募が認められていない。そのため、UNTL 教員を募集対象とする場合、同時に応募要件の緩和も検討することが必要である。これについては、正規雇用の公務員においても、優秀な人材程、海外支援による奨学金受給者が多いことが考えられるため、この応募要件を緩和することにより、優秀な候補者が集まる可能性も期待できる。

但し、応募要件を緩和することで、JDS のそもそもの事業目的を見失わないことが必要である。安易に UNTL の合格者を増やすことは、社会・経済政策の立案を担当する行政官の育成という JDS の事業主旨を歪めることとなり、国費留学や長期研修員との差別化が図れなくなってしまうことから、UNTL の教員からの一定の応募は期待しつつもメインターゲットにしない考え方で事業を運営する必要がある。その他の応募緩和の検討についても、メインターゲットはあくまでも正規雇用の公務員であることを前提としつつ、十分な応募者確保の視点から、東ティモールに最も適した応募要件を、運営委員会メンバーと共に入念に話し合う必要がある。

#### (6) JDS 留学生への手厚い支援の必要性

上述の戦略的な募集活動及び対象候補者の拡大の他に、東ティモール JDS 留学生の高い成業率を達成するための施策も必要である。そのためには、JDS 留学生の能力底上げに向けて、実施代理機関、受入大学による様々な支援が重要となる。受入提案書の厳正な審査の下で決定された受入大学は、東ティモールの公務員の能力が総じて低い点について十分認識していると考えられるが、能力的に受入大学の入学基準に満たない候補者を無理に合格させた場合、成業率に大きく影響する可能性もある。

そのために、実施代理機関による来日後の JDS 留学生に対する支援が求められる。JDS では、JDS 留学生が来日後に一貫したサポートを受けることができることが大きな特徴であり、かつ大きなメリットにもなっている。手厚い JDS 留学生支援のひとつとして、受入大学には特別プログラムを使ったティーチングアシスタントの配置を依頼すると共に、実施代理機関のコーディネーターは、JDS 留学生と指導教官がコミュニケーション不足に陥らないように注意しながら、留学中の様子を見守っていく必要がある。

また、当然ながら、能力的に受入大学の入学基準に満たない候補者を無理に合格させることがないよう取り組むことも重要である。受入大学に入学するための候補者に対する支援として、東ティモールにおいても他国の JDS 同様に、選考中の候補者に対する筆記試験対策や面接試験対策を実施し、支援を行う必要がある。他国の実施例では、ミャンマーやタジキスタンでは、候補者が英語試験の前に英語事前研修を受講し、JDS 選考中の候補者の英語力底上げの役割を果たしている。

合格後の渡日を控えた JDS 留学生に対しても、大学入学後の高い成業率を達成させるため、公務員の研修取りまとめ機関である INAP の支援の下、現地における来日前英語研修の実施や受入大学に対する特別プログラムを活用した来日前指導を依頼することが必要である。これらを実施することができれば、大学入学後の高い成業率の達成が期待できる。

#### (7) 付加価値プログラムの必要性

現地調査で訪問した省庁からは、2年間の日本滞在中に、官庁や企業でのインターンシップ等より実践的な研修が有益との提案が出された。留学生の能力向上や良好な二国間関係の基礎となる人間関係構築、また他奨学金との差別化の観点から、このような付加価値が見込める取り組みをより一層進めるべきである。その際、特別プログラムの経費の活用について、受入大学側に依頼するだけでなく、より JICA の意図に沿った活用ができる仕組みの検討が必要である。

#### (8) 日本語習得の必要性

運営委員会共同議長の INAP を始め、多くの機関から日本での留学期間中に日本人や日本社会との交流を通じて規律や労働倫理、経済発展と文化保護の調和について学び取ることが期待していることが分かった。

日本人の心や精神性の深いところまで理解し、将来日本と東ティモールの懸け橋となるには、日本語の習得が有効である。英語で学位を取得する JDS 留学生は、2年間の日本滞在中に日本人や日本文化への十分に理解を深めることが難しい。専門学術分野の知識習得のみを目的とするプロジェクトであれば、それでも良いが、二国間の友好関係に寄与する人材の育成も目的とするのであれば、活動のひとつに日本文化理解を促進するプログラムが必要である。言語は文化理解の基礎であり、留学先の人々、つまり日本人とコミュニケーションを図る必須のツールである。日本語習得のために学習を継続させるには、日本語が必要となる機会を提供することが不可欠である。そのため、日本の官公庁や企業等でのインターンシップや地域の日本人と触れあうことができるホームステイ・プログラムも有効である。

## (9) ネットワーク構築とフォローアップスキームの一体的運用と実施代理機関の役割

### ① 帰国後のフォローアップのための滞日中に取りべき施策

継続的なフォローアップを容易にし、その活動を「我が国と東ティモールのパートナーシップ強化」という事業成果の発現に繋げるためには、滞日中から我が国へのロイヤリティを高め、帰国後も我が国との関係を保つ動機を与える必要がある。帰国後のフォローアップでは、滞日中に高めたロイヤリティを維持・発展させる施策を実施することによって、より高い事業成果の発現が期待できる。

現在、JDS 対象国では実施代理機関が、同窓会の立ち上げやその他イベント開催の支援を行い、帰国留学生の組織化を図っている。しかしながら、一定期間我が国との関係性が途切れた帰国留学生のロイヤリティを再び高めるには、時間とコストが追加的に必要となり、必ずしも効率的とは言えない。

従って、滞日中の留学生に対して提供する施策と帰国後フォローアップ施策は、継ぎ目のない施策として一体的に検討されるべきである。

### ② 帰国後のフォローアップ施策

持続的にフォローアップを行うことを目的に、滞日中に高めたロイヤリティを維持・向上するための施策を実施する必要がある。先行して東ティモールにおいてフォローアップ活動を行う Australia Award のノウハウを吸収し、主に国費留学生や JICA 研修員で構成される東ティモール日本留学同窓会とも連携を図りながら、フォローアップ・コンテンツを充実させることが期待される。活動が軌道に乗るまでの数年間は、日本側による資金援助や活動のファシリテーターとしての支援者の役割が求められる。

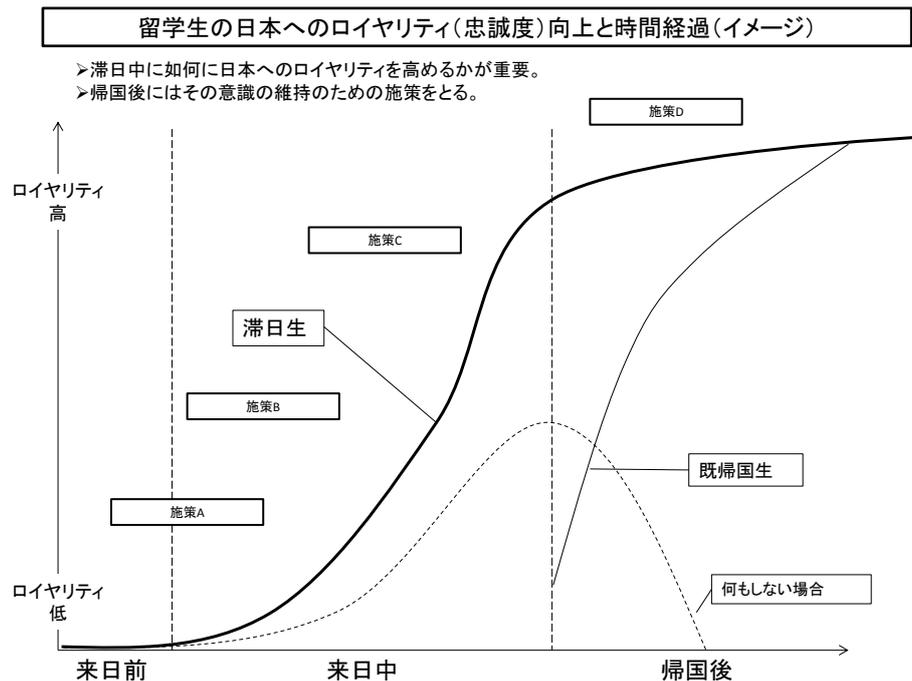


図 12 留学生の日本へのロイヤリティと時間経過

### ③ フォローアップのための行政官ネットワーク構築

日本へのロイヤリティ向上という観点から、滞日中の JDS 留学生に対して提供すべき施策としては、日本文化理解講座や、日本の開発経験を伝えるセミナー等が一般的に考えられるが、JDS 留学生が各国の政策立案に携わる行政官であるという JDS 最大の特徴を活かした施策が望ましい。親日・知日家として我が国と東ティモールの架け橋となる事が期待されている JDS 留学生にとって、将来のキャリアパスにおいても有用なネットワークとは、我が国省庁とのネットワークであろう。行政官との交流や、我が国省庁関係者を講師としたセミナーやワークショップ開催等を通じたネットワーク構築支援が望まれる。

こうした施策によって形成されたネットワークは、帰国後の業務においても実用的なものであり、維持することにインセンティブが働くため、継続的な関係構築が期待できる。

### ④ 実施代理機関に求められる役割

#### (a) 媒介者としての役割

JDS 留学生は滞日中に様々な日本人とのネットワークを築いている。しかしながら、個人同士の関係性構築では、適切な相手と出会うことは容易ではない上に、点としてのネットワークでしかなく、散発的な効果しか期待できない。そこで、実施代理機関が JDS 留学生と我が国の ODA 関係者や各省庁との媒介として機能することを期待したい。実施代理機関が双方の関心に基づいたマッチングや、組織的ネットワーク構築機能を果たし、より高い事業成果につながる事が期待される。

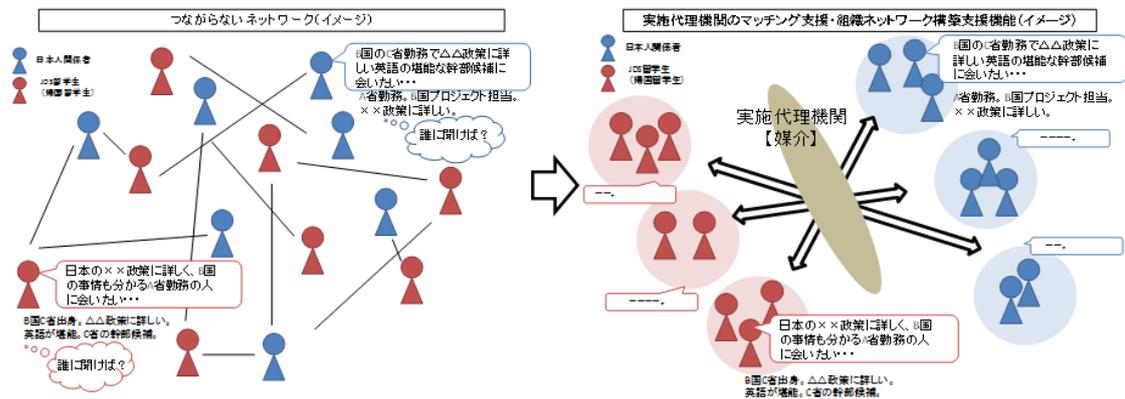


図 13 実施代理機関が担う媒介者としての機能

(b) 留学生との強固なネットワーク基盤

モニタリング等で定期的なコンタクトを取り、また緊急時にはすぐに手を差し伸べる実施代理機関は、JDS 留学生にとって、強固な信頼関係で結ばれているパートナーのような存在である。このため、実施代理機関は JDS 留学生の資質等を含めた情報を詳細に、かつ一元的に把握することが可能となっている。

また、一般的に、留学生のフォローアップで問題となるのは帰国後の所在情報であるが、他国 JDS の例では、実施代理機関と JDS 留学生との信頼関係基盤があることにより、JDS 留学生が帰国後にも所属先や活躍ぶりを具体的に把握できる関係性と体制とが既に整えられている。

実施代理機関に求められる役割は、互いの信頼関係を基礎とした、滞日中・帰国後の JDS 留学生とのネットワーク基盤としての機能であろう。実施代理機関が果たしている JDS 留学生との関係性構築の機能は、フォローアップの観点から着目されるべき点である。

(c) 我が国の各府省とのネットワーク基盤

我が国の省庁関係者に対する JDS の事業広報活動も重要である。JICE が独自に行ったアンケート調査によると、我が国省庁関係者の JDS への認知度は極めて低い状況にある。<sup>33</sup> かしながら、我が国の省庁関係者にとって JDS 留学生とのネットワークの重要性は高い。例えばインフラ輸出の観点からは、人材育成がインフラ輸出のあらゆる取り組みの土台を形成するものとされ、その多面的意義が経協インフラ戦略会議でも指摘されている。

34

<sup>33</sup> JICE 主催「行政官交流会」アンケートによる。

<sup>34</sup> 内閣府第 16 回経協インフラ会議（2015 年 3 月 2 日）

各省庁において JDS を活用するという機運を高めるために、我が国の各省庁が東ティモールで展開する事業においてカウンターパートになり得る関係する東ティモール側の省庁出身者が日本にいる事や、帰国留学生が実際に各国で昇進を果たし、外交・経済面でも重要な役割を担っている事、また、実施代理機関の存在によって適切なネットワークを容易に選択できる利便性を知らしめること等が必要である。従って、実施代理機関は、ODA 関係者のみならず、我が国の各府省とのネットワークと情報発信力を持つことが期待される。

以上のような取り組みをもって、JDS が相手国の開発と我が国の経済成長を同時に達成する人材育成事業となり、我が国と東ティモールが Win-Win の関係を構築する事が可能になる。

#### (10) ジェンダー配慮について

本協力準備調査では JICA のジェンダー指針に従い、東ティモールのジェンダーに関する国家政策と公務員の政策、公務員制度におけるジェンダー配慮の取組み等について調査を行った。本調査の結果、当国の JDS にてジェンダー配慮が必要であるとの結果に至った。

については、2018 年 7 月頃から本体事業が開始され、第一回運営委員会で 2018 年度事業の全体方針を固める際には、本協力準備調査の結果をふまえ、女性の JDS への参加促進の方針及び方法を検討し、東ティモール側関係者と協議・合意することが重要である。とくに、女性の候補者の募集方法について、ネパール国のように「女性の応募を歓迎する」旨を募集要項に記載することや、タジキスタン国のように女性のみを対象とした募集説明会を実施する等の他 JDS 国のケースを参考にすることに加え、現地のドナーの取組や JDS 関係者の意見を取り入れつつ方策を検討することが重要である。

本調査で訪問した男女平等社会参画庁 (SEGIS) では、女性留学生を積極的に輩出したいとの声があった。東ティモールにおいて女性公務員の本邦の大学への留学経験者は少ないが、彼女たちのこれからの活躍が期待される。本事業の募集勸奨活動においても、女性の帰国生に募集説明会への参加を依頼し、本邦への留学経験を共有してもらうことを検討する必要がある。彼女たちの体験談を聞き、少しでも多くの女性公務員に JDS での本邦の留学へ興味を持ち、留学中や帰国後の具体的イメージを持つことにより応募しやすい環境を整えることが重要であると考えられる。

また、本試みにより同国女性公務員からの応募数を確保し、帰国後のキャリアパスにより女性公務員活躍のロールモデルになる人材輩出を目指したいという狙いがある。加えて、同国対象省庁より安定して女性 JDS 留学生を輩出することができれば将来的に女性のみのクリティカル・マスを形成できる可能性も大いにある。これは、近隣諸国と比べて留学事業も発展途上である同国だからこそその可能性である。

### 3-6. 結論

本協力準備調査では、JDS の趣旨・特徴及び東ティモールの政治・社会的背景や情勢等を念頭に置きながら、東ティモールの国家開発計画や我が国の援助方針等に基づく同国の優先開発課題を改めて整理し、JDS の事業枠組みとして合意した。また、当該サブプログラムと関連があると想定される機関に対し、各機関の役割・位置づけや人材育成ニーズ、潜在的候補者の有無等についての調査を行い、その結果に基づき 4 期分を 1 つのパッケージとした JDS の事業規模と、援助重点分野、開発課題、受入大学、受入人数が含まれたフレームワークが決定された。上述のとおり、東ティモールにおいて JDS を実施する妥当性は高いと判断でき、その意義は十分にあると言える。また、東ティモール側は運営委員会共同議長である INAP は、全省庁の公務員に対する人材育成を担当する機関であり、運営委員会メンバーの CSC は、公務員制度の中心組織であり各政府組織の人事についても影響力を持つことから、東ティモール側の体制も盤石であり、募集活動における効果的な広報戦略の助言を得ることや、JDS 留学生の卒業後の柔軟な公務員制度の運用が期待できる。また、JICA 東ティモール事務所の協力の下、各機関へ派遣されている JICA 専門家を訪問し、優秀な候補者の獲得について、彼らの協力を得られることが確認できた点は本調査の成果の一つである。

さらには、JDS の事業成果を早い段階で達成できる可能性も期待できる。オーストラリアやニュージーランド等、長年同国で奨学金事業を実施している他ドナー奨学金事業では、英語力に高いハードルを課すあまり公務員の合格者が少ない結果となっており、これらの国々への留学経験のある行政官は限られている。このことから、政策立案能力に優れた有能な人材であっても、職場で英語を使用する機会が少ないことから、英語力が低いために、海外での留学機会を得られない行政官が存在することが想定される。そのような行政官が JDS で留学し、帰国後に同国政府内で昇進し、クリティカル・マスを形成していく可能性は非常に高いと思われる。実際に公務員のみを対象とし、選考時に英語スコアの提出を求めない KOICA 奨学金事業の帰国生は、帰国後に開発・制度改革省の National Director に就任しており、すでに事業としての成果が表れている。

同国において公務員を対象とした留学事業の実施は、公務員の留学に必要な能力が不足していることもあり、他国からの人材育成支援の投入が十分でない。しかしながら、だからこそ留学の機会を得た人材が帰国後に留学の成果を期待され、抜擢される可能性がある。そのため、JDS におけるキルギス国のように日本の留学で得た知見が評価され、若手でも重要なポストに就任する帰国生が輩出される可能性は高いと考えられる。

さらに、JDSによる人材育成が同国のASEAN加盟入りのための支援として、大きな存在感を発揮する可能性も期待できる。東ティモールの公務員は、他国での就学機会に恵まれていないため、地域人材ネットワークにも十分参加できていない状況がある。東ティモールは、ASEANの早期加盟を目指しており、我が国もそれを支持している。他の奨学金事業と比較しても、JDSは留学中に他のASEAN諸国のJDS留学生と交流し、ASEAN各国の国家計画や経済方針に関する情報を得る機会の多く、同国にとっても魅力的なプログラムに感じると思われる。だからこそ、同国にJDSを投入する意義があり、またJDS帰国生は、JDSを通して築いた他のASEAN諸国のJDS留学生のネットワークを活用し、政府の要職に就き、クリティカル・マス形成を加速するものになると思われる。

JDSでは、2000年から留学生の受け入れを開始し、現在までの実施国は合計15カ国となった。他国の例でもJDSは現地関係者の協力を得て、成功しているプロジェクトとして認識されている。先に挙げたJDS基礎研究の提言では、「(相手国政府との)信頼関係構築、外交関係強化に結実させるには、『JDS』の継続こそ重要である」、と明記されている。JDSは長期的な視野に立った人材育成事業であり、成果がみえるまでに時間はかかる。しかしながら、上述のとおり東ティモールにおいては早期の事業成果達成の可能性を秘めており、今後着実かつ継続が増えていくJDS留学生が東ティモールにおいて中央及び地方の中核となって政府内のクリティカル・マスを形成することが期待できる。今後、両国政府関係者の積極的な協力と取り組みを通して、ますますJDSが改善・発展していくことが本準備調査を通して実感できたことは、本調査の大きな成果と言えるであろう。

以上

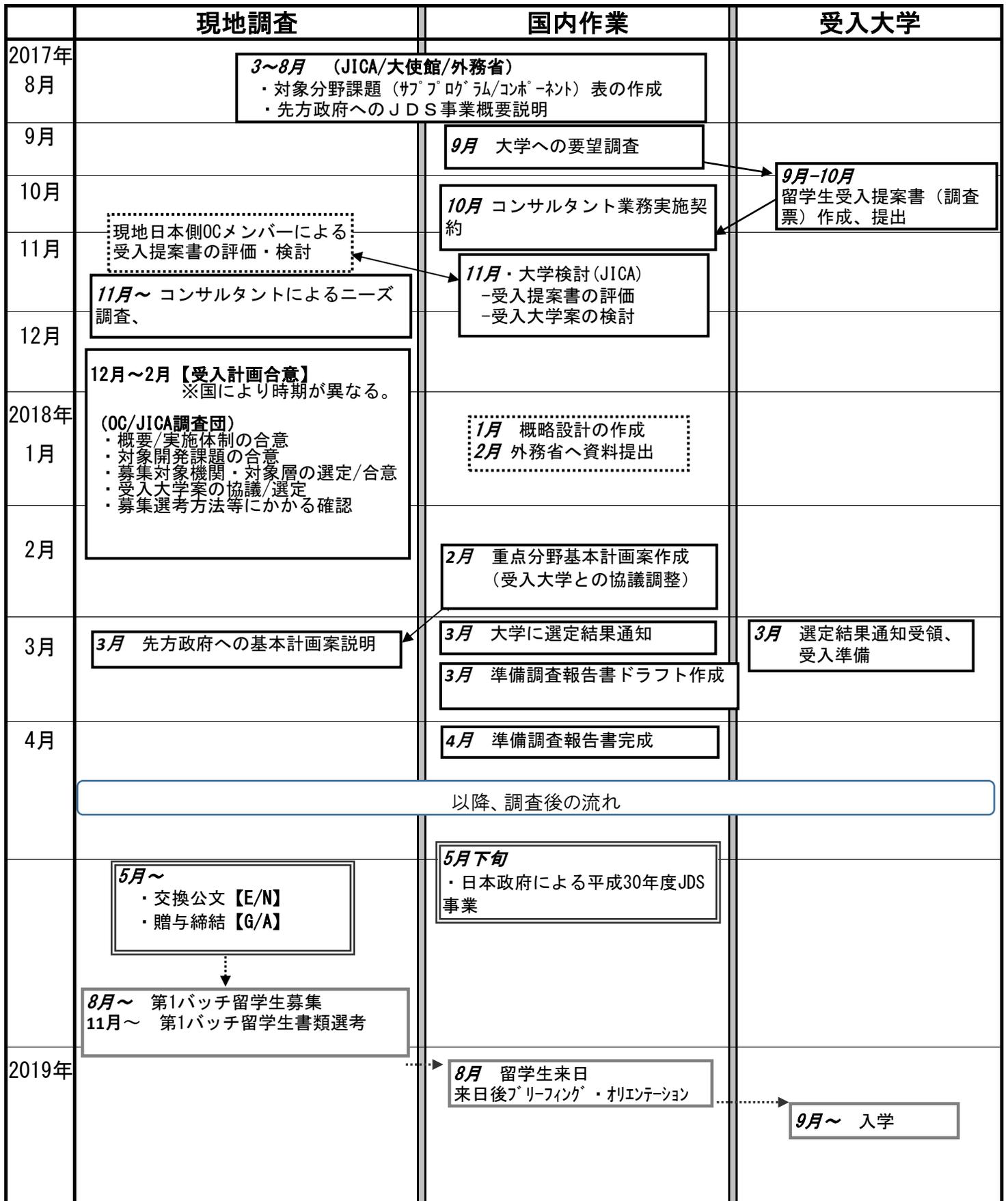
## 付 属 資 料

1. 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）
2. JDS 事業協力準備調査フロー図
3. 面会者リスト
4. 協議議事録（M/D）
5. 重点分野／開発課題毎の4ヵ年受入人数

## 調査団員・氏名（JICA 官団員調査団）

氏名	役割	所属・役職
高野 晋太郎	団長	独立行政法人国際協力機構 資金協力業務部 実施監理第二課 主任調査役
<コンサルタント>		
塩野谷 剛	業務主任／人材育成計画	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 部長
山崎 淳一	留学計画	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課 プログラム・マネージャー
東 裕子	基礎情報収集	一般財団法人日本国際協力センター 留学生事業第一部 留学生事業課

2017年度 JDS協力準備調査フロー図



人材育成奨学計画(JDS)協力準備調査(東ティモール)  
面会者リスト

## 1. ミニッツ協議

日時	面会者	備考
11月27日(月) 9:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JICA 東ティモール事務所との協議</li> <li>- 永石 雅史 所長</li> <li>- 松元 秀亮 次長</li> <li>- 扇割 郁美 所員</li> </ul>	運営委員会メンバーとの協議
11月27日(月) 10:30-11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在東ティモール日本国大使館との協議</li> <li>- 田坂 尚子 一等書記官</li> <li>- 藤村 みずほ 二等書記官</li> </ul>	
11月29日(水) 11:00-12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ INAP との協議</li> <li>- Mr. Agostinho Letencio de Deus, Director General</li> </ul>	
11月30日(木) 10:00-11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Civil Service Comission との協議</li> <li>- Mr. Jose Telo Cristovao, Commissioner for training affairs</li> <li>- Ms. Maria Samento, Executive Secretary</li> <li>- Mr. Francisco</li> </ul>	
12月1日(金) 8:30-9:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育文化省との協議</li> <li>- Mr. Antoninho Pires, Director General of Corporate Service</li> </ul>	
12月1日(金) 16:30-17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在東ティモール日本国大使館との協議</li> <li>- 南 博 大使</li> <li>- 田坂 尚子 一等書記官</li> <li>- 藤村 みずほ 二等書記官</li> <li>- 東本 真吾 参事官</li> </ul>	
12月1日(金) 17:30-18:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JICA 東ティモール事務所との協議</li> <li>- 永石 雅史 所長</li> <li>- 松元 秀亮 次長</li> <li>- 扇割 郁美 所員</li> </ul>	
12月1日(金) 18:30-19:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ INAP との協議</li> <li>- Mr. Agostinho Letencio de Deus, Director General</li> </ul>	
12月6日(水) 16:00-16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ INAP との協議</li> <li>- Mr. Agostinho Letencio de Deus, Director General</li> </ul>	
2月26日(月) 9:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ INAP との協議</li> <li>- Mr. Agostinho Letencio de Deus, Director General</li> </ul>	
2月26日(月) 11:00-12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JICA 東ティモール事務所との協議</li> <li>- 永石 雅史 所長</li> <li>- 松元 秀亮 次長</li> <li>- 扇割 郁美 所員</li> </ul>	

2月27日(火) 11:00-11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 教育文化省との協議</li> <li>- Mr. Antoninho Pires, Director General of Corporate Service</li> </ul>	運営委員会メンバーとの協議
2月27日(火) 14:30-15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Civil Service Comission との協議</li> <li>- Mr. Jose Telo Soares Cristovao, Commissioner</li> <li>- Mr. Francisco</li> </ul>	
3月1日(木) 10:00-11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ INAP との協議</li> <li>- Mr. Agostinho Letencio de Deus, MAP, Director General</li> </ul>	
3月5日(月) 14:30-15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 在東ティモール日本国大使館との協議</li> <li>- 南 博 大使</li> <li>- 田坂 尚子 一等書記官</li> <li>- 藤村 みずほ 二等書記官</li> <li>- 東本 真吾 参事官</li> </ul>	
3月7日(水) 9:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ JICA 東ティモール事務所との協議</li> <li>- 永石 雅史 所長</li> <li>- 松元 秀亮 次長</li> <li>- 扇割 郁美 所員</li> </ul>	

## 2. 想定される対象機関、関係者等への訪問

日時	面会者	備考
11月27日(月) 15:00-16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東ティモール国立大学</li> <li>- Professor Doutor Francisco Miguel Martins, M.Mum</li> </ul>	想定される対象機関
11月30日(木) 9:00-9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保健省</li> <li>- Mr. Maximiano Neno, National Director for Human Resources</li> </ul>	
11月30日(木) 15:00-15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観光省</li> <li>- Mr. Edmundo, National Director for Plan and Development of Tourism</li> </ul>	
12月1日(金) 8:30-9:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家行政省</li> <li>- H.E. Doctor Valentim Ximenes</li> </ul>	
12月1日(金) 11:00-11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外務協力省</li> <li>- Mr. Ivens Gusmao de Sousa, Officer for Director for North Asia, Central, South and Far East</li> </ul>	
12月4日(月) 9:00-9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発制度改革省</li> <li>- Mr. Jose L.C.C. Pereira Mestre, Secretary General</li> <li>- Mr. Celso M.H. Dacosta Oliveira, National Director for HR</li> <li>- Mr. Jacinto dos Santos</li> </ul>	
12月4日(月) 10:30-11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 農業水産省</li> <li>- Mr. Pedro Barreto, National Director of HR</li> <li>- Ms. Ermezinda da Costa</li> </ul>	
12月5日(火) 8:30-9:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 国家行政省</li> <li>- Department of Human Resource</li> </ul>	

12月5日(火) 9:00-9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ デイリ市</li> <li>- 面談者名 不明</li> </ul>	想定される 対象機関
12月5日(火) 10:00-10:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 商産業省</li> <li>- Mr. Luis de Jesus, National Director of HR</li> <li>- Mr. Mario Filipe, Staff of HR</li> </ul>	
12月5日(火) 11:00-11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 法務省</li> <li>- Mr. Crisogno da Costa Neto, National Director of HR</li> <li>- Mr. Salvador, Chief of HR</li> </ul>	
12月5日(火) 15:00-15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Institute of Petroleum and Geology</li> <li>- Mr. Helio Casimiro Guterres, President</li> <li>- Mr. Eugenio Soares, Director of Geo Hazard</li> </ul>	
12月6日(水) 9:00-9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 計画財務省</li> <li>- Ms. Felicia de Carvalho</li> </ul>	
12月6日(水) 9:30-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 鉱物資源省</li> <li>- Mr. Jaime Mesquita, National Director of HR</li> <li>- Ms. Ana Incinda, National Director of HR</li> </ul>	
12月6日(水) 10:30-11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 青年労働担当庁</li> <li>- Ms. Domingas da Silva, National Director of HR</li> </ul>	
12月6日(水) 14:00-14:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 首相府</li> <li>- Ms. Salviana Maria da Graca, Chief Department of Supply and Logistics</li> </ul>	
12月6日(水) 15:00-15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 防衛省</li> <li>- Mr. Nuno Carvalho dos Santos, Director of HR</li> <li>- Mr. Lidio Bento Ximenes</li> </ul>	
2月26日(月) 15:00-15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発制度改革省, 建設部門</li> <li>- Mr. Rui de Sausa, National Director</li> </ul>	
2月26日(月) 16:00-16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Major Project Secretariat (MPS)</li> <li>- Mr. Krispin Rego Fernandes, Director</li> </ul>	
2月28日(水) 11:00-12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 人材育成基金</li> <li>- Mr. Ismenio Martins da Silva, Secretary</li> <li>- Ms. Leila Carceres dos Santos, Coordinator</li> </ul>	
2月28日(月) 14:00-14:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発制度改革省, 水部門</li> <li>- Mr. Rui de Sausa, National Director</li> </ul>	
3月2日(金) 15:00-15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 外務協力省</li> <li>- H.E. Mr. Isilio Coelho da Silva, General Director of Bilateral Issues</li> </ul>	
3月5日(月) 9:00-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Ministry of Public Construction, Transportation and Communication</li> <li>- Mr. Joánico Goncalves, National Director of Transport and Communication</li> </ul>	

3月6日(火) 15:00-16:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 東ティモール国立大学 Hera キャンパス</li> <li>- Dr. Rubem Jeronimo Freitas, Dean</li> <li>- 高橋 敦 プロジェクトコーディネーター</li> </ul>	想定される 対象機関
3月12日(月) 9:30-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 観光省</li> <li>- Mr. Leandro de Sena, National director of HR</li> </ul>	
3月12日(月) 10:30-11:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 保健省</li> <li>■ Ms. Tomasia, National Director of HR</li> </ul>	
3月13日(火) 9:30-10:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 航空保安局</li> <li>- Mr. Romualdo A.S da Silva, President</li> <li>- Mr. Verissimo Nai Sai, Member Board of ANATL</li> </ul>	
3月13日(火) 11:30-12:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 男女平等社会参画庁</li> <li>- Ms. Joana Maria da Graca Maia, Cabinet of Administration and Finance</li> <li>- Ms. Laura Menezes Lopes, Secretary</li> </ul>	
3月13日(火) 13:30-14:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 大統領府</li> <li>- Mr. Anselmo Vitor Ximenes, National Director of HR</li> </ul>	
3月15日(木) 15:00-16:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発制度改革省</li> <li>- Mr. Celso M.H. Dacosta Oliveira, National Director for HR</li> <li>- Mr. Jacinto dos Santos</li> </ul>	

### 3. その他機関等への訪問

日時	面会者	備考
11月27日(月) 17:00-18:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 帰国留学生ヒアリング</li> <li>- Mr. Rui Manuel de Oliveira(岐阜大学/2007), UNTL 講師</li> </ul>	東ティモールの行政官と奨学金について
11月29日(水) 14:00-15:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発制度改革省</li> <li>- 越智 JICA 専門家</li> </ul>	東ティモールの人材ニーズについて
11月29日(水) 16:00-17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 計画財務省</li> <li>- 大内 JICA 専門家</li> </ul>	
12月1日(金) 19:00-22:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 帰国留学生ヒアリング</li> <li>- Mr. Victor da Conceicao Soares(長岡技術科学大学/2004), UNTL 講師(元教育省 副大臣)</li> <li>- Mr. Rui Manuel de Oliveira(岐阜大学/2007), UNTL 講師</li> <li>- Mr. Cancio Monteiro(岐阜大学/2011), UNTL 講師</li> <li>- Mr. Hugo da Costa Ximenes(山口大学/2015), UNTL 研究教員</li> </ul>	東ティモールの奨学金事情に関する機関
2月28日(水) 15:00-15:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ Australian Aid</li> <li>- Ms. Sue Smith, Team Leader</li> <li>- Ms. Anita Delany, English Language Specialist Deputy Team</li> </ul>	東ティモールの奨学金事情に関する

	Leader	する機関
2月28日(水) 16:15-17:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ New Zealand Aid</li> <li>- Mr. Augusto Ferreira Soares, Development Program Coordinator</li> </ul>	
3月1日(木) 14:00-14:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 開発制度改革省, 水部門</li> <li>- 櫻井 俊彰 JICA 専門家</li> </ul>	東ティモールの人材ニーズについて
3月2日(金) 10:00-10:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ KOICA</li> <li>- Mr. Osia R. da C. Salu, Program Coordinator for Development Assistance</li> </ul>	東ティモールの奨学金事情に関する機関
3月5日(月) 18:00-20:00	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 帰国留学生ヒアリング</li> <li>- Mr. Francisco Soares(早稲田大学/2017)、国家行政省</li> <li>- Ms. Emiliana Soares(早稲田大学/2017~現在)、国家行政省</li> </ul>	東ティモールの行政官と奨学金について
3月6日(火) 9:00-9:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ US Aid</li> <li>- Mr. Candido da Conceicao, Project Management Specialist, Economic Growth Program</li> </ul>	東ティモールの奨学金事情に関する機関
3月9日(金) 11:00-11:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ ブラジル大使館</li> <li>- Mr. Saul Sarmento, Technical Assistance of Cooperation</li> </ul>	
3月16日(金) 18:00-20:30	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 帰国留学生同窓会</li> <li>- Mr. Cancio Monteiro(岐阜大学/2011), UNTL 講師, 同窓会立上げの代表コーディネーター</li> </ul>	東ティモール帰国留学生同窓会について



MINISTÉRIO DA  
ADMINISTRAÇÃO  
ESTATAL

**MINUTES OF DISCUSSIONS  
ON THE SECOND PREPARATORY SURVEY OF  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP  
TO THE GOVERNMENT OF THE DEMOCRATIC REPUBLIC OF TIMOR-LESTE**

Reference is made to the Minutes of Discussions dated December 1<sup>st</sup>, 2017 between the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) and Government of the Democratic Republic of Timor-Leste (hereinafter referred to as “Timor-Leste”), on the Project for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as “the JDS Project”) (ANNEX 1). The said Minutes of Discussions signed between Shintaro TAKANO, Leader, Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”), JICA and Agostinho Letencio de Deus, Director General, National Institute of Public Administration (hereafter referred to as “INAP”), Timor-Leste, agreed on the objective of the JDS Project, basic framework of the JDS Project such as implementing coordination and target areas of the JDS project.

Following to the above discussions, the Team was dispatched to Dili from February 24<sup>th</sup> to March 14<sup>th</sup>, 2018. The Team held a series of discussions with the Timor-Leste side including maximum number of JDS Fellows, Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Fellows per University, Target Organizations and Pre-departure English Training of the JDS Project and confirmation of further process to start the JDS Project, which the Exchange of Notes and the Grant Agreement need to be concluded between the government of Japan and Timor-Leste.

The Team and INAP on behalf of Timor-Leste side reached an agreement on the above discussion and the agreement was approved by His Excellency Minister of State Administration, Doutor Valentim Ximenes and Chief Representative of JICA Timor-Leste, Masafumi NAGAISHI.

The Team and INAP on behalf of Timor-Leste side confirmed to make efforts for the smooth implementation of the above mentioned process.

Dili, April 11, 2018

Approved by

Masafumi NAGAISHI  
Chief Representative  
JICA Timor-Leste Office

Approved by



His Excellency Doutor Valentim Ximenes  
Minister of State Administration  
The Democratic Republic of Timor-Leste

**I. Framework of the JDS Project**

**1. Maximum Number of JDS Fellows**

The total number of JDS Fellows for the first batch in Japanese fiscal year 2019, shall be at eight (8) and this number would indicate the maximum number per batch for four batches.

**2. Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Fellows per University**

Based on the discussion held between the both parties, it was agreed that the educational programs of the following universities and graduate schools (GS) for master's program are suitable to the needs in Timor-Leste.

Those assumed development needs described above shall be notified as "research area" to JDS applicants to indicate the direction of study/ research of each JDS Fellow as well as to accepting universities in order to prevent the mismatching between accepting universities and JDS applicants.

Priority Area as Sub-Program 1 :

Improving Administrative Ability and Institution Building

Development Issue as Component

1-1 Improvement of Public Administration and Legal System

Accepting University

- Doshisha University, Graduate School of Global Studies (2 slots)

Development Issue as Component

1-2 Improvement of Service Delivery (Health / Education)

Accepting University

- International University of Japan, Graduate School of International Relations (2 slots)

Priority Area as Sub-Program 2 :

Rural and Industrial Development

Development Issue as Component

2-1 Rural and Industrial Development

Accepting University

- Ritsumeikan Asia Pacific University, Graduate School of Asia Pacific Studies (2 slots)

Priority Area as Sub-Program 3 :

Improvement of Transportation / Urban Environment Development

Development Issue as Component

3-1 Improvement of Transportation / Urban Environment Development

### Accepting University

- Nagoya University, Graduate School of Environmental Studies (2 slots)

### **3. Target Organizations**

Both parties confirmed to include all ministries as the target organizations of JDS Project. The permanent civil servants mentioned in LAW No. 5/2009 APPROVES THE STATUE OF THE CIVIL SERVICE (First amendment to Law 8/2004) are eligible applicants. And also, permanent teaching staff from National University of Timor-Leste will be included as the eligible applicants (ANNEX 2).

## **II. Important Matters Discussed**

### **1. Pre-departure English training**

Both parties confirmed the necessity of English language training for the applicants and the successful candidates of JDS Project before going to Japan in order to enhance their English skills to the level which are required for the academic study. The Team requested INAP on behalf of the Timor-Leste side to consider bearing the cost to conduct the Pre-Departure English Training Course. INAP on behalf of Timor-Leste side replied to consider it and also requested the Team to bear the cost in case the cost is not able to be covered by Timor-Leste side.

### **2. Implementation Coordination**

As agreed on the Minutes of Discussions dated December 1<sup>st</sup>, 2017, both parties confirmed again that the implementation coordination of the JDS Project is as follows.

#### (1) Implementing Organization

INAP is responsible for administrative matter of the JDS Project, and therefore INAP is regarded as the Implementing Organization.

#### (2) Operating Committee

The Committee is composed of the representatives from the following organizations.

##### Timor-Leste Side

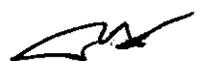
- INAP(Co-chair)
- Ministry of Education
- Civil Service Commission

##### Japanese Side

- Embassy of Japan in Timor-Leste
- JICA Timor-Leste Office (Co-chair)

ANNEX 1: The Minutes of Discussions dated December 1<sup>st</sup>, 2017

ANNEX 2: Modified design of JDS Project for four batches



**MINUTES OF DISCUSSIONS  
ON THE PREPARATORY SURVEY OF  
THE PROJECT FOR HUMAN RESOURCE DEVELOPMENT SCHOLARSHIP  
TO THE GOVERNMENT OF TIMOR-LESTE**

In response to a request from the Government of the Democratic Republic of Timor-Leste (hereinafter referred to as “Timor-Leste”), Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) decided to conduct a Preparatory Survey in respect of “the Project for Human Resource Development Scholarship” (hereinafter referred to as “the JDS Project”) to be implemented in Timor-Leste.

In view of the above, JICA dispatched a Preparatory Survey Team (hereinafter referred to as “the Team”) headed by Shintaro Takano, Deputy Director, Grant Aid Project Management Division 2, Financial Cooperation Implementation Department, JICA, to Dili from 25<sup>th</sup> November to 2<sup>nd</sup> December, 2017.

The Team held a series of discussions with the officials of the Government of Timor-Leste. The both parties reached further agreement on the JDS Project as attached hereto.

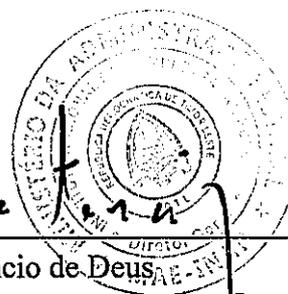
Dili, December 1, 2017

高野晋太郎

---

Shintaro TAKANO  
Leader  
Preparatory Survey Team  
Japan International Cooperation Agency

A. Letencio




---

Agostinho Letencio de Deus  
Director General  
National Institute of Public Administration  
The Democratic Republic of Timor-Leste

A

AS

## **I. Objective of the Preparatory Survey**

The Timor-Leste side understood the objectives of the Preparatory Survey explained by the Team referring to ANNEX 1 “Flowchart of the Preparatory Survey and Implementation Schedule of the JDS Project”.

The main objectives of the Survey are:

- (1) To agree on the framework of the JDS Project from Japanese fiscal year 2019 to 2022 to be implemented under Japan’s grant aid
- (2) To design the outline of the JDS Project through collecting basic information on human resource development for government officials in Timor-Leste
- (3) To explain the outline of the JDS Project to senior government officials
- (4) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Project

## **II. Objective of the JDS Project**

The objective of the JDS Project is to support human resource development in recipient countries of Japanese Grant Aid, through highly capable, young government officials and others, who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

## **III. Framework of the JDS Project**

### **1. Project Implementation under the Operating Guidelines**

The Timor-Leste side confirmed that the JDS Project is implemented under the framework described in the “Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship (ANNEX 2)” and “Flowchart of JDS Timor-Leste (ANNEX 3)” including the following items.

### **2. Implementation Coordination**

The both sides confirmed that the implementation coordination of the JDS Project is as follows.

#### **(1) Implementing Organization**

National Institute of Public Administration (hereinafter referred to as “INAP”) is responsible for administrative matter of the JDS Project, and therefore INAP is regarded as the Implementing Organization.



(2) Operating Committee (hereinafter referred to as "O/C")

The Committee is composed of the representatives from the following organizations.

Timor-Leste Side

- INAP(Co-chair)
- Ministry of Education
- Civil Service Commission

Japanese Side

- Embassy of Japan in Timor-Leste
- JICA Timor-Leste Office (Co-chair)

**3. Target Areas of the JDS Project**

Based on the discussion held between the both parties, target priority area as Sub-Program and target development issues as Component are identified as below.

Priority Area as Sub-Program 1 :

Improving Administrative Ability and Institution Building

Development Issue as Component

- 1-1 Improvement of Public Administration and Legal System
- 1-2 Improvement of Service Delivery (Health / Education)

Priority Area as Sub-Program 2 :

Rural and Industrial Development

Development Issue as Component

- 2-1 Rural and Industrial Development

Priority Area as Sub-Program 3 :

Improvement of Transportation / Urban Environment Development

Development Issue as Component

- 3-1 Improvement of Transportation / Urban Environment Development

(3) Target Organizations

Both side agreed to select the candidates of the JDS Project from permanent government officials mainly from the target organizations in accordance with the allocated Component mentioned above. The target organizations shall be finalized at the O/C meeting before starting recruitment based on the tentative list of target organizations (ANNEX 4).

**4. Number of JDS Fellows**

Both sides agreed that the total number of JDS Fellows for the first batch in Japanese fiscal year 2019 shall be determined after collecting information to estimate appropriate number of slots for Timor-Leste. Timor-Leste side requested that the number of slots shall be within the range between 8 and 10 to widely foster human resource development for government officials. The expected total number of slots for 4 batches shall be between 32 and 40.

## **5. Accepting Universities and Supposed Numbers of JDS Fellows per University**

Both sides agreed to determine the accepting Japanese universities after fixing the number of slots. Timor-Leste side agreed the Team select suitable universities based on eligibility of proposals to the target areas.

## **6. Basic Plan for Each Component**

The Team explained a Basic Plan for each component (ANNEX 5), which included the background, project objectives, summary of the activities of the project and other, would be prepared for mutual understanding of both parties during the Preparatory Survey.

The Committee confirmed necessary meeting arrangement would be taken for preparation of the Basic Plan for each component.

## **7. Monitoring and Evaluation**

It was agreed that monitoring and evaluation of JDS graduates should be done actively by the Government of Timor-Leste for expanding their outcomes and human network. In order to understand the features of the JDS Project, the Team recommended conducting monitoring mission to Japan formed by O/C members in its early stage. Timor-Leste side welcomed to participate in the monitoring mission.

## **IV. Undertakings of the Project**

Both sides confirmed the undertakings of the Project as described in Annex 6.

## **V. Other Matters Discussed**

### **1. Pre-Departure English Training**

In order to enhance the English skill of the candidates, INAP requested the JDS Project to provide Pre-Departure English Training. The team replied to consider the implementation of the training based on the necessity.

### **2. PhD Course**

Timor-Leste side requested that the JDS Project would offer PhD course as well as master course with explaining the situation that the government officials who obtained PhD degree were quite few.

### **3. Eligible Applicants**

Timor-Leste side requested the Team to solely target potential permanent government officials, who have worked for the government for more than two years and have commitment to work for the government after returning to Timor-Leste in a certain period, as eligible applicant.

In addition, Timor-Leste side requested to consider the existing master holders from other countries to be eligible applicant since they requires to be equipped with advanced knowledge and wide range of expertise.

#### **4. Value-Added Programs**

Timor-Leste side commented that leadership and management training will be especially welcomed for the JDS fellows from Timor-Leste. Timor-Leste side also expected the JDS Project to provide the opportunity to change the mindset of the civil servants as well as obtaining master degree in Japan.

#### **5. Sharing with the Information with Civil Servants**

The Team requested Civil Service Commission (hereinafter referred to as "CSC"), to share the information with the civil servants in Timor-Leste for the utilization of the survey. CSC accepted to provide the team with the information to conduct the better information of the Project.

#### **6. Target Organizations**

National University of East Timor (hereinafter referred to as "UNTL"), requested that teaching staff of UNTL should also be included as the eligible applicant in the JDS Project.

#### **7. Industrial Development**

Ministry of Tourism explained the Team that there are a lot of potential candidates in the ministry. Because the tourism is one of the promising industries in Timor-Leste under the Strategic Development Plan 2011-2030 which proclaims that the diversity of the industry in Timor-Leste is necessary.

#### **8. Contribution by the Timor-Leste side**

Senior officials that the Team met in the period of survey contributed to the decision from Timor-Leste side were 1) Minister of State Administration, 2) Civil Service Commissioner, 3) Rector of UNTL, 4) Secretary Executive of SCSC, 5) Director General of INAP and 6) some Director Nationals of Tourism, Health and Education.

ANNEX 1: Flowchart of the Preparatory Survey of JDS

ANNEX 2: Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship

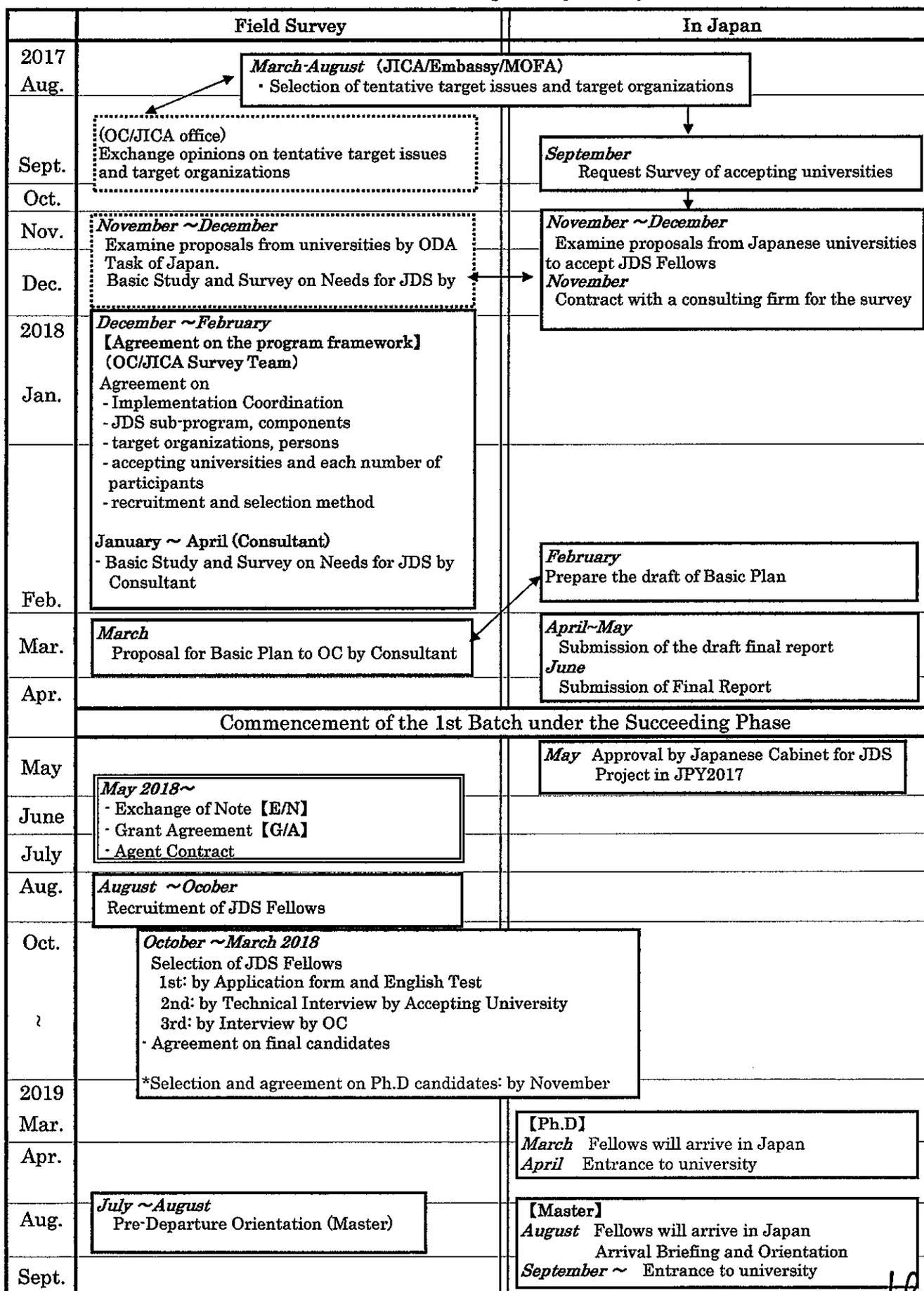
ANNEX 3: Flowchart of JDS Project (Draft)

ANNEX 4: Design of JDS Project for four batches (Draft)

ANNEX 5: JDS Basic Plan for the Component (Draft)

ANNEX 6: Undertakings of the Project

Flowchart of the Preparatory Survey



# **Operating Guidelines of the Project for Human Resource Development Scholarship by Japanese Grant Aid (JDS) under the New System**

July, 2015

Japan International Cooperation Agency (JICA)

These operating guidelines apply to the Project for Human Resource Development Scholarship, which starts in/after Japanese fiscal Year 2015 under the New System.

## **PART 1 Basic Principles**

### **1. Preface**

The purpose of the Project for Human Resource Development Scholarship (hereinafter referred to as the “JDS”) is to support human resource development in developing countries that receive Japanese grant aid (hereinafter referred to as “recipient countries”) through accepting highly capable, young government officials and others, who are expected to engage in formulating and implementing social economic development plans and are expected to become leaders in their countries, by means of accepting them in Japanese universities as JDS fellows. Moreover, the Project aims to strengthen the partnership between their countries and Japan.

JDS fellows accepted by the Project will acquire expert knowledge, conduct research, and build human networks at Japanese universities, and are expected to use such knowledge after returning to their work, to take an active role in solving practical problems of the social and economic development issues that their countries are facing.

Many of the issues of developing countries cannot be solved through the efforts of these countries alone, and thus responses amid a framework of international cooperation are vital. Furthermore, these responses cannot be separated from the actual development sites that are constantly trying to find solutions. This is why the JDS Project is expected to develop human resources that are capable of tackling development issues within the framework of international cooperation, including actual development sites.

These guidelines prescribe general guiding principles which are to be followed regarding the operation of the JDS Project as a whole. They are to be based on the Exchange of Notes (hereinafter referred to as the “E/N”) concluded with the government of the recipient country when the Japanese government approves the implementation of grant aid (hereinafter referred to

as the “Grant”). Also, they are to be based on the Grant Agreement (hereinafter referred to as the “G/A”) concluded between the government of the recipient country when the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as “JICA”) provides funds.

## **2. Overview of the JDS Project**

### **(1) Basic Concept**

- (a) JDS is designed to foster exceptional human resources capable of working to resolve various development challenges in the recipient countries in future by imparting advanced expertise to JDS fellows through studying at Japanese universities. The recruitment, selection, and dispatch of JDS fellows shall be conducted based on mutual agreement of the concerned officials from recipient countries and Japan.
- (b) JDS contributes to strengthen the partnership between Japan and the recipient country by graduating a wide range of fellows who have deep understanding about Japan.
- (c) The courses offered by the JDS are basically master’s course with considering the applicability and duration of study, but limited number of doctor’s courses could be also offered when the proper needs for the human resource development in more advanced level as well as appropriate candidates are identified.
- (d) The language of study shall, in principle, be English. This is based on the recognition that efforts to solve the development issues that developing countries face are undertaken under international cooperation frameworks and on the assumption that ex-JDS fellows will be active on the international stage after their return to their home countries.
- (e) For the purpose of the JDS Project which is to support human resource development, targeting highly capable, young government officials and others who are expected to engage in formulating and implementing social and economic development plans and to become leaders in their countries in future, the main fields of study are categorized in “Social Science” such as Law, Economics, Public Policy.

### **(2) JICA**

JICA will perform necessary operations for the implementation of the JDS Project pursuant to international agreement in accordance with the relevant laws and ordinances of Japan.

### **(3) Implementing Organization**

A designated authority of the government of the recipient countries shall take on a role of the Implementing Organization for JDS Project.

The Implementing Organization shall enter into contracts on the services for the JDS Project with an agent recommended by JICA.

#### **(4) The Consistency with the Framework of Japan's County Assistance Policy**

The priority fields of study shall be selected by each government of recipient countries and JICA among the study fields which are regarded as highly effective to cooperate in implementing the JDS Project, in a point of view that the JDS Project shall be consistent with the framework of Japan's Country Assistance Policy determined by the Ministry of Foreign Affairs of Japan.

#### **(5) Japanese Accepting Universities**

JICA shall enquire Japanese universities; about educational programs suitable to the recipient countries' needs in each priority fields of study and select universities which offer most suitable educational programs as prospective accepting universities. JICA shall consult with the recipient countries' governments on selecting the university for JDS fellows among the prospective accepting universities above, and determine the accepting universities.

#### **(6) Eligible Organizations**

Organizations which are eligible for the JDS Project shall be determined in each priority fields of study unless determination of eligible organization is inappropriate due to country's government official system, in such a case as personnel rotation among organizations are commonly practiced. Several eligible organizations may be determined in each priority field of study.

The eligible organizations are required to cooperate in consultation with accepting universities, and in drafting the basic plan of the field of study.

Also, the Eligible Organizations are required to cooperate in inviting the applications from suitable persons among their officials.

#### **(7) Preparatory Survey**

Prior to the implementation of the JDS Project in the recipient countries, JICA shall conduct a preparatory survey. The preparatory survey shall be conducted every four year period to design the JDS Project for the period ("A batch of" : JDS fellows shall be accepted in each fiscal year of the four-year period constitutes one cycle of the JDS Project).

The major objectives of the preparatory survey shall be as follows<sup>1</sup>:

---

<sup>1</sup> The following items are included in the preparatory survey started by July, 2015.

- (a) To agree on priority fields of study for JDS fellows,
- (b) To agree on accepting Japanese universities,
- (c) To agree on eligible organizations of each priority field of study,
- (d) To identify the needs for human resource development including number of potential candidates for the JDS Projects
- (e) Discussion on measures for promoting meaningful outcome from the JDS Project,
- (f) Finding the outcomes from the JDS Project, in the case where the Project continues, and
- (g) To estimate overall costs of the first cycle, that is a period of four years, of the JDS Project.

### **(8) The Agent**

After the conclusion of the E/N and G/A, JICA shall recommend the contractor of the preparatory survey as an agent (hereinafter referred to as "the Agent") to the recipient country. The Agent, in accordance with a contract concluded with the Implementing Organization in the government of the recipient country, shall perform the following duties toward smooth implementation of the JDS Project:

- (a) To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates,
- (b) To provide JDS candidates with information on study in Japan,
- (c) To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS Fellows,
- (d) To handle payment of tuition fees and scholarships,
- (e) To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows,
- (f) To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows,
- (g) To organize JDS fellows' returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, Evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS Fellows' returning to their respective countries, and
- (h) To perform other duties necessary for JDS Project implementation.

### **(9) The Operating Committee**

An Operating Committee shall be set in each recipient country towards the smooth implementation of the JDS Project.

The Operating Committee (hereinafter referred to as "the Committee") shall consist of

- 
- (f) To select the candidates for the first batch
  - (g) To prepare the basic plan of each priority field of study

government officials from related organizations of the recipient country (e.g.: diplomatic authorities, authorities in charge of economic cooperation, government official's personnel authorities, education authorities) and the relevant Japanese officials of Embassy of Japan and JICA. In principle, a representative of the government of the recipient country shall serve as chairperson, and a representative of the Government of Japan shall serve as vice chairperson. However, it shall be possible for representatives of the two governments to serve as co-chairpersons based on an agreement between the two governments. The chairperson (representative of the government of the recipient country) shall chair and manage Committee meetings. A JICA representative shall serve as the head of the Committee's secretariat, and shall handle all administrative duties of the Committee, including calling Committee meetings and taking meeting minutes.

The major roles of the Committee are as follows:

- (a) To discuss the JDS Project design in the preparatory survey,
- (b) To select JDS fellows from the candidates,
- (c) To encourage the recipient country in utilization of ex-JDS fellows and following up them, and
- (d) To review other aspects related to the management and implementation of the JDS Project.

### **(10) Number of JDS Fellows**

The number of JDS fellows of each batch shall be agreed by the both governments and stipulated in the contract between the recipient country and the Agent accordingly. In principle, two to five fellows shall be admitted in a graduate school for each fiscal year.

### **(11) Scope of Expenses covered by the Grant**

Expenses covered by the Grant shall be divided into the following two categories:

- (a) Expenses for the purchase of services necessary for implementing the JDS Project:
  - Expenses for recruitment and selection,
  - Expenses for pre-departure and after arrival orientation and arrangement in Japan,
  - Expenses for monitoring academic progress and living conditions of JDS fellows,
  - Expenses for JDS fellows' returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon graduation, meeting for reporting the results after JDS Fellows' returning to their respective countries

- (b) Expenses necessary for the JDS fellows and accepting universities in Japan:
- Scholarships,
  - Allowances for travel to and from Japan,
  - Outfit allowances,
  - Accommodation allowances for rent,
  - Subsidiary allowances to purchase books,
  - Shipping allowances,
  - Traveling and seminar allowances,
  - Tuition fees,
  - Expenses for Special Program as customized activities provided for JDS fellows by accepting universities to maximize the impact of the Project, and others.

### **3. Qualifications and Selection of JDS Fellows**

#### **(1) Qualifications and Requirements**

- (a) Nationality: Applicants must be citizens of the recipient country
- (b) Age: In principle, JDS fellows shall be between the ages of 22 and 39 (both inclusive) as of the first of April of the fiscal year of their arrival in Japan.
- (c) Applicants must not be serving in the military.
- (d) Persons who have strong will to work for the development of recipient countries after their return home.
- (e) Persons who have acquired a master's degree after studying abroad on a scholarship awarded by other foreign assistances are ineligible. Persons who are currently receiving or planning to receive another scholarship through other foreign assistance are ineligible as well.
- (f) JDS fellows must be in good health, both mentally and physically.
- (g) Persons who have English proficiency that is fluent enough for studying in Japan.

#### **(2) Recruitment and Selection**

##### **(a) Recruitment and selection policies**

- ① Eligible organizations of each priority field of study shall invite applications for the JDS candidates from its own officials and submit qualified candidates to the Implementing Organization or the authority agreed among the Operating Committee. Recruitment from the public by the recipient country

shall not be precluded if recruitment from the public is deemed to be reasonable.

- ② The selection of JDS fellows shall be unequivocally based on overall evaluation to each person's academic abilities and the suitability of research plan to the development issues in recipient countries. The fellows shall be determined through an examination of the application documents and interviews.

**(b) System for Selection**

- ① The Committee shall administer all parts of the selection process, from the system for selection to determination of fellows.
- ② The Committee shall address the following issues:
- 1) Determination of specific method for selection of JDS fellows (including selection policy and selection criteria)
  - 2) Confirmation of the selection schedule
  - 3) Implementation and management of selection tests
  - 4) Determination of final candidates
- ③ After the accepting universities' admission approval for the candidates, the Committee shall determine JDS fellows.

**4. Conditions for Study in Japan**

**(1) Benefits**

**(a) Scholarships**

The Agent shall pay allowances, such as scholarships and tuition, directly to JDS fellows and accepting universities on behalf of the government of the recipient country in accordance with the contract signed with the recipient country. Each amount of the said allowances shall be specified separately.

**(b) Term of Scholarship Payment, etc.**

In principle, the scholarship shall be provided for the JDS fellow from his /her arrival date to the departure date after his/her acquisition of the scheduled degree within the initially scheduled period of study. In principle, the extension of the period of study shall not be accepted. The recipient country shall cancel payment of the scholarship and arrange the JDS fellow's early return to the recipient country in any of the following cases:

- ① A false statement has been found in the JDS fellow's application.




- ② The JDS fellow violates any article of his/her pledge to the recipient country.
- ③ The JDS fellow is subject to disciplinary action by the university or has no prospect of academic attainment within the initially scheduled period of study.

## **(2) Obligation to report**

During the JDS fellow's study period in Japan, the recipient country shall monitor JDS fellows' academic progress regularly with the assistance of the Agent, and report the results to JICA.

## **(3) Follow up**

Because a key of the JDS Project is to create human networks and to encourage JDS fellows to help the recipient country achieve development issues in economic and social development in their countries after their return home, the recipient country shall conduct surveys on the JDS fellow' activities after their return and promote academic and cultural exchange with Japan.

Furthermore, the recipient country shall study ways of assigning JDS fellows to the work that provides them with the opportunity to play important roles in the central government, etc., after their return home.

## **PART 2 Contract with Agent and Verification**

### **1. Recommendation of Agent**

In order to implement the JDS Project smoothly, following the conclusion of the G/A, JICA shall recommend the consultant that undertakes the preparatory survey to the recipient country as the Agent.

### **2. Contract Procedure**

Pursuant to the provisions of the E/N and the G/A, the government of the recipient country shall enter into an agent contract with the Agent set forth in the preceding article. The Grant is ineligible unless JICA duly verifies the contract. The contract shall be made in duplicate and be submitted to JICA for its verification by the government of the recipient country through the Agent.

### **3. References to the G/A**

The agent contract shall refer to the G/A in a manner that it reads as follows:

“JICA extends its grant to the Government of (name of the recipient country) on the basis of the Grant Agreement signed on (date) between the Government of (name of

the recipient country) and JICA concerning the Project for Human Resource Development Scholarship”

#### **4. References to the number of JDS fellows**

The agent contract shall refer to the number of JDS fellows for each fiscal year of the four-year period, with said number serving as the upper limit.

#### **5. Scope of Service**

The agent contract shall clearly state all purchase of the services to be implemented by the Agent under the Grant.

In the event that a contract includes services which are not covered by the E/N and the G/A, such a contract shall not be verified by JICA.

#### **6. Period of Execution**

The agent contract shall clearly stipulate the contract period. That period shall not exceed the period of validity of the Grant as prescribed in the G/A.

#### **7. Contract Price**

The total amount of the contract price shall not exceed the amount of the Grant specified in the E/N and the G/A. The contract price shall be precisely and correctly stated in Japanese yen in the Contract using both words and figures. If there is a difference between the price in words and that in figures, the price in words is deemed correct.

#### **8. Verification of Contracts**

The agent contract shall clearly state that it shall be verified by JICA to be eligible for the Grant in accordance with the provisions of the E/N and the G/A.

#### **9. Payment Procedure**

In accordance with the E/N and the G/A, the contract shall have a clause stating that "payment shall be made in Japanese yen through a Japanese bank under an Authorization to Pay (A/P) issued by the Recipient or its designated authority." Payment shall be made in accordance with the procedures of JICA.

Because the payment includes the JDS fellows' living expenses in Japan, due care shall be taken to ensure that the payment is made on the designated date in a timely manner. Thus, the government of the recipient country must issue an Authorization



to Pay without delay.

### **10. Responsibilities and Obligations of the Recipient Country**

The agent contract shall clearly state the responsibilities and obligations of the Recipient Country in accordance with the E/N and the G/A.

### **11. Amendments**

If the agent contract requires amendment, it shall be made in the form of an Amendment to the Contract, referring to the contract presently in force identified by its verification date and number.

The Amendment to the Contract shall clearly state that:

- (1) all the clauses except that (those) which is (are) amended, remain unchanged.
- (2) the Amendment to the Contract shall be verified by JICA to be eligible for the Grant.

### **12. Project Modifications**

The Grant shall be used properly based on the Contract between the Implementing Organization of recipient country and the Agent which is verified by JICA. If unpredicted circumstances, however, require any modifications of the project, as illustrated below except minor modifications, the recipient country through the Agent shall obtain prior consent from JICA. The prior consent for the modifications is conducted by JICA to ensure that the modifications for the project are appropriate and whether any modifications are required on the contract price or not, however it does not mean that JICA will assume the legal or technical responsibilities for the substance of the modifications.

- 1) significant change of dispatching numbers of JDS fellows;
- 2) change of sub-program (JDS priority area)

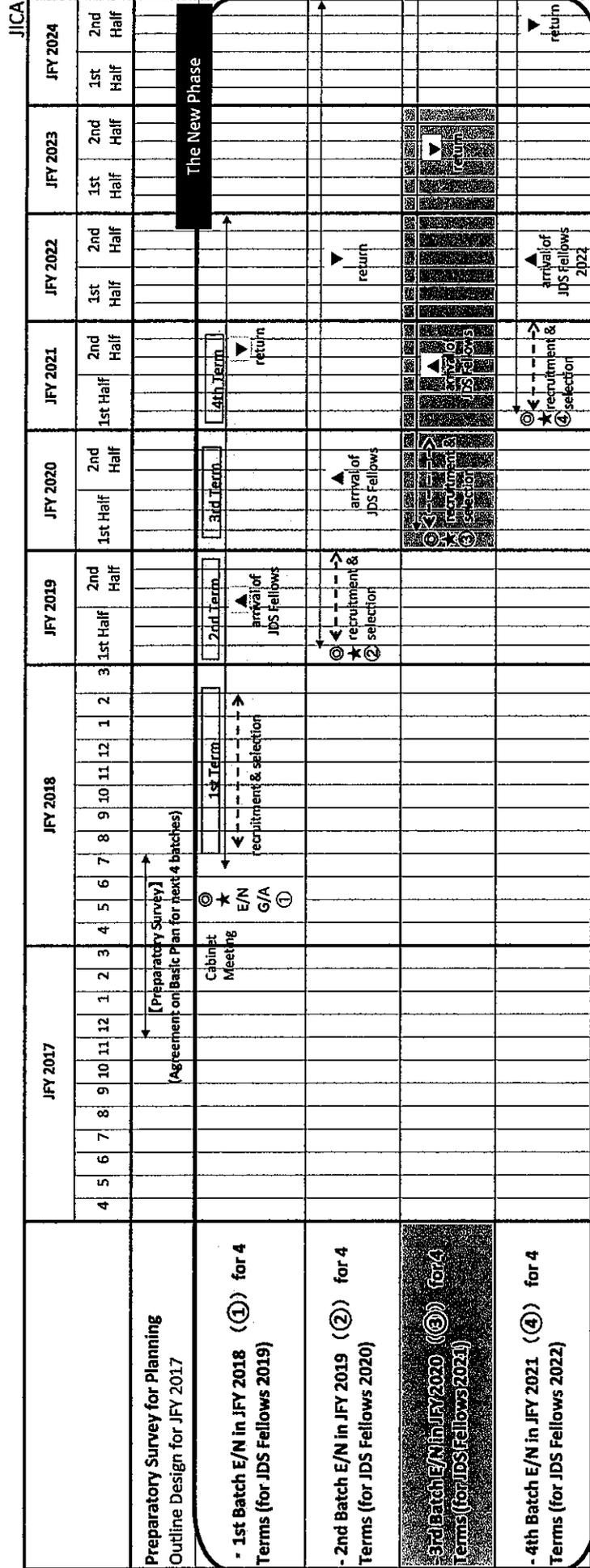
\*If application of the Guidelines is inconsistent with the laws and regulations of the Government of the recipient country, the Government of the recipient country is requested to consult with JICA.

END



Flowchart of JDS Project for the Succeeding Four Batches

December, 2017



- ◎ : Cabinet Meeting in Japan
- ★ : Exchange of Notes (E/N), Grant Agreement (G/A)
- ▲ : Arrival of JDS Fellows (Master)
- ▼ : Return of JDS Fellows (Master) to the Country

## Design of JDS Project for the Four Batches

Sub-Program (JDS Priority Areas)	Component (JDS Development Issues)	Target Group
Improving Administrative Ability and Institution Building	1-1 Improvement of Public Administration and Legal System	Ministry of Planning and Finance, Central Bank, The National University of Timor-Leste, Ministry of State and Administration, National Institute of Public Administration (INAP), Ministry of Justice Ministry of Foreign Affairs and Cooperation, Ministry of State, etc.
	1-2 Improvement of Service Delivery (Health/Education)	Ministry of Education and Culture, Ministry of Health, Ministry of State and Administration, The National University of Timor-Leste, etc.
Rural and Industrial Development	2-1 Rural and Industrial Development	Ministry of Trade and Industry, Ministry of Agriculture and Fisheries, Ministry of Petroleum, Ministry of Mineral Resources, Ministry of Development and Institutional Reform, Ministry of Tourism, Ministry of Education and Culture, Ministry of State and Administration, Ministry of Development and Public Works, The National University of Timor-Leste, etc.
Improvement of Transportation / Urban Environment Development	3-1 Improvement of Transportation / Urban Environment Development	Ministry of Development and Public Works, Ministry of Development for Transport and Communication, Ministry of Petroleum, Ministry of Mineral Resources, Dili City, The National University of Timor-Leste, etc.

**The Project for Human Resource Development Scholarship (JDS)**  
**Basic Plan for the Target Priority Area**

**Basic Information of Target Priority Area (SubProgram)**

<p>1. Country:Timor-Leste</p> <p>2. Target Priority (Sub-Program) Area:</p> <p>3. Operating Committee:  Timor-Leste Side: National Institute of Public Administration, Ministry of Education, Civil Service Commission  Japanese Side:Embassy of Japan, JICA Timor-Leste Office</p>
---

**Itemized Table 1-1**

**1. Outline of Sub-Program / Component**

**(1)Basic Information**

<p>1. Target Priority (Sub-Program) Area:</p> <p>2. Component:</p> <p>3. Implementing Organization:</p> <p>4. Target Organization:</p>
--

**(2) Background and Needs (Position of JDS in Development Plan of Timor-Leste)**

--

**(3) Japan's ODA Policy and Achievement (including the JDS Project)**

<p>Relevant Projects and Training Programs of JICA Timor-Leste Office:</p>
--

**2. Cooperation Framework**

**(1) Project Objective**

<p>The objective is to strengthen the government's administrative capacities in the country, through providing opportunities to obtain the Master's degree to the young capable government officials who are expected to play leadership roles to contribute to the socio-economic development of the country. It also aims to build a human network, and eventually strengthen the bilateral relationship/ partnership between Japan and Timor-Leste</p>
---

**(2) Project Design**

<p>1) Overall goal</p> <p>2) Project purpose</p>
--

**(3) Verifiable Indicators**

<p>1) Ratio of JDS fellows who obtain Master's degree</p> <p>2) Enhancement of the capacity of JDS returned fellows on research, analysis, policy making and project operation/ management after their return.</p> <p>3) Policy formulation and implementation by utilizing the study outcomes of JDS returned fellows.</p>
---

**(4) Number of JDS Fellows and Accepting University**

<p>Graduate School of X X      Xfellows / year total X fellows / 4 years</p>
--

**(5) Activity (Example)**

**Graduate School of XXXXX**

Target	Contents/ Programs to achieve target
1) Before arrival in Japan	
Pre-departure preparation in Timor-Leste in order for the smooth study/ research in Japan	
2) During study in Japan	
3) After return	
Utilization of outcome of research	

**(6)-1 Inputs from the Japanese Side**

- 1) Expenses for activities of Special Program provided by the accepting university before, during, and after studying in Japan (e.g. preparatory instructions including local activities, special lectures and workshops, follow-up activities after returning home)
- 2) Expenses for studying in Japan (e.g. travel expenses, scholarships during stay in Japan, examination fees, tuition fees, etc.)
- 3) Expenses for supports during stay in Japan (e.g. monitoring, daily life support, etc.)

**(6)-2 Input Duration and the Number of JDS Fellows**

1 batch X fellows × 4 years = X fellows  
From the year 2019 (Until 2021) : X fellows, From the year 2020 (Until 2022) : X fellows  
From the year 2021 (Until 2023) : X fellows, From the year 2022 (Until 2024) : X fellows

**(7) Inputs from Timor-Leste Side**

- 1) Dispatch of JDS fellows
- 2) Follow - up activities (e.g. providing opportunities for JDS returned fellows to share/disseminate the knowledge they acquired in Japan at their organizations/ other priority organizations)

**(8) Qualifications**

- 1) Nationality: Timor-Leste
- 2) Age: Between X and X as of April 1<sup>st</sup> in the year of dispatch (in principle)
- 3) Academic Background:
  - Should have a Bachelor's degree relevant to the target field
  - Applicants for \*\*\* University are required of 16 years of formal education (in principle). However, relevant academic/research career or working experience can be considered as an alternative to meet the requirement
- 4) Work Experience:
- 5) Others
  - Those who are enlisted military personnel are ineligible
  - Has not been awarded foreign scholarships for Master's degree
  - Have a good command of English at graduate school level
  - Must be in good health, both mentally and physically

## ANNEX 6

## Undertakings of the Project

(2) Specific obligations of the Recipient which will not be funded with the Grant

NO	Items	Deadline	In charge	Estimated cost	Ref.
1	To establish an operating committee (hereinafter referred to as "the Committee") in order to discuss any matter that may arise from or in connection with the G/A	Within 1 month after signing on the G/A	INAP		
2	To appoint the head of representatives of the Recipient who will be a chairman of the Committee	Within 1 month after signing on the G/A	INAP		
3	To open the Bank Account (Banking Arrangement (B/A))	Within 1 month after signing on the G/A	MOF		
4	To issue A/P to a bank in Japan (the Agent Bank) for the payment to the Agent	Within 1 month after receiving B/A from the Bank	MOF		
5	To bear the following commissions to a bank of Japan for the banking services based upon the B/A				
	1) Advising commission of A/P	Within 1 month after the signing of the agreement	INAP	approx. JPY6,000	
	2) Payment commission for A/P	Every payment	INAP	approx. 0.1% of the payment amount	approx. JPY100,000-200,000
6	To organize the first meeting of the Committee	Within 1 month after assigning the Agent	INAP		
7	To organize the Committee meeting	During the Project	INAP		
8	To ensure that customs duties, internal taxes and other fiscal levies which may be imposed in the country of the Recipient with respect to the purchase of the products and/or the services be exempted.	During the Project	INAP		
9	To accord the Japanese physical persons and/or physical persons of third countries whose services may be required in connection with the supply of the products and/or the services such facilities as may be necessary for their entry into the country of the Recipient and stay therein for the performance of their work	During the Project	INAP		
10	To bear all the expenses, other than those covered by the Grant, necessary for the implementation of the Project	During the Project	INAP		
11	To give due environmental and social consideration in the implementation of the Project	During the Project	INAP		

(INAP: National Institute of Public Administration, B/A: Banking Arrangement, A/P: Authorization to pay)

(2) Other obligations of the Recipient funded with the Grant

No	Items	Deadline	Amount (Million Japanese Yen)
1	To work on the recruitment and selection procedures of JDS candidates	During the Project	
2	To provide JDS candidates with information on study in Japan	During the Project	
3	To carry out matriculation procedures and make arrangements for trips to Japan for JDS fellows	During the Project	
4	To handle payment of tuition fees and scholarships	During the Project	
5	To provide pre-departure and after arrival orientation on JDS before/after arrival in Japan to JDS fellows	During the Project	
6	To monitor academic progress and living conditions of JDS fellows	During the Project	
7	To organize JDS fellow's returning program which consists of support for necessary procedure on JDS fellows' returning, evaluation meeting on JDS program upon the graduation, meeting for reporting the results after JDS fellow's returning to their respective countries, and	During the Project	
8	To perform other duties necessary for implementation of the Project.	During the Project	
	Total		

(Note) Progress of the obligations of the Recipient may be confirmed and updated from time to time in a written form between JICA and the Recipient.



### Modified Design of JDS Project for the Four Batches

Sub-Program (JDS Priority Areas)		Component (JDS Development Issues)		Slot	Accepting University	Degree	Target Group
1	Improving Administrative Ability and Institution Building	1-1	Improvement of Public Administration and Legal System	2	Doshisha University (Graduate School of Global Studies)	Master's Degree (Global Social Studies)	<p>Permanent Civil Servants mentioned in LAW No. 5/2009 APPROVES THE STATUE OF THE CIVIL SERVICE (First amendment to Law 8/2004) from All ministries</p> <p>Permanent Teaching Staff from National University of East Timor</p>
		1-2	Improvement of Service Delivery (Health / Education)	2	International University of Japan (Graduate School of International Relations)	Master of Arts in Public Management Master of Arts in International Development or Economics	
2	Rural and Industrial Development	2-1	Rural and Industrial Development	2	Ritsumeikan Asia Pacific University (Graduate School of Asia Pacific Studies)	Master of Science in International Cooperation Policy	
3	Improvement of Transportation / Urban Environment Development	3-1	Improvement of Transportation / Urban Environment Development	2	Nagoya University (Graduate School of Environmental Studies)	Master of Environmental Studies Master of Engineering	

## 重点分野／開発課題毎の4ヵ年受入人数

東ティモール国

サブプログラム	コンポーネント	大学	研究科	4期分の受入人数（案）				
				第1期	第2期	第3期	第4期	計
1. 行政能力向上及び制度構築	1-1 行財政能力向上及び制度整備	同志社大学大学院	グローバル・スタディーズ研究科	2	2	2	2	8
	1-2 サービスデリバリーの向上	国際大学大学院	国際関係学研究科	2	2	2	2	8
2. 産業・経済の発展のための政策や制度整備	2-1 産業・経済の発展のための政策や制度整備	立命館アジア太平洋大学大学院	アジア太平洋研究科	2	2	2	2	8
3. 交通・運輸網整備、都市環境整備	3-1 交通・運輸網整備、都市環境整備	名古屋大学大学院	環境学研究科	2	2	2	2	8
合計				8	8	8	8	32